



Initiative & Integrity

統合報告書2022

Mission

長期性 / 中立性 / パブリックマインド / 信頼性

金融力で未来をデザインします

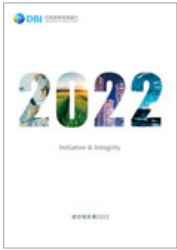
未来への責任
お客様視点
卓越したサービス
個の挑戦と協働

金融フロンティアの弛まぬ開拓を通じて、
お客様及び社会の課題を解決し、
日本と世界の持続的発展を実現します。

産業・インフラ分野のプロフェッショナルとして、幅広いリスク対応能力を発揮して事業や市場の創造をリードするとともに、危機対応など社会的な要請に的確に応え、2030年の経済・社会において独自の役割を果たします。

*Green
Resilience & Recovery
Innovation
Transition / Transformation*

挑戦
誠実
Initiative & Integrity



表紙デザイン：
2022の窓から未来を望む

価値創造ストーリー

- P 1 目次と編集方針
- P 2 価値創造のあゆみ
- P 4 企業理念体系
- P 6 価値創造プロセス
- P 8 価値創造を支える強み
- P 10 社長メッセージ
- P 16 第5次中期経営計画
- P 18 サステナビリティの実現に向けて
- P 23 連携・協働による
金融市場の活性化・安定化

戦略

事業戦略

セクター戦略

- P 24 エネルギー分野
- P 26 運輸・交通分野
- P 28 都市開発分野
- P 30 産業分野

エリア戦略

- P 32 地域
- P 34 海外

機能戦略

- P 36 特定投資・危機対応
- P 40 シンジケーション・アドバイザー・
コンサルティング
- P 42 アセットマネジメント

経営基盤戦略

- P 44 財務戦略
- P 46 人材戦略
- P 50 ナレッジ／連携・協働

- P 52 気候変動への対応

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンス

- P 56 会長メッセージ
- P 58 コーポレート・ガバナンスに関する
基本的な考え方
- P 62 取締役、監査役及び執行役員
- P 65 社外取締役によるメッセージ
- P 66 コンプライアンス

リスク管理

- P 68 リスク管理態勢
- P 68 統合リスク管理
- P 72 ストレストテスト
- P 73 事業継続への取り組み

コーポレート・データ

- P 74 財務・非財務ハイライト
- P 76 連結財務サマリー
- P 78 沿革
- P 79 大株主の状況
- P 79 株式会社化以降のDBJ法の変遷概要
- P 80 組織体制

データ編

- P 82 株式会社日本政策投資銀行法
- P 99 財務の状況
- P177 会社情報／グループ会社

編集方針

DBJグループは、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを深めるため、2003年度に初めて「社会環境報告書」を発行しました。2017年度より発行しております「統合報告書」は、財務情報と非財務情報を通じ、DBJグループの事業内容や持続的な価値創造に向けた取り組みについて、広くステークホルダーの皆様にご説明することを目的として編集しています。

統合報告書2022では、サステナビリティ経営の考え方を明示化すべく「価値創造プロセス」の高度化、気候変動・TCFD提言対応にかかる開示の充実化、非財務資本の整理といったブラッシュアップを実施しました。

なお、本統合報告書における記載内容については、経営会議において決定しています。

報告対象期間・範囲

- 対象期間 2021年4月～2022年3月（一部、対象期間外の情報を含みます。）
- 対象範囲 原則として、DBJと主要な子会社12社について報告しています。
- 発行時期 2022年8月

参考にしたガイドライン等

- 国際統合報告評議会（IIRC）国際統合報告フレームワーク
- 価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス

ディスクレーム／免責事項

本統合報告書には、将来予測に関する記述が含まれています。こうした記述は、本統合報告書作成時点における入手可能な情報及び不確実な要因にかかる仮定ないし判断を前提としており、諸条件の変化によって、実際の結果と大きく異なる可能性があります。



価値創造のあゆみ

経済環境や社会課題が大きく変遷するなか、常に「挑戦と誠実」という価値観を胸に、自らも変化しながら時代に即したソリューションを提供し、社会の持続的発展に貢献してきました。

計画造船融資による我が国商船隊の再建



新技術企業化による国産技術の振興



価値の源泉に光を当てる新たな金融商品などの開発



社会の変化と課題

1951年～

経済の再建と高度経済成長

1972年～

国民の生活の質的向上

1985年～

産業構造転換の円滑化

DBJの歴史と果たしてきた役割



インフラ



産業



地域

エネルギー充実化

輸送力強化

大都市再開発

エネルギー
安定供給

鉄道網整備

情報・通信
基盤整備

流通近代化

重要産業復興 ①

国際競争力強化 ④

新規産業育成

設備投資支援

産業構造転換

新技術工業化

国産技術支援

地域開発

地域社会基盤整備

地域間均衡

公害防止 ②

阪神・淡路
大震災復興 ③

DBJの変遷

1951年

日本開発銀行設立

1956年

北海道開発公庫設立



化学工業の無公害製法への転換促進



震災により被害を受けた交通インフラの復旧工事



2008年秋以降のリーマン・ショックによる世界的な金融危機の影響を受け、社債市場の機能低下に伴う企業の資金繰り悪化等に金融危機対応業務として迅速に対応

水素社会実現に向けての金融力を通じた支援

日本水素ステーションネットワーク合同会社 (JHYM)
写真提供: ENEOS (株)

1999年～

経済社会の持続的発展

2008年～

危機対応

インフラの復旧

リスクマネー供給 ⑥

再生可能エネルギー

プロジェクトファイナンス

M&Aアドバイザー

環境格付 ⑤

イノベーション対応強化 ⑧

事業再生ファイナンス 健康経営格付

ベンチャービジネス支援

競争力強化

BCM格付

地域課題解決

震災復興 ⑦

PPP・PFI推進

地域創生

特定投資

1999年

日本政策投資銀行設立

2008年

株式会社
日本政策投資銀行
設立

2015年 2020年

株式会社
日本政策投資銀行法改正

常盤興産(株):スバリゾートハワイアンズ(福島県)

東日本大震災からの復興の象徴となった
スバリゾートハワイアンズへの支援

提供してきた価値

金融手法の発展

プロジェクトファイナンス、DIPファイナンス、PPP・PFI、アセットファイナンス等の手法を先駆的に活用しながら、我が国が抱える様々な社会課題を解決してきました。また、リスクマネーの供給による成長資金市場の創造、多様な投融資機会の創出による資金循環の促進など、金融市場の活性化にも取り組んできました。

サステナビリティ

非財務情報に着目した環境格付・BCM格付・健康経営格付融資を世界で初めて開発し、これまで延べ約1,400件の企業を評価・支援するとともに、フロントランナーとしてサステナブルファイナンス市場の創造をリードしてきました。また、産業分野の持続的発展に向け、競争力強化や構造転換等の支援を継続的に行ってきました。

ナレッジ/連携・協働

60年以上の歴史を持つ設備投資計画調査をはじめ、継続的に内外の経済産業動向を調査・研究するなど、ナレッジを蓄積してきました。お客様、金融機関、官庁・地方自治体など幅広いステークホルダーと構築してきたネットワークも活用しながら、DBJグループならではのソリューションを提供してきました。

危機対応/セーフティネット

大規模災害や金融市場の不安定化などが生じた際には、スタビライザーとして、機動的に適切な危機対応業務を遂行し、セーフティネット機能を発揮してきました。新型コロナウイルスの感染拡大に際しても、幅広い業種・地域の企業の資金繰り支援を迅速かつ適確に実施してきました。

企業理念体系

DBJグループの企業理念体系は、今日までのあゆみに加え、今後想定される様々な環境変化や社会課題を踏まえて設定された、変わらずに追求し続ける「使命」と共有する「価値観」、そして2030年時点において目指す「ビジョン2030」から構成されます。

また、これらの企業理念の追求を通じて形作られるDBJグループの差別化要素となる「強み」として、引き続き4つのDNA（長期性・中立性・パブリックマインド・信頼性）を保持していきます。



企業理念の共有

企業理念の一層の共有・実践を通して、社会的責任への意識を高めるのはもちろんのこと、DBJグループの一体感の向上や、コミュニケーションコストの抑制、志や使命感に基づく職員一人ひとりの成長意欲の高まり、といった効果を実現していきます。

未来にわたり、変わることなく追求し続ける「目的」

「金融力で未来をデザインします」

金融フロンティアの弛まぬ開拓を通じて、お客様及び社会の課題を解決し、日本と世界の持続的発展を実現します。

使命を追求し、戦略を遂行した結果、2030年時点で到達している「将来像」

産業・インフラ分野のプロフェッショナルとして、幅広いリスク対応能力を発揮して事業や市場の創造をリードすると共に、危機対応など社会的な要請に的確に応え、2030年の経済・社会において独自の役割を果たします。

2030年のビジョンに辿り着くための「戦略」中期経営計画

戦略の遂行を支えるDBJらしい「強み」

4つのDNA 長期性・中立性・パブリックマインド・信頼性

価値観を具体的な行動で実践するための「ガイドライン」

- | | |
|----------|--|
| 未来への責任 | ● 経済価値と社会価値の両立を追求し、未来への責任を果たします |
| お客様視点 | ● お客様の立場に立ち、誰よりも徹底的に考えます |
| 卓越したサービス | ● 常に業務を見直し、サービスの質と生産性を高めます |
| 個の挑戦と協働 | ● フロンティアに挑戦し、成果にこだわり、やり切ります
● 多様性を尊重し、協働して、お互いを高め合います |

役職員が共有する変わらない「価値観」(基礎部分)

挑戦 (Initiative)

誠実 (Integrity)

価値創造プロセス

サステナビリティ経営のトップランナーとして、お客様及び社会の課題を解決し、日本と世界の持続的発展を実現すべく、サステナビリティ経営を進めています。

第5次中期経営計画による取り組み加速 P 16-17

外部環境と社会課題 **D.A.I.S: Digital, AI, Infrastructure, Sustainability**

INPUT

財務資本 P 44-45

- 自己信用調達
- 政府信用調達

人的資本 P 8

- 価値観「挑戦」「誠実」
- 4つのDNA「長期性」「中立性」「パブリックマインド」「信頼性」

知的資本 P 8

- 先駆的な金融力
- サステナビリティ分野のフロントランナー

関係資本 P 9

- 顧客基盤
- 多様なステークホルダーとの連携・協働

社会資本 P 50-51

- 自然環境
- 社会的インフラストラクチャー
- 制度資本

BUSINESS MODEL

地域特性に応じた産業振興、海外展開、インバウンド対応、事業承継



エネルギーシステムの再構築、交通ネットワークの高度化、魅力ある街づくり



注力する



価値創造を支える基盤

人的資本 P 46-49

- 価値観「挑戦」「誠実」
- 4つのDNA「長期性」「中立性」「パブリックマインド」「信頼性」
- エンゲージメント

知的資本

- 調査・研究
- 審査
- リスク管理

ガバナンス P 58-67

P 23 連携・協働

連携・協働

ステークホルダー・コミュニケーション

また、サステナビリティ経営の高度化を図りながら、ステークホルダーとの協働・対話を通じて、以下の価値創造プロセスの継続的な改善に努め、創出価値の更なる拡大に向けた取り組みを推進しています。

DBJ ビジョン2030の実現



価値創造を支える強み

DBJグループには、日本開発銀行設立以来70年もの間、社会課題の解決を通じて、培ってきた「強み」があります。この「強み」をもとに、リスクマネーやナレッジ等を活用したお客様の課題解決を通じた持続的成長を目指しており、「強み」をさらに伸ばすための施策にも取り組んでいます(P44~51「経営基盤戦略」参照)。

また、職員のマインドに共通する「4つのDNA」が、事業環境や社会課題が変化するなかでも、「強み」の受け継ぎと変化への対応を可能にし、更なる価値創造を牽引しています。

人的資本



価値観 4つのDNA

使命を果たす源泉ともいえるのが、企業理念・価値観(「挑戦」「誠実」)の共有・追求を通じて形作られ、脈々と引き継がれてきた「長期性」「中立性」「パブリックマインド」「信頼性」という4つのDNAです。これらは、私たちの独自の事業活動を支えるDBJグループの強みともなっており、これらがあるからこそ、その他の強みも発揮できています。



知的資本



先駆的な金融力

前身の日本開発銀行時代から企業の設備資金向け長期融資に取り組み、企業分析力と事業性評価力を磨いてきました。加えて、行動基準に「個の挑戦と協働」を掲げており、プロジェクトファイナンス、DIPファイナンス、PPP・PFI、アセットファイナンスなど、先進的な金融手法を国内黎明期に導入し、数多くの実績を積み重ねてきました。また、お客様の抱える様々な課題に対して、長期的視点に基づき、メザニンファイナンスやエクイティ投資などの手法を駆使しながら、リスクマネーを供給してきました。



国内トップ実績 のサステナブル ファイナンス・ ソリューション

2004年に企業の環境経営度を評点化する融資メニュー「DBJ環境格付」融資を世界で初めて開発して以来、「DBJ BCM格付」「DBJ健康経営格付」とその種類を増やすとともに、「DBJ-対話型サステナビリティ・リンク・ローン」やコンサルティングサービスの提供等、お客様との対話を重視しながら、お客様のサステナビリティ経営を支援してきました(累計融資額2兆6,219億円)。2011年には、「DBJ Green Building 認証」を開発し、不動産のサステナビリティ評価にも参入しています。



関係資本



業界大手を中心 とした顧客基盤

戦後の復興期より政策金融で日本の成長を支え、現在でも業界の有力企業をはじめとした数多くのお客様を支援しています。60年以上の歴史を持つ「設備投資計画調査」では、調査結果を踏まえた企業経営トップとの意見交換を行うなど、関係資本の強化にも努めています。長きにわたり日本の成長と共に歩んできたDBJグループは、これからも長期的視点に基づいて、お客様に寄り添っていきます。



多様な ステークホルダー との連携・協働

政府系金融機関として生まれ、そのパブリックマインド・中立性から、多様なステークホルダーと強固な連携・協働関係を構築してきました。大規模災害や金融秩序の混乱等の日本の危機発生時には、政府が指定する金融機関として機動的に適切な危機対応業務を遂行し、また、地域の課題に応じて、地域金融機関との協働ファンドにより地域ヘリスクマネーを供給するなど、DBJグループはこれからも結節点として、ステークホルダーの皆様と連携・協働していきます。



社長メッセージ

変容する社会とお客様のニーズに応えるため、 経済価値と社会価値を両立するサステナビリティ経営を 推進し、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
本年6月に社長に就任いたしました地下でございます。「統合報告書2022」の発刊にあたり、株式会社日本政策投資銀行を代表して、ステークホルダーの皆様にご挨拶申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けられた方々に心よりお見舞い申し上げます。DBJグループは新型コロナウイルス感染症に対する危機対応業務を通じて、経済・社会活動の根幹を維持すべく、影響を受けた事業者の方々のご支援と一刻も早い経済の回復に向けた対応に責任を果たしてまいり所存です。特に2021年度は、新型コロナウイルス感染拡大の長期化に伴い大きな影響を受けた飲食・宿泊業の方々を中心に、前例にとらわれない危機対応業務にDBJグループの総力を挙げて取り組んでまいりました。

また、将来を見渡しますと、コロナ禍による、働き方を含めた経済・社会のあり方の変容に加え、急速に進むデジタル化やカーボンニュートラル社会に向けた対応、国際社会の変動に伴う経済安全保障に対する意識も高まっています。このような経済・社会の抜本的な地殻変動は、金融も含めた産業構造の変革をもたら

し、そのリスクに備えるとともに、大きな飛躍の機会にもなり得るものと考えております。また、こうした飛躍を支えるためにも資金供給を含めたイノベーションの社会実装に向けた挑戦も必要になります。

DBJグループはいつの時代でも、社会の課題、地域の課題、そしてお客様の課題に寄り添い、特色あるユニークな金融機関として柔軟に業務内容を進化させてきました。その根底には「経済価値と社会価値の両立」というDBJグループのサステナビリティ経営に通底する考え方があります。本統合報告書では、DBJグループの変わらぬ使命や目指す将来像、共有する価値観といった「企業理念」に加え、「ビジョン2030」、それに至るパスとしての中期経営計画を含めた「価値創造プロセス」について触れることで、「経済価値と社会価値の両立」をどのように実践しているか、ステークホルダーの皆様にご説明させていただきます。

DBJグループのこれまでのあゆみと 果たしてきた役割と企業理念

DBJグループは、その前身である日本開発銀行・北海道東北開発公庫の時代から、戦後復興、高度・安定成長期、バブル経済とその崩壊、グローバル化や



少子高齢化の進展、環境や防災意識の高まりなど、その時々¹の社会課題に柔軟に対応し、我が国の持続的発展に貢献してまいりました。株式会社化後だけを振り返っても、世界的な金融危機や東日本大震災、そして最近の新型コロナウイルスの感染拡大など重大な事案が立て続けに発生する目まぐるしい変化のなかで、常にお客様や地域の課題に「誠実」に向き合い、そして新しい金融フロンティアに「挑戦」する気概を持って対応してまいりました。そして、お客様や地域の課題に向き合うことで、DBJグループ自身も大きく変化し成長してまいりました。

今後、大きな社会の変化が想定されますが、今までと変わらぬDBJグループの

「使命」～金融力で未来をデザインします～

「行動基準」

- ・ 未来への責任
- ・ お客様視点
- ・ 卓越したサービス
- ・ 個の挑戦と協働

「価値観」～挑戦 (Initiative) と誠実 (Integrity) ～を胸に、地域やお客様の課題に柔軟かつ的確に応えていくことが最も重要であり、変わらぬ根底をなすものだと考えております。

株式会社日本政策投資銀行
代表取締役社長

地下 誠二

社長メッセージ

そして、こうした企業理念や共通する価値観を踏まえ、今後もステークホルダーの皆様との対話を踏まえ金融のプロフェッショナルとしてお客様へ提供する付加価値を高め、2030年の経済・社会において独自の役割を果たすべく「ビジョン2030」を策定しております。

「ビジョン2030」と重点領域

長期的な展望をより具体的に経営ビジョンのなか
に反映すべく、DBJグループでは2015年に2030年
までの将来に向けて中長期的な視点で今後の私たちが
果たすべき役割を改めて考えました。この議論の過程
で、DBJグループのステークホルダーに重要な影響を
与える外部環境の変化として、我が国の人口減少や
気候変動・エネルギー問題など持続可能な社会に
向けた世界的なアジェンダ、グローバル競争の激化、
AIやFinTechなどのデジタル技術革新などを特定し、
これまで私たちが果たしてきた役割や実現してきた
価値を踏まえ、持続可能な社会の実現に向けてDBJ
グループが中長期的に力を発揮すべき領域を検討し
ました。

その結果が、2017年に策定したDBJグループの長
期ビジョン「ビジョン2030」です。「ビジョン2030」で
はDBJグループが取り組む重点領域を、「インフラ」「産
業」「地域」の3領域として明確に位置づけました。この
重点領域での貢献こそ、今日までのあゆみと総合的で
あり、かつ、今後の社会やステークホルダーからのご期
待に沿うものと考えております。

私たちは、その使命を達成するために、今後もステ
ークホルダーの皆様の声に耳を傾け、具体的な取り組み
を着実に実施することで、金融のプロフェッショナルと
して産業・インフラ分野のお客様や地域の皆様へ提供
する付加価値を高めるよう努めます。また、幅広いリス
クを適切に評価して引き受ける能力を発揮することで

事業や市場の創造をリードするとともに、これまで同
様、その時々の上社会的な要請に的確に応えることで、
2030年の経済・社会において独自の役割を果たして
まいります。

DBJグループのサステナビリティ経営

DBJグループは、2017年5月に、経済価値と社会
価値の両立を目指した持続可能な社会の実現に貢献
していくための基本姿勢として、「サステナビリティ基
本方針」を定めました。私たちが目指すサステナビ
リティ経営とは、3つの重点領域を中心とする事業活動
を通じた価値創造の仕組みとして、お客様と社会の
ニーズを踏まえ、経済価値と社会価値を不可分一体
的に生み出すものです。サステナビリティ経営の高度
化を図りながら、ステークホルダーとの連携・協働を
通じて価値創造プロセスの改善に努め、更なる価値拡
大に向けた取り組みを推進いたします。また、アドバイ
ザリー・ボードや特定投資業務モニタリング・ボードを
はじめとした外部のステークホルダーの皆様との対話
を通して、サステナビリティへの取り組みを加速度的に
進めていくことが重要だと考えています。

特に多くの企業にとって共通する重要課題となっ
ております気候変動対応は、「サステナビリティ基本方
針」において、持続可能な社会の実現にとって重要な
ものとしてDBJグループにおける最重要課題の1つと
位置付けております。

DBJグループでは、お客様視点に立ち、その脱炭素
に向けた取り組みを支援し経営課題の解決を通じて、
DBJグループとして2050年までのカーボンニュートラ
ルの実現を目指してまいります。その過程を通じ、日本
の競争力を維持・強化し、産業や地域の脱炭素への
「公正かつ責任ある移行」を進め、お客様の成長に貢
献してまいります。



また、DBJはTCFD提言への賛同を2018年6月に表明しており、気候変動に関するリスクと機会を認識したうえで、TCFDのフレームワークを踏まえた情報開示についても強化してまいります(P52～55「気候変動への対応」参照)。

中期経営計画

世の中を取り巻く環境変化は激しく、経済・社会の動向は不透明になるとともに、社会課題とお客様の経営課題は不可分一体となっていました。そこで、DBJ

グループは、今後の経済・社会変化に大きな影響を与え得るメガトレンドとして特定、整理した「D.A.I.S.」(P23参照)を踏まえ、お客様の課題解決を通じた持続的な社会の貢献に資する今後の取り組み方針として、2021年度から第5次中期経営計画(P16～17参照)をスタートしました。第5次中期経営計画では、「GRIT戦略」と称して、持続可能な社会の実現に向けて、Green、Resilience & Recovery、Innovation、Transition/Transformationの取り組みを、ステークホルダーとの連携・協働のもとで推進してまいります。

業務別損益概況(連結)

単位：億円

	2020年度	2021年度	前年度比増減
実態業務粗利益	1,641	2,180	539
融資損益	917	953	35
投資損益	470	1,060	590
役務取引・その他損益等	253	166	▲87
営業経費	▲567	▲580	▲13
実態業務純益	1,073	1,599	526
その他特別損益等	7	23	16
引当・償却等	▲342	▲738	▲395
税金等調整前当期純利益	738	885	147
親会社株主に帰属する当期純利益	452	576	123

※ 業務分野の区分表記は、経営管理上のものです。

社長メッセージ

中期経営計画の進捗・ 2021年度の決算

2021年度の決算は、投資先からの配当収入・売却益等によって大きく投資損益が伸びたことにより実態業務粗利益は2,180億円と過去最高を計上いたしました。一方で新型コロナウイルス感染症の影響等を受け引当金等を計上する形となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は576億円の黒字を確保し、前年度比27%の増益となりました。

第5次中期経営計画の進捗としては、注力領域であるリスクマネー供給について、コロナ禍の影響が残る、飲食・宿泊業をはじめとするお客様に向けての集中支援に加えまして、お客様の財務基盤強化や保有不動産流動化、イノベーション分野等でのリスクマネー供給を通じ、お客様のコロナ禍からの回復・成長の支援に取り組んでまいりました。

引き続き、リスクマネー供給機能の強化に注力するとともに、コロナ禍からの回復・成長に向けたお客様の挑戦や財務再構築へのご支援にも注力してまいります。

また、GRIT戦略の取り組みとして5年間で計5.5兆円の投融資実行を目標としておりますが、これは中期経営計画期間を通じた投融資全体の4割程度を想定しております。2021年度のGRIT関連の投融資実績は7,544億円と、危機対応融資を除く投融資約2兆円の4割程度となり、中期経営計画初年度として相応に案件を積み上げることができたと考えております。2022年度のGRIT戦略につきましては、「実績へ繋げる1年」と位置づけ、2021年度以上にお客様との対話を増やしてまいりたいと思います。

なお、長引いております新型コロナウイルス感染症の影響や、国際情勢・金融情勢など著しい外部環境の変化を踏まえた見直し後の財務目標を2023年5月に公表することを予定しております。

特定投資業務について

DBJグループのリスクマネー供給業務の経験を活かして、2015年の株式会社日本政策投資銀行法改正において法定業務とされた特定投資業務におきましては、地域活性化や我が国企業の競争力強化に資する案件として、特定投資業務開始以降の累計で152件、9,982億円の投融資を決定しています(2022年3月末時点)。また、民間金融機関などと協働した成長資金



供給に加え、地域活性化の案件も多数結実しており、地域金融機関などと共に特色ある地域創生に資するべく今後とも取り組みを強化してまいります。

また、2020年5月には新型コロナウイルスからの回復・成長に向けて新たに「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド」を設置するとともに、2021年2月にグリーン社会の実現に資する事業等への取り組みを重点的に支援する「グリーン投資促進ファンド」、3月にライフサイエンス産業等の競争力強化・イノベーション促進に対する支援を目的とする「DBJイノベーション・ライフサイエンスファンド」を、それぞれ新たに設置しました。引き続き、年2回開催の特定投資業務モニタリング・ボードにて、ステークホルダーの皆様のご意見を頂戴しながら、業務運営に取り組んでまいります。

サステナビリティ経営を支える 人材育成への取り組み

DBJグループの価値創造プロセスであるサステナビリティ経営を支える最も重要な基盤は、経済価値と社会価値の両立を追求し続け、「挑戦と誠実」という価値観、そして政策金融機関時代から変わらず受け継がれてきた「4つのDNA」を体現する人材です。DBJグループの役職員は、これまでの業務で培われた長期性、中立性、パブリックマインド、信頼性という4つのDNAを承継し、時代の要請に応えるべく、挑戦を続けてきました。

DBJグループでは、その価値を体現する職員にモチベーション高くパフォーマンスを発揮できるような仕組みづくりが大事であると考えています。豊富な研修機会を通じて、金融のプロフェッショナルとして自律的かつ先駆的な行動を促す人材の育成に、グループ全体で取り組んでいます。また、柔軟な働き方を支援する取り

組みの一環として、在宅勤務やフレックス勤務制度を導入し、育児・介護などにかかる就業・休業制度の充実を図っております。DBJグループ全体のダイバーシティ&インクルージョンの実現を目指し、様々な経験を持つ人材が生き生きと働ける組織にしていきたいです。

皆様との更なる協働に向けて

最後に、変化が著しい外部環境のなかで、DBJグループはお客様と地域の課題に対し常に寄り添い、その課題に対して「誠実」に向き合い、金融フロンティアに「挑戦」する組織でありたいと考えています。そして特色あるユニークな金融機関として、お客様と地域の成長を通じて我が国の持続可能な成長に貢献してまいります。

今後も、引き続きサステナビリティ経営のトップランナーとしての使命を果たすためには、ステークホルダーの皆様との対話が重要と考えております。本統合報告書が、ステークホルダーの皆様との対話に繋がればと願っております。

2022年8月

株式会社日本政策投資銀行

代表取締役社長

地下誠二

第5次中期経営計画

2008年の株式会社化以降の4回にわたる中期経営計画の遂行を通じて、DBJグループは「投融資一体」に向けたリスクマネー供給の強化とリスク管理機能の高度化を進めてきました。

足下では、抜本的な人口構造・社会構造の変革が進み、社会課題とお客様の経営課題が不可分一体となるなか、DBJグループとして、民間金融機関等との連携・協働のもと、リスクマネーやナレッジを活用してお客様の課題解決を通じた持続的成長へ貢献するべく、その行動計画として「第5次中期経営計画 つなぐ、共につくる ～Innovation for Sustainability～」を策定しました。なお、新型コロナウイルス感染症の経済・社会に与える影響が未だ不透明であること等を踏まえ、従来の3カ年計画ではなく、5カ年計画としています。

今後の経済・社会の抜本的变化への対応



財務目標

2025年度 目標(連結)	収益性					健全性	
	業務粗利益 ^{※1}	親会社株主に帰属する当期純利益	経費率 ^{※2}	総資産	ROA ^{※2}	ROE ^{※2}	自己資本比率 ^{※3}
	2,000億円程度	850億円程度	32%程度	21兆円程度	1%程度	3%程度	14%程度

2025年度目標については、2023年5月に見直し後の財務目標を公表予定です。

※1 クレジットコストを除く

※2 経費率、ROAは業務粗利益比。ROEは当期純利益比

※3 普通株式等Tier1比率(バーゼルIII最終化完全適用ベースの試算値)

第5次中期経営計画進捗

危機対応

- 新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、影響が残る飲食・宿泊業を中心とするお客様に対する支援

リスクマネー供給

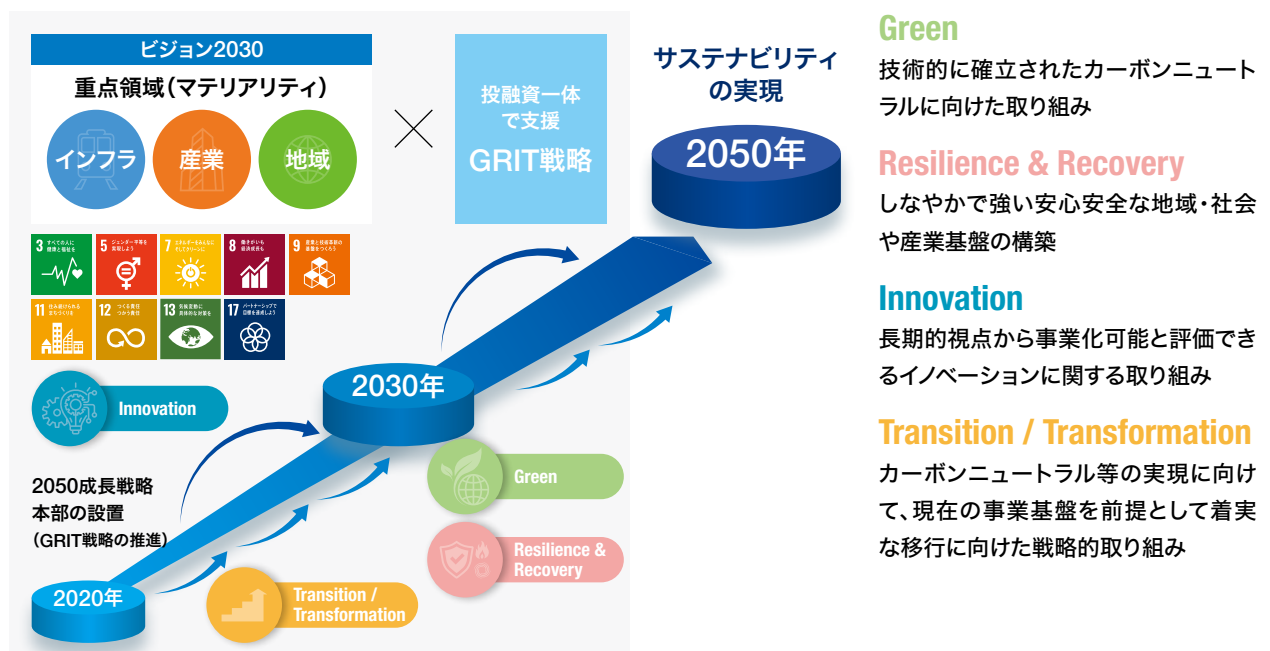
- 企業の財務基盤強化や保有不動産流動化、イノベーション分野等でのリスクマネー供給を通じたお客様のコロナ禍からの回復・成長を支援

GRIT戦略

- **投融资実績**：2021年4月～2022年3月までのGRIT戦略に関する投融资実績は**7,544億円**
(危機対応業務を除く投融资全体の4割弱)
- 投融资においては**トランジション・ローン等のサステナビリティファイナンスの実績化**や脱炭素に関する**各地域の協議会の運営・参画**等の地域における面的取り組みを推進
- 2050成長戦略本部を起点として知的資本・人的資本・関係資本を強化：
第5次中期経営計画初年度として**全行的にナレッジ面での底上げ**と共に、**顧客起点で課題の洗い出し**を実施

GRIT戦略

DBJグループとして、つなぐ取り組みを推進し、2050年の持続可能な社会の実現に貢献するべく、長期ビジョンを踏まえ2030年に向けた具体的な戦略として、「GRIT戦略」を定めました。GRIT戦略とは、お客様の具体的なニーズを起点としながら、グリーン社会の実現や、しなやかで強い安心安全な地域・社会や産業基盤の構築を目指すとともに、それに向けて、事業化可能と評価できるイノベーションへの取り組みや、現在の事業基盤を前提とした移行に向けた戦略的取り組みを、DBJグループとして重点的に支援していくことを示しています。GRIT戦略を推進するため、2050成長戦略本部(本部長：社長)を設置しております。



サステナビリティの実現に向けて

日本開発銀行の時代からサステナビリティにかかる課題に取り組んでおり、投融資一体やコンサルティング・アドバイザーなどの特色を活かしたビジネスモデルに基づき、持続可能な社会の実現に向けた様々な取り組みを進めています。

DBJのサステナビリティ史

産業公害克服の時代に始まり、時代の変化に応じて、環境対策等サステナビリティにかかる事業に対する支援を行ってきました。

1950～		1990～	
国内外の動き	DBJの取り組み	国内外の動き	DBJの取り組み
1953 水俣病 1958 工場排水規制法	公害防止融資制度創設 1960 汚水処理融資 1963 煤煙防止融資	1993 環境基本法	総合的環境対策融資制度創設
1967 公害対策基本法 1968 大気汚染防止法	1970 排煙脱硫融資	2000 循環型社会形成推進基本法 2002 京都議定書批准 2003 UNEP FI 東京会議	1993 地球温暖化研究センター設置 2004 DBJ環境格付融資制度開始 2006 DBJ防災格付融資制度開始
1973 オイルショック	1975 再資源化融資、省エネ融資	2008 リーマン・ショック 2011 東日本大震災 2015 パリ協定	2011 DBJ BCM格付融資制度開始 2011 DBJ Green Building 認証制度開始 2012 DBJ健康経営格付融資制度開始
1985 オゾン層保護に関するウィーン条約	1988 オゾン層保護融資		2020 DBJ-対話型サステナビリティ・リンク・ローン創設

サステナビリティ基本方針

使命である日本と世界の持続的発展の実現に向けて、サステナビリティ経営のもと、特色ある事業活動を通じた経済価値と社会価値の両立を目指しています。2017年には、ステークホルダーの皆様との対話を促進し、価値創造プロセスの継続的な改善に努めるため、「サステナビリティ基本方針」を定めました。

方針項目

- サステナビリティ経営
- 財務資本と非財務資本
- 持続可能な社会への貢献
- お客様の持続的成長
- 地域の自立的発展
- 従業員との協調
- 金融市場の活性化・安定化
- 投資家との対話



<https://www.dbj.jp/sustainability/management/regular.html>
「サステナビリティ基本方針」については、DBJウェブサイトをご覧ください。

環境・社会に配慮した投融資方針

環境・社会に配慮した投融資を行うという観点から、環境・社会に対して重大なリスクまたは負の影響を内包する可能性が高い事業・セクターについて、「環境・社会に配慮した投融資方針」を策定しています。2021年10月より運用を開始し、2022年度も必要に応じた見直しを実施しています。

適用対象となる事業

- セクター横断的に投融資を禁止する事業
- セクター横断的に投融資に留意する事業
- 特定セクターに対する取り組み方針
(兵器、石炭火力発電、パーム油、森林、炭鉱掘削、石油・ガス、大規模水力発電)



<https://www.dbj.jp/sustainability/effort/resolution/investment.html>
環境・社会に配慮した投融資方針に関する詳細情報は、DBJウェブサイトをご覧ください。

サステナビリティ委員会

経済価値と社会価値の両立、及びステークホルダーとの対話に関する事項や、気候変動をはじめとする様々なサステナビリティに関する課題への対応方針や取り組み状況について、経営会議傘下の「サステナビリティ委員会」にて審議しています。

主な取り組み

ビジョン2030及び第5次中期経営計画を踏まえ、以下のような取り組みを行っています。

「GRIT戦略」の推進	<p>持続可能な社会の実現に向けた第5次中期経営計画における取り組み方針である「GRIT戦略」のもと、お客様起点で取り組みを進めています。</p> <p>「GRIT戦略」とは</p> <p>Green: 技術的に確立されたカーボンニュートラルに向けた取り組み</p> <p>Resilience & Recovery: しなやかで強い安心安全な地域・社会や産業基盤の構築</p> <p>Innovation: 長期的視点から事業化可能と評価できるイノベーションに関する取り組み</p> <p>Transition / Transformation: カーボンニュートラル等の実現に向けて、現在の事業基盤を前提として着実な移行に向けた戦略的取り組み</p>	P 17
再生可能エネルギーへの取り組み	再生可能エネルギーの普及に向けて、国内の太陽光・風力発電プロジェクトに導入初期より関与するとともに、海外先進事例にも参画しています。	P 24
DBJ Green Building認証の取り組み	2011年に創設した認証制度で、環境・社会への配慮がなされた不動産とその不動産を所有・運営するお客様の支援に取り組んでいます。	P 28
DBJサステナビリティボンドの発行	日本の発行体として初めて、2014年にグリーンボンドを発行し、2015年からはサステナビリティボンドを毎年発行しています。	P 45
ポセイドン原則参画	海運業界における気候変動対応に金融面から貢献するポセイドン原則に参画しています。	P 22
評価認証融資等の取り組み	独自に開発したスクリーニングシステムにより企業の非財務情報を評価する融資メニューを通じて、お客様の環境・防災・健康に向けた取り組みを支援しています。また、対話を通じてお客様のサステナビリティへの取り組みの見える化等に貢献するDBJ-対話型サステナビリティ・リンク・ローンをご提供しています。	P 20
赤道原則の採択	赤道原則に基づき、環境・社会リスクの特定と影響評価を行ったうえで、事業者に対してリスクと影響の緩和に向けた対応を求めています。	P 54
TCFD提言を踏まえた取り組み	2050年にカーボンニュートラルの実現を目指し、そのリスクへの対応と機会について、脱炭素社会(気温上昇幅2.0℃未満のシナリオ)を目指すシナリオを軸にしつつ、気温上昇幅2.0℃以上シナリオを含めて分析を実施したうえで、その分析結果を踏まえた取り組みを進めています。	P 52

サステナビリティの実現に向けて

お客様との対話

DBJグループが培ってきた非財務面に関する“対話力”を活かし、社会課題の解決を目指すお客様の持続的な成長を支援しています。

DBJサステナビリティ評価認証融資

DBJサステナビリティ評価認証融資とは、DBJが独自に開発したスクリーニングシステムにより企業の非財務情報を評価する融資メニューです。

2004年に世界で初めて「環境格付融資」を開始して以来、2006年には「BCM格付融資」を、2012年には「健康経営格付融資」を開始しています。

本メニューの最大の特徴は、対話を重視した評価プロセスにあり、公表情報のみでは判断しきれないお客様の取り組みについてインタビューにて確認しているほか、評価後には結果のフィードバック面談により、今後取り組むべき課題の把握や経営の高度化に向けて支援しています。

トランジション・ローン

トランジション・ローンとは、企業の長期的な戦略に則った温室効果ガス削減に向けた取り組みを支援することを目的とした融資です。お客様の気候変動への対策の支援を通じ、脱炭素社会の実現に貢献していきます。

サステナビリティ経営コンサルティングサービス

サステナビリティ経営コンサルティングサービスでは、お客様のサステナビリティ経営全体の診断に加え、オーダーメイドのコンサルティングサービスにより、長期ビジョン策定やマテリアリティ特定、TCFD提言への対応等、お客様のサステナビリティ経営の基盤整備や高度化を支援しています。

DBJ-対話型サステナビリティ・リンク・ローン

サステナビリティ・リンク・ローンとは、借入人のサステナビリティ戦略と整合した目標(SPTs: サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット)の達成状況と融資条件を連動させ、借入人及び社会の持続可能な成長を奨励する融資です。

DBJ-対話型サステナビリティ・リンク・ローンでは、「双方向の対話」を通じて、お客様のサステナビリティ経営の高度化を動機づける最適なSPTsの設定と、SPTsとして掲げた目標の達成に向けて支援しています。お客様には、対話プロセスを通じたサステナビリティへの取り組みの可視化や、PR効果等のメリットがあります。




トランジション業務推進室

お客様との対話を通じ、カーボンニュートラルの実現に向けて公正かつ責任ある「移行」(トランジション)を着実に支援することが重要と考え、その実現に向けた投融資等の推進を企図した組織として、2022年4月、業務企画部に「トランジション業務推進室」を新設しました。

新たなエネルギーキャリアとしてトランジション上重要となる、水素・アンモニアや蓄電池の活用推進に向けては、単に個々の企業の取り組みを促すにとどまらず、異なる地域特性や多様な産業・関係者を踏まえ、各主体の連携促進が重要となります。トランジション業務推進室では、これらの分野に関する脱炭素への移行にかかる知見を集約するとともに、地域・業種横断的な対応を全社として推進することを目指しています。

加えて、左記のサステナビリティ経営コンサルティングサービス等の展開を強化し、お客様のサステナビリティ経営診断やオーダーメイドのコンサルティングサービスの展開を通じて、お客様との対話を深め、投融資機能とあわせてお客様の事業変革の支援を目指します。

サステナブルファイナンスの取り組み実績

	環境格付	BCM格付	健康経営格付	対話型SLL 及び トランジション・ ローン	合計
					
2021年度件数(累計)	29件 (748件)	25件 (421件)	18件 (252件)	7件 (9件)	79件 (1,430件)
融資累計金額	1兆6,684億円	5,360億円	3,320億円	855億円	2兆6,219億円

社会価値の可視化を通じた企業価値向上

これまで果たしてきた役割やステークホルダーとの対話を踏まえて設定した重点領域(インフラ・産業・地域)のお客様に対し、お客様が直面する様々な課題解決に向けて、プロフェッショナルとして創造的なソリューションを提供することで、「持続可能な開発目標(SDGs)」とも整合するサステナブルな社会づくりに貢献していきます。

お客様が直面する課題解決を通じ、DBJグループとして貢献する9つのSDGsを特定するとともに、SDGsカテゴリーに当てはまらない課題先進国である日本固有の課題についても認識しています。



2020年度に社会価値の可視化及びグループ内リテラシー向上を目的として開始したSDGsフラグについて、2021年度より第5次中期経営計画に掲げる持続可能な社会の実現に向けた戦略や、これに伴う社会価値の可視化を高度化すべく、取り組みを継続しています。

これらのカテゴリーに基づきGRIT戦略を推進することを通じて、「持続可能な開発目標(SDGs)」に貢献しています。



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

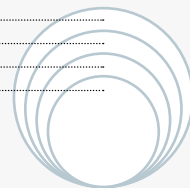


2021年度実績

期 間：2021年度投融資案件
対象金額：3兆2,226億円
集計方法：以下のプロセスを通じ、DBJの全行員で策定に向けて取り組みました。

- STEP 1 各担当者が貢献するSDGsカテゴリーを最大2つ選択
- STEP 2 専門部署にて妥当性を確認
- STEP 3 金額をダブルカウントで集計し、金額規模に応じて5段階の大きさで表示

1兆円以上
0.5~1兆円
0.1~0.5兆円
0.1兆円未満



※ 2021年度危機対応融資実績については「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」に資する取り組みにカウント

サステナビリティの実現に向けて

イニシアティブへの参画



気候変動への取り組み：ポセイドン原則参画

世界の金融機関が連携し、海運業界の気候変動対応を推進するための枠組みである「ポセイドン原則」に参画し、船舶融資ポートフォリオに起因する温室効果ガス排出削減の貢献度を毎年公表しています。



Poseidon Principles Annual Disclosure Report 2021



自然資本・生物多様性への取り組み：TNFDフォーラム参画

自然資本・生物多様性の保全是、気候変動対応と並ぶ持続可能な社会の実現に向けた重要課題であるとの認識のもと、自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD: Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)フォーラムへ参画し、積極的に取り組みを進めています。



脱炭素への取り組み：GX(グリーントランスフォーメーション)リーグ基本構想賛同

経済産業省が設立した、2050年カーボンニュートラル実現及び社会変革を見据え、GXへの挑戦を行い成長実現を目指す企業の産官学との協働の場であるGXリーグに賛同しています。

サステナビリティ経営を支える人材育成

学習テキスト作成、eラーニング実施

サステナビリティ経営を推進しGRIT戦略を加速させるために、行内関連部の知見を結集しサステナビリティに関するナレッジを取りまとめた「GRIT/サステナビリティテキスト」及び「関連用語集」を作成しました。グループ職員が関連するeラーニングを受講し、サステナビリティにまつわるこれまでの潮流を俯瞰し、用語を的確に把握することで、グループ全体の共通認識を高めるとともに、顧客や関係者との積極的な対話へ役立てられるようなプログラムを整えています。



GRIT/サステナビリティテキスト

情報集約基盤の整備

行内イントラネット上に「GRIT/サステナビリティポータル」を設置し、国内の政策動向や海外動向、DBJグループの取り組みの情報を集約するとともに、最新情報をアップデートしながら、組織全体のリテラシー向上に努めています。



GRIT/サステナビリティポータル

行内研修等の実施

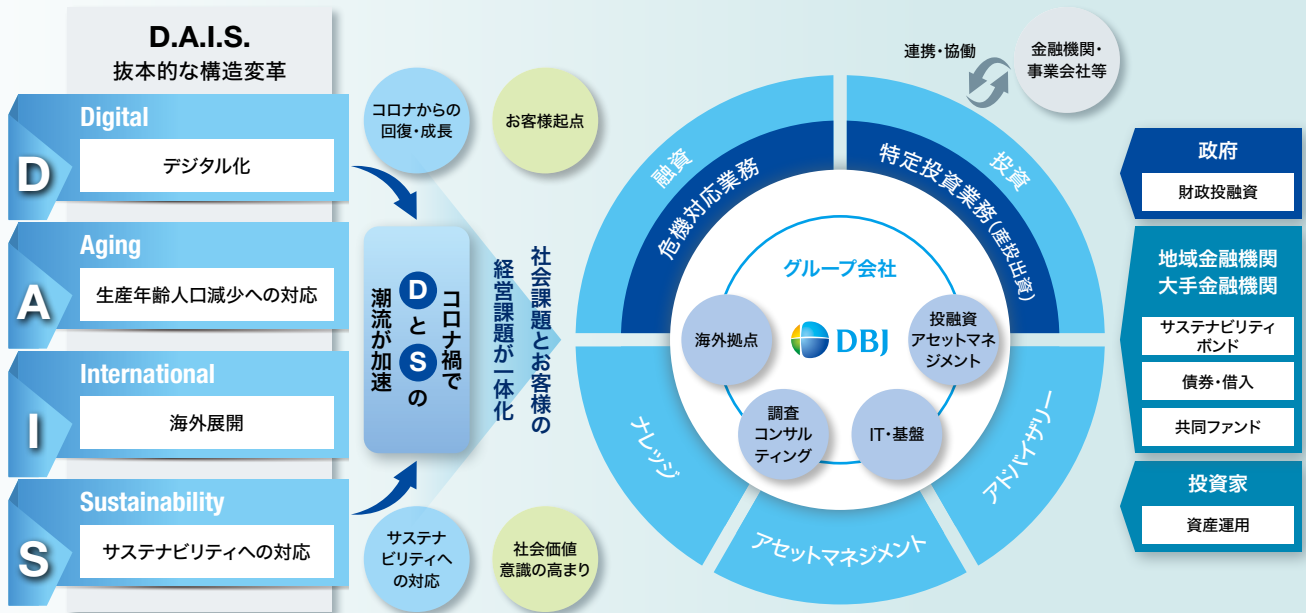
役職員が参加する2050成長戦略本部会合を行い(2021年度実施実績:12回)、重点事項の検討や知見の共有を、行内に展開しています。また、弁護士を招聘しビジネスと人権にかかる勉強会を実施するなど、最新の専門的知見を全行員向けに展開しています。



ビジネスと人権にかかる勉強会

連携・協働による金融市場の活性化・安定化

他の金融機関や事業会社の皆様との連携・協働を重視し、適切なパートナーシップを組むことで、特色あるソリューションを提供します。



資金の調達と運用

国内外の機関投資家や金融機関の皆様からの資金の調達や運用受託といった様々な形で資金を受け入れ、国内外の産業・インフラ分野のお客様に対してリスクマネーを供給します。

ナレッジの提供

産業・インフラ分野における経験に裏づけられた調査や審査、リスク分析やストラクチャリングなど、ナレッジ面での貢献をあわせて付加価値を創造します。

危機対応業務及び特定投資業務

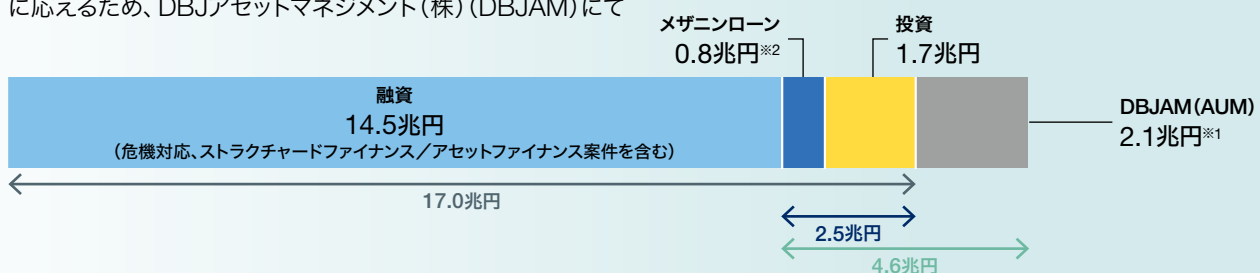
DBJ法に定められた業務であり、DBJグループを特徴づける業務として、引き続き適切な運営を行います。

リスクマネー供給について

DBJグループの投融資残高(約17.0兆円)のうち、有事における危機対応融資(P38～39参照)、案件のリスク特性に応じたプロジェクトファイナンス等の融資業務(約14.5兆円)に加え、投資・メザニンローン等のリスクマネー供給業務(約2.5兆円)を行うなど、特定投資業務(P36～37参照)を含め多様なリスクに応える業務を実施しております。

また、地域金融機関など投資家のお客様の資金運用ニーズに応えるため、DBJアセットマネジメント(株)(DBJAM)にて

約2.1兆円の資金をお預かりし、グループの強みを活かした特色ある資産を中心に資産運用業務を行っています。DBJAMの預かり資産を合わせ、DBJグループ全体では、約4.6兆円のリスクマネーを取り扱っており、今後もお客様の多様なニーズに応えるべく、リスクマネー供給業務を強化してまいります。



※1 DBJAMの預かり資産残高(AUM: Asset Under Management)からDBJ一任分を相殺消去

※2 メザニンローンのうち危機対応案件、ストラクチャードファイナンス案件との重複分については相殺消去

※3 2022年3月末時点

インフラ再構築・強化

エネルギー分野

日本のエネルギー市場の変革を金融面でリードし、産業構造転換期にある我が国エネルギー関連企業の成長を支援するとともに、世界レベルでの「脱炭素社会」の実現に向けて貢献していきます

主な事業分野

エネルギー分野における事業者・プロジェクトへのファイナンス、アドバイザリーサービスの提供

▶ 電力 ▶ ガス ▶ 石油

電気・ガス・石油精製・熱供給・水道業向け融資残高

2022年3月末 3.2兆円

社会課題

- 人口等のマクロ構造の変化
- 気候変動問題への対応
 - 2050年カーボンニュートラル宣言や2030年度温室効果ガス排出量46%削減の実現
 - 目標達成に向けたトランジション・ファイナンス推進のためのロードマップの重要性の高まり
- 国際的な資源価格高騰の影響、エネルギーコストの増加
- 電力需給逼迫と安定供給の確保
- 脱炭素技術・イノベーションの動向
- デジタル化の進展

リスクと機会

- グローバル環境の変化や脱炭素化、デジタル化の加速などに対応するための産業構造転換やエネルギー需給構造転換の遅れ
- 産業構造転換やエネルギー需給構造転換への取り組みが産業競争力の強化、ひいては我が国の更なる成長に繋がる可能性
- ソフト・ハード両面におけるイノベーションが生じる機会



<https://www.dbj.jp/case/list/?field=energy>

エネルギー分野の事例・ケーススタディは、DBJウェブサイトをご覧ください。



戦略

近年、2020年10月の2050年カーボンニュートラル宣言、2021年4月の2030年度温室効果ガス排出量46%削減、さらに50%の高みに向け挑戦を続けるという日本政府による目標の表明を踏まえ、日本社会全体で脱炭素に向けたあゆみが加速しています。また、2022年2月には電力・ガス・石油分野におけるトランジション・ファイナンス推進のためのロードマップが経済産業省から公表され、各企業においても脱炭素社会への移行に向けた具体的な道筋の検討が開始されています。

一方で、日本のエネルギー需給構造には多くの課題が残されている状況です。原発再稼働が進まないなかで、高度成長期に構築されたエネルギー設備の高経年化が進み、電力の需給逼迫が懸念される状況が続いています。加えて、ウクライナ危機やそれを契機とする国際的な資源価格高騰の問題もあり、エネルギー安全保障やエネルギーコストの抑制、安定供給の確保など、多面的な観点で課題と向き合う必要があります。

このように多くの課題が山積するエネルギー業界において、DBJグループは、課題に直面しているお客様に寄り添い、対話

を深め、課題解決に向けて共に取り組んでいきます。そして、これまで培ってきたエネルギー業界のお客様とのリレーションを大切にしながら、ESGと親和性の高い新しい金融手法を積極的に取り入れ、リスクマネーを含む円滑な資金提供に注力していきます。特に、再生可能エネルギーや各社のトランジション・ファイナンス推進のためのロードマップに基づく資金需要に対し、他の金融機関と協調して取り組みます。これらの取り組みを通じて、産業全体のイノベーションを支援し、カーボンニュートラル社会の実現に貢献します。

また、海外においても、世界レベルでの脱炭素社会の実現に貢献すべく再生可能エネルギー等への投融資に取り組み、先行するマーケットにて得た経験・知見を、日本における産業構造転換や企業の競争力強化への支援に還元してまいります。

さらにDBJグループとして、エネルギー分野におけるアセットマネジメント業務を通じ、カーボンニュートラルの実現に向けて国内外で生じる投資機会と、機関投資家等の資金を結び付けるようマーケットの育成に努めます。

GRIT 戦略 × Project Spotlight

再生可能エネルギーへの戦略的共同投資を通じた カーボンニュートラル社会実現の支援

関西電力(株)と大阪ガス(株)と共同し、2021年6月及び7月に、カナダの再生可能エネルギー発電事業者であるEtrion Corporationが国内で所有する4つの発電所を取得しました。

関西電力グループ及びDaigasグループは、太陽光をはじめとした再生可能エネルギー電源の保有ならびに普及・拡大に向けた取り組みを通じて2050年のカーボンニュートラル実現を目指し、環境貢献に寄与する取り組みを推進しております。

両社との本共同投資をはじめとして、今後も国内外の太陽光発電や風力発電プロジェクトをはじめとした再生可能エネルギー電源に対するリスクマネー供給を通じ、2050年カーボンニュートラルに向けたお客様の取り組みを支援してまいります。



雫石太陽光発電所

運輸・交通分野

日本の運輸・交通セクターの成長及び交通ネットワークの高度化を金融面からリードするとともに、世界のトランスポーターションファイナンス市場と日本の金融市場の橋渡しをします

主な事業分野

運輸・交通分野における事業者・プロジェクトへのファイナンスの提供

▶ 陸運 ▶ 海運 ▶ 空運

交通インフラ向け(運輸業向け)融資残高

2022年3月末 3.2兆円

社会課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響
- 人口減少・少子高齢化
- 安全・安心で持続可能な運輸・交通インフラの整備
- ヒト・モノの移動の増加や運輸・交通インフラ充実の過程における、新たなサービスの構築や環境負荷などへの対応

リスクと機会

- 運輸・交通セクターの持続的成長やネットワーク高度化に向けた課題解決
- 世界規模で進む脱炭素に向けた枠組みへの積極的な貢献



<https://www.dbj.jp/case/list/?field=transport>

運輸・交通分野の事例・ケーススタディは、DBJウェブサイトをご覧ください。



戦略

運輸・交通セクターにおけるお客様とのリレーションを維持しつつ、外部環境や社会課題の変化にあわせた柔軟な対応にも磨きをかけていきます。具体的には、陸・海・空それぞれについて、良質なプロジェクトアセットに依拠した最適なファイナンスの更なる強化や、日本企業の国際的な競争力強化のためのリスクマネー供給などの取り組みを推進していきます。

また、地方銀行をはじめとした日本の金融機関・投資家に対し、世界のトランスポーターションファイナンス市場でより多くのファイナンス機会を提供すべく、従来強化してきたシンジケート・ローンのほか、トランジション・ファイナンスの分野や投資機能も活用した様々な投資プロダクトの提供にも注力していきます。

脱炭素に向けた枠組みへの積極的な貢献も、ボーダレスなヒト・モノの移動を実現するうえで、必要不可欠な取り組みであると考え、国際海事機関(IMO)が掲げる中長期的な温室効果ガス削減目標の達成に資する海運業界における気候変動対応に、金融面から貢献することを目的に、「ポセイドン原則(The Poseidon Principles)」に署名、参画するなど、お客様を巡る課題を共に解決すべく、様々なニーズにあわせた金融ソリューションを提供しつつ、世界のトランスポーターションファイナンス市場と日本の金融市場の橋渡しをする役割も果たしていきます。

GRIT 戦略 × Project Spotlight

(株)商船三井に対し、LNG燃料フェリー2隻を資金用途とする シンジケーション方式トランジション・ローンを組成

我が国でも有数の総合海運事業者である(株)商船三井(MOL)は、2021年6月に「商船三井グループ環境ビジョン2.1」を策定し、2030年までにLNG燃料船90隻、2035年までにネットゼロ・エミッション外航船約110隻の導入等を通じ、海運業界のなかでも先駆けて2050年までにMOLグループ全体でネットゼロ・エミッションの達成を目指す目標を掲げています。かかる戦略の一環として、MOLグループは日本初となるLNG燃料フェリー2隻(「さんふらわあ くれない」「さんふらわあ むらさき」)を大阪～別府航路へ導入しました。DBJは、本船投入航路や建造される造船所に近接する西日本地域所在の地域金融機関等を中心に11行が参加するシンジケーション方式トランジション・ローンを組成しました。トランジション・ローンとしては初めて経済産業省のクライメート・トランジション・ファイナンスモデル事業に採択された本ローンの組成を通じ、海運業界・MOLグループの脱炭素への移行を金融面から支援いたしました。



(株)商船三井 さんふらわあ くれない

インフラ再構築・強化

都市開発分野

社会課題を先取りしつつ、都市機能の適切な維持・更新・拡充に貢献して都市と共に成長し、不動産金融市場の発展に貢献していきます

主な事業分野

都市開発事業、不動産保有特定目的会社、リート向け投融資、DBJ Green Building認証の運営

- ▶ 都市開発事業
- ▶ 不動産ファイナンス
- ▶ DBJ Green Building認証

不動産業向け融資残高

2022年3月末 1.9兆円

社会課題

- 労働人口減少、働き方改革等による社会的価値観の変化
- 少子高齢化に伴う生活環境の変化
- 新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた社会経済変革
- グローバル化への対応、都市の国際競争力向上
- 気候変動、不動産の省・創エネルギー、脱炭素への対応
- 都市のレジリエンス強化を含むESG課題への対応
- 技術革新への対応（スマートシティ等への対応）

リスクと機会

- 労働人口の減少や社会的な価値観の変化による、不動産（オフィス等）の存在意義や提供価値の再定義の必要性
- 社会・経済の変革も想定した新たな街づくりのあり方（住宅、商業、物流、観光施設等）
- ESG、デジタル化等に対する不動産業界の取り組みの加速、及び新規ビジネスの創出



<https://www.dbj.jp/case/list/?field=development>

都市開発分野の事例・ケーススタディは、DBJウェブサイトをご覧ください。



https://www.dbj.jp/service/program/g_building/

DBJ Green Building認証に関する詳細情報は、DBJウェブサイトをご覧ください。



戦略

デベロッパーへの融資や、リートに対する投融資、個々の開発プロジェクトへの投融資などのリスクマネーの供給を通じて都市開発を推進します。都市開発分野は事業規模が大きく、裾野も広く、国民生活のあらゆる側面に関連するため、投融資拡大や不動産運用を通じた社会的インパクトは大きくなります。また、企業社会、住民の生活及び都市開発分野全体が、少子高齢化、労働人口の減少、さらには気候変動への対応等を迫られており、お客様のビジネスモデルも急速な変化を余儀なくされる可能性があります。このように不確実性が高まる環境下こそ、DBJグループは、長年かけて醸成してきたパブリックマインドと、それを基礎にして得られる社会的信用や事業に対する長期的・公共的視点を、社会の環境変化に伴い価値が周期的・長期的に変動する都市開発分野において必須となる素養として重視しています。これらの価値観を踏まえ、お客様に対して、多面的、総合的な金融ソリューションを提供してまいります。

多様な投資家によるグローバルな不動産投資が進むなか、その重要性が増してきている、「ローカルな財である不動産と

グローバルな金融市場をつなぐ役割(ローカルに根ざした情報力・リレーション力・対応力)」を発揮していきます。

ESGの分野では、環境・社会への配慮がなされた不動産を評価・認証する制度として2011年にDBJ Green Building認証を創設し、2014年より、(一財)日本不動産研究所(JREI)との間で共同運営体制を構築しています。引き続きJREIと共にDBJ Green Building認証の一層の普及に加え、認証制度の不動産価値への反映を進めてまいります。

また、2021年には不動産の環境負荷をモニタリングし、社会の脱炭素化を支援するデータプラットフォーム事業を担う企業として、(株)Arc Japanを新規設立しました。DBJグループ及び(株)Arc Japanは、不動産の環境性能の見える化を促し、改善に向けた努力が金融に繋がる仕組みを提供することにより、国内不動産のサステナビリティ向上と脱炭素社会への移行(トランジション)を目指します。

GRIT 戦略 × Project Spotlight

仙台市における木造オフィスビルの開発を目的としたSPCへの出資

地域金融機関等と共同で、仙台市において、木と鉄骨の混構造による環境配慮型オフィスビルの開発を目的とした特定目的会社(SPC: Special Purpose Company)に出資しました。

持続可能な社会の実現に向け、不動産分野でも、建築物の施工、利用、資材の製造や廃棄時を含むライフサイクルを通じてCO₂排出量を削減することへの期待が高まっています。木材の建築利用は、資材製造時の環境負荷が低く、木材自体の炭素貯蔵効果とあわせてCO₂排出量削減施策として有望であり、かつ、林業サプライチェーンの整備への寄与も期待されます。

事業関係者が各々の経営資源を結集し革新的な取り組みを推進する本事業が、それぞれの競争力強化に加え、木材供給体制の高度化を通じたサプライチェーンの強化、地域経済の活性化にも寄与するものと評価し、「特定投資業務」における資金枠「グリーン投資促進ファンド」による支援を行うこととしました。



仙台国分町プロジェクト パース図

産業の創造・転換と成長

産業分野

業界を横断する再編・連携など、既存の業種の枠を超えた取り組みが加速する産業分野において、新たな事業・市場を生み出すインキュベーターとなることで、日本の産業競争力強化に貢献します

主な事業分野

産業分野における事業者・プロジェクトへのファイナンス、アドバイザーサービスの提供

- ▶ 製造業
- ▶ 小売・食品
- ▶ ホテル・旅館・観光等
- ▶ 通信・放送・メディア
- ▶ ヘルスケア

社会課題

- カーボンニュートラルの目標実現に向けた産業構造転換への対応
- 戦略的な国内産業基盤の確保
- 日本の技術優位性の確保に向け、科学技術を活用したイノベーションの推進
- スタートアップ向け支援の不足

リスクと機会

- フィンテック等の金融技術革新
- お客様の課題解決に向けた独自の付加価値提供
- 業界再編等による事業基盤強化
- 新技術事業化に向けたイノベーションの推進
- 業界横断的な取り組みによる新産業創造
- スタートアップを含むベンチャー企業支援



<https://www.dbj.jp/case/list/?field=industry>
産業分野の事例・ケーススタディは、DBJウェブサイトをご覧ください。



戦略

DBJがカバーする様々な産業セクター、個々のお客様に対する深い専門知識を背景に、各種ファイナンス機能やナレッジ、公益性・中立性に根ざした独自のネットワークを総動員し、お客様の成長支援や競争力強化、事業ポートフォリオ再構築、スタートアップを含む新規事業開発、海外展開、他社や他業種との協業、資本政策の最適化、政府の産業政策との連携等、多様な領域でお客様の課題解決を実現します。

2020年、「業種の枠を超えた新産業創造」を目的とし、企業金融第1部及び企業金融第2部を統括する「インダストリー本部」を新設しました。社会やお客様のイノベーション、サステナビリティ、トランジションの課題解決に対して、既存の業種の枠組みにとらわれず、「産業をつなぐ」ことをテーマに、業界横断的な取り組みをサポートしてまいります。

カーボンニュートラルに向けた対応においては、カーボンリサイクルや資源循環等の活動を支援・評価するサステナビリティファイナンスの提供や、カーボンニュートラルの潮流を踏まえ加速するお客様の事業ポートフォリオ改革へのリスクマネーやアドバイザーサービスの提供や、水素・アンモニア等の脱炭素に関する技術開発や次世代空モビリティ等の社会実装に向けた取り組みへのファイナンス・ナレッジ機能の提供に取り組んでまいります。また、5GやIoT等の技術発展によりニーズが高まる情報通信インフラ整備や各産業におけるDX(デジタルトランスフォーメーション)推進に向けた取り組みに対してもファイナンス・ナレッジの両面からサポートしていきます。

さらに、これらの実現に向け、提案力を中心とした職員個々の能力の向上、行内連携深化を通じたチーム力の強化にも取り組んでまいります。

GRIT 戦略 × Project Spotlight

(株)アールプラスジャパンへの資本参加を通じ プラスチック資源循環社会の実現に貢献

使用済みプラスチックの再資源化技術の開発や実用化に取り組む(株)アールプラスジャパンに対して資本参加しました。

近年、プラスチックによる海洋生物への影響・生産時及び廃棄時のCO₂大量排出などが問題視されており、使用済みプラスチックの再資源化はそれらの社会課題の解決策として注目されています。当社が開発を進める技術の活用により、従来技術に比べ、再資源化工程の省プロセス化、CO₂排出量やエネルギー消費量の抑制、環境負荷の低い効率的なプラスチックの再資源化が期待されます。当社への出資を通じ、プラスチック資源循環社会の実現を推進するとともに、産業の競争力強化に貢献してまいります。



(株)アールプラスジャパンとの対談

Society5.0挑戦投資制度

我が国の社会課題の解決に向けて、新たな価値観で新産業を創造することを目指し、持続可能でより良い社会づくりに貢献する活動に対して投資する枠組みです。2020年の創設後、4社への投資を実行しています。

※ Society5.0とは、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会

企業名	事業領域(新業種分類)
エクセルギー・パワー・システムズ(株)	次世代型ニッケル水素蓄電池(蓄電池 × サービス)
(株)SkyDrive	空飛ぶクルマ・ドローン(自動車 × 航空機)
(株)CROSS SYNC	遠隔ICU・医療DX(医療 × デジタル)
(株)FLOSFIA	次世代パワー半導体(素材 × エネルギー)

地域の自立・活性化

地域

「地域と東京」「地域と地域」「地域とグローバル」をつなぐ役割を意識し、地域の課題に応じたソリューションを提供します

概要

国内の10支店・8事務所を拠点として、地域ごとの特色を踏まえた各種サービスの提供

- ▶ 投融資業務
- ▶ 企画調査業務
- ▶ コンサルティング業務

業務提携金融機関数の累計

2022年3月末 111機関

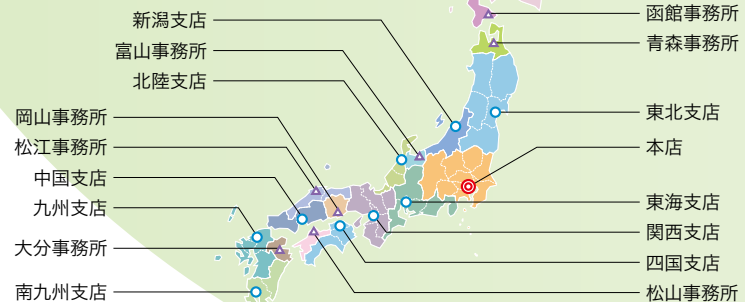
社会課題

- 中長期的な人口減少
- 新型コロナウイルス感染症による交流人口型産業への打撃（観光業等）
- 地域におけるサステナビリティ推進役の不足

リスクと機会

- 働き方やサプライチェーン変化による地域需要の高まりの可能性
- 地域企業の海外展開を含む成長戦略の追求
- 事業再構築や事業承継を通じた地域企業価値の維持向上
- 地域金融機関と連携した脱炭素に向けた取り組みの支援

- ◎ 本店
- 支店(10カ所)
- △ 事務所(8カ所)



<https://www.dbj.jp/case/>

各エリアにおける事例・ケーススタディは、DBJウェブサイトをご覧ください。



戦略

地域の新たな発展を支援するため、以下のようなサービスを提供します。

地域金融機関との連携

近時、地域におけるサステナビリティの推進役として地域金融機関に対する期待が高まるなか、こうした分野に関する幅広いテーマを網羅すべく、全国の地域金融機関を対象に「DBJサステナセミナー」を3回シリーズで開催しました。また、地域金融機関のお客様のサステナビリティ経営の導入を支援するコンサルティング業務などにも取り組んでいます。DBJグループでは、ファイナンスに加え、情報発信やコンサルティングなどにより、地域金融機関の皆様と連携しつつ、地域の課題解決に貢献してまいります。

M&A等海外情報提供

カーボンニュートラル等への対応や、地域企業が直面している事業の再編や承継、海外展開を含む事業領域の拡大をはじめとする様々な経営課題に対して、地域金融機関と連携した地域創生への取り組みの一環として、地銀M&Aネットワークを通じた地域企業に対するM&A機会の創出等を実施しています。

ナレッジ提供

地域カーボンニュートラル推進協議会の取り組み支援等の産業×地域の視点に立った調査・企画の実施、(財)日本経済研究所内の「社会インパクト評価チーム」一体による成果連動型民間委託契約方式(PFS: Pay For Success)やソーシャル・インパクト・ボンド(SIB: Social Impact Bond)等の官民連携プロジェクト組成支援、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた観光型都市の戦略にかかる調査・提言、スポーツ・音楽・文化芸術等交流人口型イベントの社会的価値に関する調査等、DBJグループの有するナレッジ提供を通じて、特色ある地域資源の維持と共に、地域に人を惹きつける新たな地域資源の発掘を支援しています。

GRIIT 戦略 × Project Spotlight

日本初の全国版サーチファンド立ち上げ

—事業承継の新たなソリューションを提供—

(株)日本M&Aセンター、キャリアインキュベーション(株)等と共に、国内の中小企業の後継者不在等の課題解決を目的として、(株)サーチファンド・ジャパンを設立し、日本初となる全国を対象とした「サーチファンド」モデルの投資事業を開始しました。「サーチファンド」とは、米国で始まったプライベートエクイティファンドの一種であり、経営者を目指す人材が投資家の支援のもとに中小企業を承継し、経営者として企業の再成長を実現させる仕組みです。DBJグループは、サーチファンドの普及を通じて、経営者を目指す若手人材と中小企業をつなぎ、多くの優秀な人材が中小企業を承継し再成長させることによって、地方の中小企業の事業承継問題の解決や経営人材の育成を促進し、日本企業の競争力を強化することを目指しています。



担当者ミーティング風景

地域の自立・活性化

海外

セクター戦略・機能戦略のなかで海外業務を位置づけ、DBJグループがより高い付加価値を提供し得る分野に絞り込む形でグローバル事業を展開します

概要

ロンドン、シンガポール、北京（上海支社含む）、及びニューヨーク現地法人を設置、DBJと一体的に活動

社会課題

- 新型コロナウイルス感染症によって落ち込んだグローバル経済の回復
- 全世界的課題であるカーボンニュートラルの実現、その実現のための技術革新及びイノベーション
- ロシア・ウクライナ情勢に起因する地政学リスクの高まり、それに伴うグローバルサプライチェーンの見直し、各国の経済・エネルギー安全保障の強化

リスクと機会

- ロシア・ウクライナ情勢に起因する地政学リスクの高まりや、全世界的なインフレーション懸念
- 新型コロナウイルス感染症により停滞した経済の回復に伴う、国内企業のグローバル展開ニーズの再拡大
- カーボンニュートラルに向けたエネルギー、産業、インフラ分野等のサステナビリティ・トランジション・ファイナンス需要の拡大

DBJ Europe Limited

● 海外拠点

DBJ Americas Inc.

政投銀投資諮詢(北京)
有限公司
(支社:上海分公司)

DBJ Singapore Limited



<https://www.dbj.jp/case/>

各エリアにおける事例・ケーススタディは、DBJウェブサイトをご覧ください。



戦略

グローバルにおける新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ経済の回復状況、またロシア・ウクライナ情勢に伴う各エリアでの地政学リスクの高まりの影響を見定める一方で、第5次中期経営計画における主な施策内容として掲げている「GRIT戦略」及び、海外各エリアにて議論されるカーボンニュートラルに向けたサステナビリティファイナンス関連の動きを踏まえ、セクター戦略を軸とした海外業務・拠点戦略をもとに、DBJグループ一体として海外業務を展開し、獲得した知見の日本国内への還元等に取り組んでまいります。

特に、エネルギー、運輸・交通などのインフラ分野、食農をはじめとする産業分野については、国内外一体の戦略に基づき、セクター戦略の担当部署、投資やストラクチャードファイナンス等といった金融機能の担当部署、海外拠点が連携して取り組むことで、国内産業の海外展開支援や、海外の先進的知見の国内市場への還元の観点も含めて投融資を行います。

国内各地域を含む産業分野のお客様の海外展開ニーズに対しては、調査・アドバイザー機能を活かして、また、必要に

応じて投資の機能を活用し、進出にかかる課題解決をサポートします。海外拠点の機能を活用し、日本国内のみならず、現地からもサポートできる体制を構築し取り組んでいきます。

海外の投融資機会を日本の投資家に提供する観点から、インフラセットや企業向け投資の資産運用事業をグループ会社で進めます。また、前述の活動を通じて、海外の投融資機会の獲得に努めることで、資産運用事業とのシナジーを目指します。

これらを実現させるにあたり、海外拠点については、ネットワーク、ソーシング、交渉サポート、モニタリング、リサーチといった機能にリソースを集中させながら、拠点ごとにDBJグループ全体のなかで最も能力を発揮できる分野を強化していきます。また、これらセクター戦略を軸とした海外業務・拠点戦略を実現させるべく、各種業務基盤の整備を行ってまいります。

GRIT戦略 × Project Spotlight

トランジションをテーマとしたインフラファンド Brookfield Global Transition Fundへの参画

カーボンニュートラルに向けた産業の移行を支援するトランジション・ファイナンスは、DBJグループのGRIT戦略の柱である一方、我が国における具体的な運用手法は未確立であるため、日本企業によるトランジションの更なる促進のために、海外での動向及び具体的な案件を理解する必要があると考え、2021年12月、Brookfield Global Transition Fundに参画しました。当ファンドの運用会社であるBrookfield Asset Managementは、国連気候アクション・ファイナンス特使のMark Carney氏をVice Chair及びHead of Transition Investingに迎え、再生可能エネルギーの投資運用で培ったノウハウを活用し、グローバルにトランジションの課題に取り組んでいます。投資実行後は、投資担当者間で当ファンドの投資案件を題材にトランジション・ファイナンスの実務に関する理解を深めると同時に、Mark Carney氏とDBJ経営陣の面談を通じてトランジションに関する世界的な潮流及び日本の現状について意見交換を実施しています。



Mark Carney氏との対談

特定投資・危機対応

様々なリスクを適切に評価して対応する能力を鍛え上げ、融資からメザニン・投資まで、お客様のニーズに応じたリスクマネーを供給します

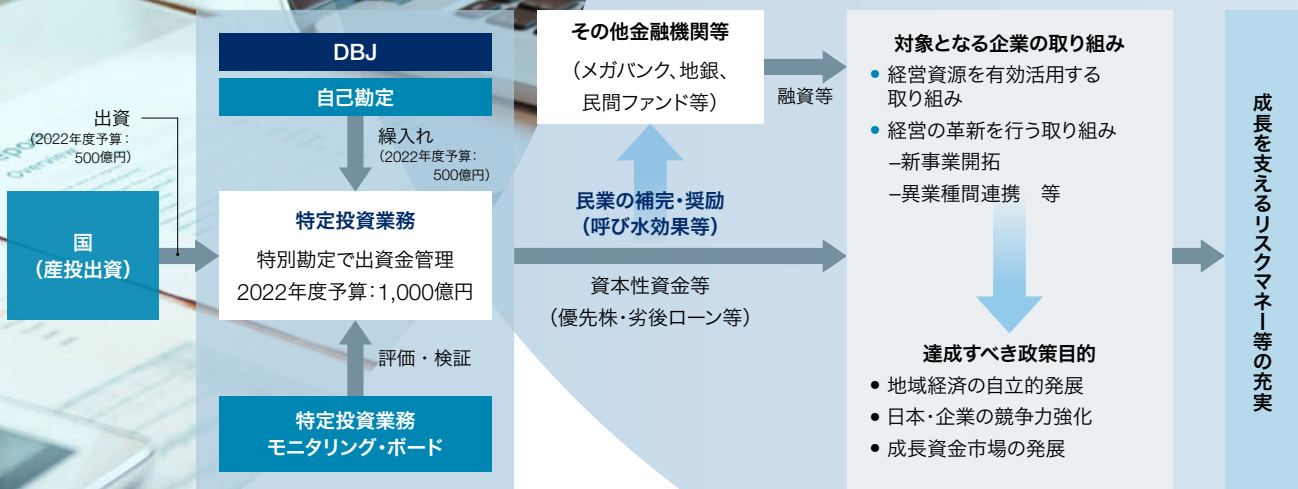
概要

特定投資業務は、民間による成長資金の供給の促進ならびに地域経済の活性化及び我が国企業の競争力強化のため、成長資金の供給を行うものです。また、指定金融機関として、内外の金融秩序の混乱、大規模災害、感染症等の被害に対処するために必要な資金の供給を行う危機対応業務にも取り組んでいます。

DBJ独自のリスクマネー供給の取り組み

特定投資業務

特定投資業務とは、民間による成長資金の供給の促進を図るため、国からの一部出資(産投出資)を活用し、企業の競争力強化や地域活性化の観点から、成長資金の供給を時限的・集中的に実施することを企図して設けられたものです。2015年6月の開始以来、2022年3月末時点で累計152件、9,982億円の投融資を決定しており、投融資実績額9,621億円に対して誘発された民間投融資額は6兆2,313億円となっています。



<https://www.dbj.jp/service/invest/special/>

特定投資業務に関するご案内・取り組み事例はDBJウェブサイトをご覧ください。



特定投資業務の全体像

DBJイノベーション・ライフサイエンスファンド

「成長戦略フォローアップ」(2020年7月17日閣議決定)等を踏まえ、ライフサイエンス産業等の競争力強化に対する支援を明確化すべく、2020年3月に設立した「DBJイノベーションエコシステム活性化ファンド」を2021年3月に改称し、スタートアップ等への支援を行っています。

新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(2020年4月7日閣議決定)等を踏まえ、事業者のコロナ禍からの迅速かつ着実な回復・成長を支援すべく、2020年5月に設置しました。

グリーン投資促進ファンド

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(2020年12月8日閣議決定)等を踏まえ、再生可能エネルギー事業をはじめとする、資源や環境の持続可能性を考慮した事業等を支援すべく、2021年2月に設置しました。

特定投資業務

DBJイノベーション・ ライフサイエンスファンド

我が国産業のイノベーション推進や
ライフサイエンス産業等の
競争力強化に向けた取り組み支援

新型コロナ リバイバル成長基盤強化ファンド

新型コロナウイルス感染症の
影響を受けた
企業の回復・成長に向けた
取り組み支援

グリーン 投資促進ファンド

2050年のカーボンニュートラル
実現に向けた再生可能エネルギー
投資等の取り組み支援

GRIIT 戦略 × Project Spotlight

「ICU Anywhere」の実現を企図した 将来の医療提供体制の構築を目指すスタートアップを支援

(株)CROSS SYNCは、横浜市立大学附属病院のICU(集中治療室)の専門医らにより設立された大学発のスタートアップです。「患者の急変や死亡を減らしたい」という想いから、生体情報や画像解析により複数患者のモニタリングなどを遠隔でも常時行える医療データ統合分析アプリケーション「IBSEN(イブセン)」の開発・運用を企図しており、医療従事者の専門知識とAIなど情報技術を掛け合わせた情報の抽出・表示方法及び治療優先度の早期判断・共有の仕組みが、急性期医療の現場への支援として革新的であることから、「特定投資業務」を活用し、コニカミノルタ(株)、豊田通商(株)、(株)ファインデックスなどと共に出資資金を拠出しました。

DBJグループは役員派遣や多くの関係者をつなぐ役割などを果たすことで、本製品の発展・普及の支援ならびに医療従事者不足を一因とする様々な社会課題の解決を通じて、どこでも最適な医療を享受できる社会の実現を目指します。



IBSENアプリケーション

危機対応業務

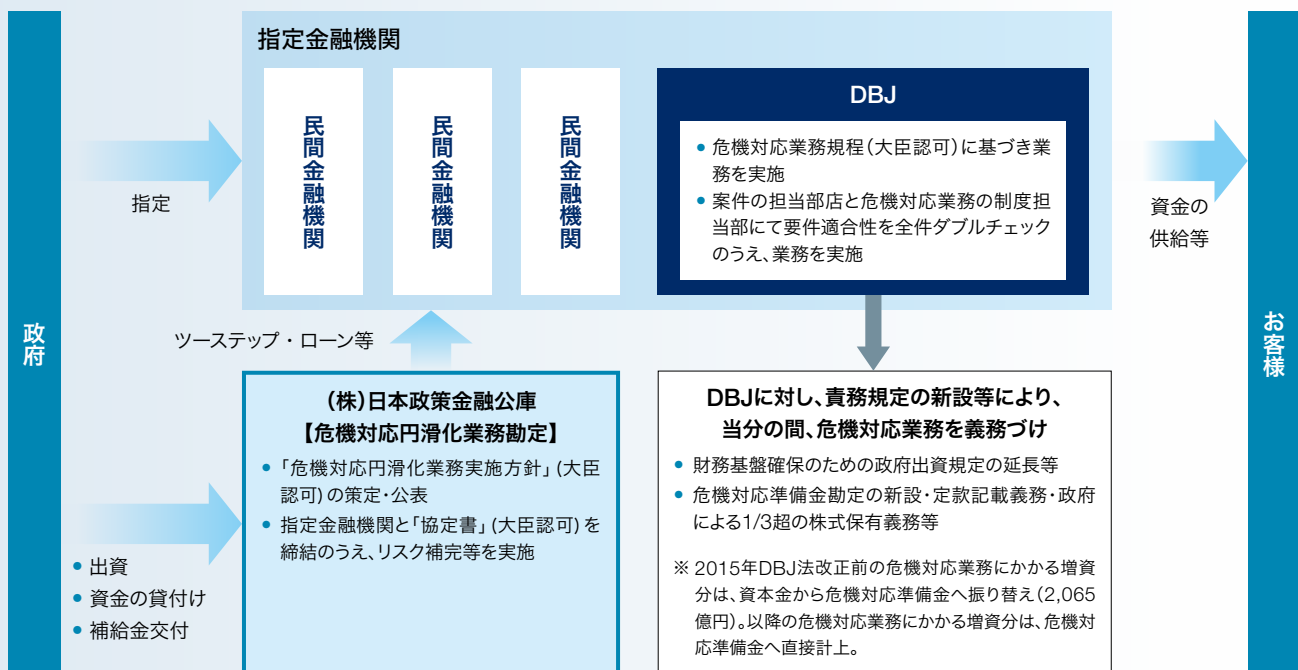
危機対応業務を通じ、経済社会・市場が内包する不安定性に対するスタビライザーとしての機能を果たします。

危機対応業務とは、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。その後の改正を含む。）に基づき、内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、(株)日本政策金融公庫(日本公庫)からツーステップ・ローンなどのリスク補完等を受け、政府が指定する金融機関（指定金融

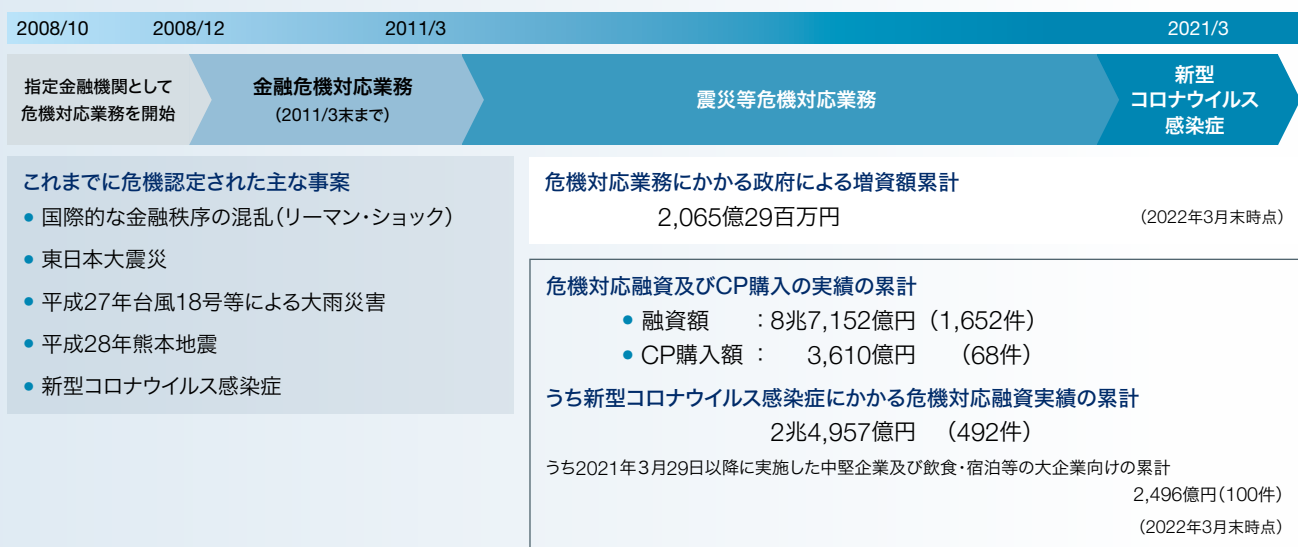
機関）が、危機の被害に対処するために必要な資金を供給する業務です。

なお、2020年3月には、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」が危機認定されております（P39「新型コロナウイルス感染症への取り組みについて」参照）。指定金融機関として、民間金融機関との連携・協働のもと、迅速かつ適確な危機対応業務の実施に取り組んでいきます。

危機対応業務のスキーム



これまでの取り組みと実績



<https://www.dbj.jp/service/finance/crisis/?sc=1>

危機対応業務に関するご案内・取組事例は、DBJウェブサイトをご覧ください。

Project Spotlight

平成23年(2011年)東日本大震災について

東日本大震災に対処すべく取りまとめられた2011年度補正予算において、(株)日本政策金融公庫に対し危機対応業務の中堅・大企業向けとして2.5兆円が措置され、DBJは直接・間接の被害を受けた皆様の取り組みを積極的に支援してきました。

また、被災地域の金融機関と共同で東日本大震災復興ファンドをそれぞれ組成し、投融資に取り組んできました。

2014年12月には、震災復興のステージが、生産設備の回復等といった〈復旧段階〉から、生産を再開した企業の販路開拓や、複数企業の協働による産業競争力強化、インフラ

整備・機能強化等の〈復興・成長段階〉へと移行しつつあることに対応して、(株)地域経済活性化支援機構(REVIC)と連携した復興・成長支援ファンドを設立しました。

2018年度には、復興需要の落ち着きが見られるなかで、被災地域の持続的経済発展を支えるべく、中長期の資本性資金等のリスクマネー供給を目的として、新たなファンドを設立しました。

引き続き、地域金融機関と連携しつつ、被災地域のステージにあわせた取り組みを推進していきます。

新型コロナウイルス感染症への取り組みについて

危機対応業務の実施について

新型コロナウイルス感染症による被害への対応として、2020年1月末に相談窓口を開設し、2020年2月以降独自の「地域緊急対策プログラム」にて対応してまいりました。そのようななか、2020年3月19日に「新型コロナウイルス感染症に関する事案」が政府により危機認定されたことを受け、指定金融機関として、危機対応業務に注力しています。

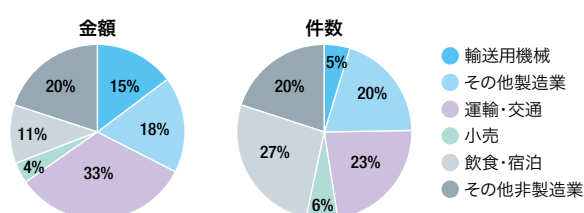
引き続き、代表取締役社長を本部長とする「コロナ対策本部」のもと、指定金融機関として危機対応業務の迅速かつ適確な実施を図ることに加え、「地域緊急対策プログラム」等によるDBJ独自の資金供給体制の整備、地域金融機関との連携の強化等を通じて、新型コロナウイルス感染症による被害を受けた事業者の皆様のニーズに対して、雇用確保や与信維持等、今次危機対応業務の趣旨を踏まえつつ、民間金融機関等とも連携・協働して取り組んでいきます。

飲食・宿泊等の事業者に対する支援策強化

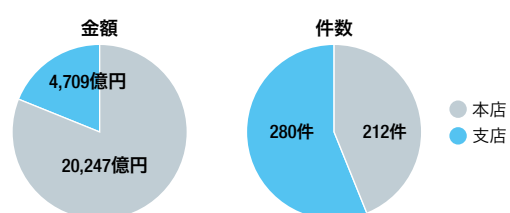
多くの雇用の担い手である飲食・宿泊等をはじめとする事業者を取り巻く経営環境が一段と厳しさを増すなか、2021年3月に政府より、かかる事業者に対する支援強化の要請を受け、「コロナ対策本部」の統括下に、「危機対応業務特別対応室」を新設するとともに、同対応室内に「飲食・宿泊専門チーム」の立ち上げを行い、特に飲食・宿泊等の事業者に対する審査期間の一層の迅速化を図っています。

また、2021年3月29日以降には、時限的・集中的な措置として中堅企業及び飲食・宿泊等の大企業を対象とする資本性劣後ローンの金利負担の軽減や、飲食・宿泊等の中堅・大企業を対象とする優先株式の引受ファンド(DBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合)の設立等、様々な施策を講じています。

実行融資の業種構成※1



実行融資の本支店構成※1



※1 2022年3月末時点

シンジケーション・アドバイザー・コンサルティング

連携・協働によるシンジケート・ローンの提供、日本企業の成長戦略や国際競争力強化に向けたM&Aのサポート、中立性・長期性に基づくコンサルティング等、多様なサービスの提供を通じ、お客様の課題解決、金融市場の活性化に貢献します

概要

長期資金の供給などの機能を複合的に発揮することにより、お客様への「投融資一体型金融サービス」の提供を行っています。シニアローンから、メザニン、エクイティまでシームレスに対応するとともに、シンジケート・ローン、M&Aアドバイザー、コンサルティング業務等のサービスも展開しています。

シンジケーション

シンジケート・ローンとは、アレンジャー（幹事金融機関）が複数の金融機関を集めてシンジケート団を組成し、お客様に対して同一契約書に基づき同一条件で融資を行う手法です。お客様にとっては、アレンジャーが複数金融機関との交渉を一元的に担うことによって多額の資金を機動的に調達できる、アレンジャーの招聘により取引金融機関を拡大できる、エージェントが各種事務手続きを行うことにより事務負担を軽減できるなどのメリットが存在します。

DBJがシンジケート・ローンを組成するに際しては、中立的な立場を活かし、幅広い金融機関に対して呼びかけを行います。また、通常のコーポレート向け融資の場合には、DBJ独自の融資メニュー（DBJサステナビリティ評価認証融資等）や、サステナビリティ・リンク・ローンと組み合わせることなどにより、付加価値向上を図ります。加えて、ストラクチャードファイナンスにおいてもシンジケート・ローンを利用した融資に取り組んでおり、これまでも、エネルギー分野やインフラ分野において、多数の金融機関を招聘して大型のシンジケート・ローンを組成しています。

地域金融機関との間で、シンジケート・ローン提供にかかる業務協力協定締結等を通じて連携・協働を一層強化しており、お客様の資金調達のみならず、地域金融機関への投融資機会の提供という観点からも貢献していきます。



https://www.dbj.jp/service/finance/shi_loan/?sc=1

シンジケート・ローンに関するご案内・取り組み事例は、DBJウェブサイトをご覧ください。



https://www.dbj.jp/service/advisory/m_and_a/?sc=1

アドバイザーサービスに関するご案内・取り組み事例は、DBJウェブサイトをご覧ください。

アドバイザー

DBJグループの中立性を背景とした、国内企業はもとより外資系企業やプライベート・エクイティ・ファンドとの幅広いネットワークを活用したアドバイザーサービスを提供します。

2017年度には、アジアなど海外への事業展開ニーズの高まりを受け、BDA Partners(本社：ニューヨーク)との間で、アジア・欧米等の海外におけるM&Aアドバイザーに関する

業務協力協定を締結しました。同社の海外ネットワークとDBJグループのM&Aアドバイザー業務体制・国内外ネットワークとの相乗効果のもと、お客様に対して、より一層効果的かつ効率的に、海外M&Aのアドバイザーサービスを提供しています。

コンサルティング

(株)日本経済研究所は、パブリック分野、ソリューション分野、国際分野の3つの調査分野を柱とする総合シンクタンクで、とりわけPPP・PFI分野では日本トップクラスの実績と経験・ノウハウを有するシンクタンクとして評価されています。

(株)価値総合研究所は、先端的技術知見や独自の経済モデルを用いた分析力に強みを有する総合シンクタンクです。専門性の高いナレッジは、全国自治体の総合戦略策定をはじめ、様々な政策分野で幅広く活用されています。

GRIIT 戦略 × Project Spotlight

M&Aアドバイザーを通じた我が国企業の海外における 再生可能エネルギー関連事業展開支援

世界的なカーボンニュートラル機運の高まりに伴い、我が国企業においても海外を含む再生可能エネルギー案件に対する投資及びM&Aニーズが高まっています。DBJグループは海外現地法人であるDBJ Singapore Limitedにおいて、アジアの様々な国籍のスタッフから構成されるインベストメント・バンキングチームを擁しており、同地域における投資・M&A案件の情報収集に強みを有しています。そして同チームと企業戦略部やPM部門、子会社の(株)日本経済研究所とが連携し、お客様へ継続的に案件をご紹介します議論を重ねることで、常にお客様の最新のニーズを把握することに努めており、結果としてお客様のアジア地域の再生可能エネルギー関連案件のご検討にあたって繰り返しアドバイザーサービスをご依頼いただくケースもあります。今後もアドバイザー業務を通じてお客様のアジアにおける再生可能エネルギー事業展開をサポートしてまいります。



Formosa I Wind Power Co., Ltd. ("FWPC")

アセットマネジメント

DBJアセットマネジメント(株)(DBJAM)は、DBJグループが長年培ってきた知見・ネットワークを背景としながら、市場が拡大している「オルタナティブ投資」分野において、機関投資家の皆様に対し良質な投資機会・運用サービスを提供することを通じ、資金循環の活性化・金融資本市場の発展に貢献します

概要

DBJAMは、2006年に設立された国内外の不動産、プライベート・エクイティ(PE)、インフラストラクチャー分野への投資(オルタナティブ投資)を専門に取り扱うDBJグループにおけるアセットマネジメント会社です。

社会課題

- 運用機会の多様化
- 気候変動
- 人口減少や高齢化の進展
- インフラ老朽化・維持更新
- 労働生産性の向上

上記課題に対応するため、我が国金融資本市場を高度化していくことが最も重要な課題の一つと認識しています。また、そのためには、年金基金・金融機関等の機関投資家の更なる運用の高度化を実現していくことが必要と考えています。

リスクと機会

- 持続可能な社会の実現に資する投資機会の創出
- 気候変動その他サステナビリティへの適切な対応
- 再生可能エネルギー投資の促進、社会インフラの維持更新
- サステナビリティ・ESGの組み込み、General Partner(無限責任組合員)に対するエンゲージメント推進
- 人的資本の充実・向上
- プロフェッショナル社員の育成、働きやすい職場環境の実現・従業員エンゲージメントの向上



<https://www.dbj-am.jp/>

アセットマネジメントに関する情報はDBJアセットマネジメント(株)のウェブサイトをご覧ください。

戦略

DBJAMは、2006年の設立以来、投資家の皆様のオルタナティブ投資ニーズの拡大に対応して、投資対象分野・運用サービスを拡充してきました。その結果、現在、不動産私募ファンド、私募リート、国内外のPE・インフラ・不動産ファンドを投資対象とするゲートキーパー業務やファンド・オブ・ファンズ業務を展開するに至っています(2022年3月末時点のAUM(受託資産残高): 2兆8,198億円)。

DBJAMは、投資運用会社としての「フィデューシャリー・デューティー」(受託者責任)や「ステewardシップ責任」を的確に果たす観点で、受託資産の長期的な収益拡大を実現することを第一義としています。また、そのためのアプローチとして、サステナビリティ経営の考え方や「ESG投資」を活用・推進しています。具体的には、社長執行役員を議長とし業務執行に携わる全ての役員が委員となる「責任投資委員会」で方針を定めつつ、3つの分野(不動産、PE、インフラ)それぞれに

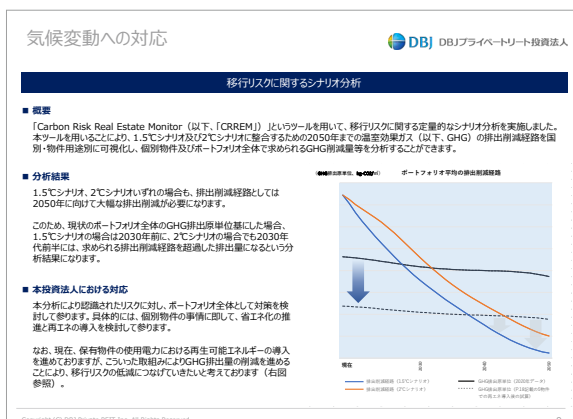
おいて業務プロセスにESG要素を落とし込む「ESGインテグレーション」を実践しています。さらに、投資対象や関係するステークホルダーに対し積極的に対話や働きかけを行い、エンゲージメントの強化にも取り組んでいます。こうした取り組みの更なる強化・改善を通じ、より長期的に、かつ広い視野で投資にかかるリスク・リターンの最適化を図り、投資サービスの高度化ひいては投資家の最善の利益の確保を実現してまいります。

また、DBJAMは、投資運用会社としての責務を持続的に果たすために最も重要な基盤は「人財」とであると認識しております。DBJAMの企業理念の浸透を図る研修を全役職員に対し実施していることに加え、スキル・ノウハウの向上に資する研修機会を積極的に提供するなど、投資運用会社にふさわしいプロフェッショナルの育成に取り組んでいます。

GRIIT 戦略 × Project Spotlight

サステナビリティ・ESGにかかる取り組みの高度化

近年、ESGインテグレーションの実践を通じステークホルダーとの積極的な対話を行いエンゲージメントの強化に取り組んでおり、投資家向けにはESGレポートを含めた情報発信の高度化に努めています。また、不動産分野では、私募リートポートフォリオを対象に、TCFD提言に基づきシナリオ分析を実施し、気候変動にかかる移行リスク・物理的リスクの定量的な分析にも取り組んでいます。



DBJプライベートリート投資法人 ESGレポート(抜粋)

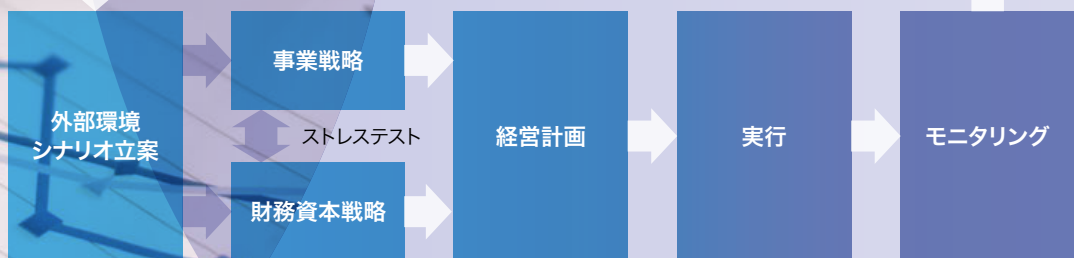


財務戦略

投融資一体などの特色ある事業活動を支える強固な財務基盤を維持・強化するとともに、適切なリスク・リターンのポートフォリオを構築して、持続的な成長を目指します。

基本方針

セクター戦略(P24～31参照)と機能戦略(P36～43参照)を軸とする事業戦略の推進に際し、財務資本は重要な経営基盤の一つとなります。DBJグループのセクター戦略、リスクマネー供給業務の推進や、危機対応業務の実施に際しては資金・資本等の強固な財務基盤が必要であり、規制資本(自己資本比率を中心とする管理)や経済資本(ストレステスト等を活用した資本管理)を加味したリスク/リターン分析の高度化を行い、リスクアペタイトフレームワークの考え方を活用した経営管理を通じて、財務資本の維持・強化を図っていきます。



健全性指標

発行体格付	A1 (Moody's)、A (S&P)、AA+ (R&I)、AAA (JCR)	(2022年6月末時点)
普通株式等Tier1比率(連結)	16.97%	(2022年3月末時点)



<https://www.dbj.jp/ir/>

財務情報・IR情報は、DBJウェブサイトをご覧ください。

財務資本の価値向上に向けた具体的な取り組み

DBJグループの事業戦略の柱の一つはインフラ分野等への長期性資金の提供であり、これを実現するために社債や財政投融資資金等を活用した長期の資金調達を実施しています。近年は、財政投融資資金を活用した安定的な調達基盤に加え、社債発行等による調達を行っており、年限や手法の多様化を進めることで調達基盤の拡充を進めています。特に、2014年度以降、グリーンボンドやサステナビリティボンドを継続的に発行しており、資金調達基盤を拡充するとともにサステナブルファイナンス市場の活性化にも寄与しています。

DBJサステナビリティボンド

日本の発行体として初めて2014年度にグリーンボンドを発行し、2015年度からはサステナビリティボンドを毎年発行しています。2021年度については、外債に加え、DBJとして初めて国内債も発行し我が国発行体として唯一8年度連続の発行となりました。調達した資金は、DBJ Green Building認証の対象不動産への融資、環境格付融資、再生可能エネルギープロジェクト向け融資等のグリーン分野向け融資に加え、BCM格付融資や地域緊急対策プログラム等のソーシャル分野向け融資を通じ、持続可能な社会の実現に寄与しています。調達した資金の管理や用途の報告に関する方針については第三者機関からの評価を受け、透明性を高める工夫を行っています。また、2017年1月に我が国で初めてGreen Bond Principles*に発行体メンバーとして参加したほか、グリーンボンドガイドラインをはじめとする各種ガイドラインの見直し等の検討を行う「グリーンファイナンスに関する検討会」に委員として参加するなど、国内外のサステナブルファイナンス市場の発展に貢献しています。今後も継続的なサステナビリティボンドの発行とイニシアティブへの積極的な参加により市場の拡大を後押しします。

サステナビリティボンド発行実績

(2022年3月末時点)

	2014年度	2.5億ユーロ
	2015年度	3.0億ユーロ
	2016年度	5.0億米ドル
	2017年度	10.0億米ドル
	2018年度	7.0億ユーロ
	2019年度	10.0億米ドル
	2020年度	7.0億ユーロ 5.2億米ドル
	2021年度	6.0億ユーロ 7.0億米ドル

※ Green Bond Principles: 国際資本市場協会 (ICMA) 及び投資家、発行体、証券会社のメンバーで構成され、グリーンボンド市場の透明性向上と情報公開を目指す自主的なガイドラインである「グリーンボンド原則」の年次更新、メンバー間での情報共有及び社会への情報発信等を行う団体

IR活動を通じたDBJグループの理念・業務の理解浸透

財政融資や政府保証債の発行等による政府信用調達に加え、国内外の投資家向けに社債(財投機関債)の発行を行うほか、地方銀行を中心に系統金融機関や生損保等からの借入を行うなど、自己信用調達にも取り組んでいます。自己信用調達にあたっては、DBJグループの理念や業務について投資家の方々に理解を深め共感していただくことが重要と考え、面談等を通じたIR活動を積極的に行っています。

特に借入による資金調達にあたっては、国内外及び地域での投融资事例等の紹介等を通じて業務をより深くご理解いただくことに加え、お借入先の問題意識を深く理解し、借入にとどまらず、投融资案件等で更なる協働の機会を創出できるよう心がけています。



IR活動面談風景

人材戦略

DBJグループの価値創造プロセスを持続的に支えていくため、人材の獲得、職員の能力開発やモチベーション向上など、人的資本への投資に徹底して取り組み、多様な人材が活躍する組織を目指します

基本方針

経済価値と社会価値の両立及び向上を目指すDBJグループの価値創造プロセスを実行し、「ビジョン2030」として掲げる将来像を実現していくためには、「4つのDNA(長期性・中立性・パブリックマインド・信頼性)」を基礎にDBJグループの価値観を追求し、特色あるビジネスモデルを実践する人材の獲得と育成が鍵となります。

そのためには様々な経験を持つ人材がモチベーション高く活躍できる仕組みづくりが重要であると考えており、人的資本の価値向上を最重要課題の一つとして位置づけ、様々な取り組みを推進しています。

DBJグループの提供価値の源泉は「人材」です。常に進化するビジネスモデル及び使命、ビジョン2030、価値観(P4「企業理念体系」参照)を実現するため、人材力・組織力の向上を目指します。

人的資本の概況(注記を付したものの以外は2022年3月末時点、単体ベース)

従業員数(連結)	1,809人
従業員数(単体)	1,257人
グローバル人材育成プログラム参加者(累計)	70名
業務職リーダーシッププログラム(LEAD)参加者(累計)	32名
女性管理職比率	7.90% (参考:2026年3月末目標15%)
育児休業復職率(女性)(2021年度内育児休業期間満了者)	100% (22/22名)
男女別育児休業・育児関連連休取得率 (2021年度内に子が生まれた職員)	女性 90.3% 男性 20.8% (育児関連特別休暇を含めると108.3%)
再雇用制度登録者	26名
育児・介護時短勤務利用者	53名
保活セミナー受講者(累計)	236名



https://www.dbj.jp/sustainability/effort/foundation/human_resources.html

人材に関する情報は、DBJウェブサイトをご覧ください。



<https://www.dbj.jp/co/recruit/>

採用に関する情報は、DBJウェブサイトをご覧ください。

絶えず新たな課題に 挑戦していく人材に

小林 真五

執行役員 人事部長

価値観・「4つのDNA」

DBJグループの人材に共通する「挑戦と誠実」という価値観、そして政策金融機関時代から変わらず受け継がれてきた「4つのDNA」こそが、価値創造プロセスの源泉となっています。

戦後復興の時代から長期資金を提供してきたDBJグループでは、長期的な視座で顧客やその先にある産業や社会を見据え支援する姿勢が永く受け継がれてきました（「長期性」）。また、特定の企業グループに属さない立場から日本の経済社会にとって何がベストなのかという視点で働ける「中立性」も特徴です。そして、経済価値だけでなく社会価値も同時に実現する「パブリックマインド」は、DBJの人材が仕事に取り組む際のモチベーションの根幹にあるものです。こうした特徴が相まって、顧客や社会からの「信頼性」が得られると考えています。

これら「4つのDNA」を基礎としながら、長期的な視座でお客様の経営課題や社会課題に誠実に向き合い、解決策を徹

底的に追求し、他の金融機関とは異なる独自の役割を果たすことこそがDBJグループの存在意義であり、そのために、DBJグループの人材は時代の一步先を見据え、果敢に自らを変化させ、絶えず新たな課題に挑戦していく必要があります。

人材開発ビジョン

「ゼネラリストを超えたスペシャリスト」という人材開発ビジョンを掲げ、金融のプロフェッショナルとして自律的かつ先駆的な行動を促す人材育成を行っています。

スペシャリティを身につけることはもちろん重要ですが、刻々と変化する時代のニーズに対応するためには、幅広い経験と奥深い知見、そして全体を俯瞰する力が重要です。

変化を厭わず自律的に成長し、高度な専門性を備えつつ広い視野と柔軟性をあわせ持ち、顧客課題・社会課題の発見・解決に貢献できる人材を育てる、こうした考え方のもと、様々な人事制度や人材育成施策の構築を行っています。

人材育成制度の概要

	OJT	階層別研修	行内研修 (必須/選択)		外部派遣		自己啓発
			グローバル	国内	グローバル	国内	
管理職	人事ローテーション×OJTによる 戦略的人材育成	ライフキャリアプラン研修 コーチングプログラム 新任マネジメント研修	コンプライアンス研修・情報セキュリティ研修 ファイナンススキル 関連研修 ●提案力・審査力 ●財務モデリング ●金融プロダクト ●サステナビリティ 関連 等	海外ビジネススクール等 短期派遣 海外大学院留学・ 海外トレーニー	管理職向け グローバル リーダーシップ プログラム	各種外部プログラム等短期派遣 (中央官庁・グループ会社等) 外部機関出向・派遣	語学/財務/法務/金融スキル等
中堅		プレマネジメント研修 キャリア開発プログラム			若手向け グローバル 人材育成 プログラム		
若手		キャリア開発プログラム					
新入行員					新入行員研修 ファイナンス 財務会計 法務		

人的資本の価値向上のための取り組み

DBJの人材に共通する「挑戦と誠実」という価値観、そして政策金融機関時代から変わらず受け継がれてきた「4つのDNA」を基盤として、価値を一層高めるための様々な取り組みを行っています。

採用強化・グループ全体での戦略的人事配置

セクター・エリア・機能等DBJグループの戦略遂行に必要な様々な経験・考え方を有する人材をグループ全体で確保すべく、新卒採用とキャリア採用の両面で、人材採用を強化しています。

また、グループ全体での人事交流を強化することで、ビジョン・価値創造プロセスのより一層の浸透に努めます。

人材育成とエンゲージメントの向上

実践的なOJTと豊富な研修機会を通じて、様々な経験・スキルを獲得・伸長し、有機的に結合・活用できる人材の育成に、グループ全体で取り組んでいます。また、DBJグループの企業理念に照らして、役職員が真に取り組むべきこと・取り組みたいことに挑戦できる土壌となっているかを常に問い続けています。

- グローバル人材育成：充実した海外大学院留学・トレーニー制度を用意。また、若手職員やマネジメント層などの階層別に海外トップ大学と連携したDBJ独自のリーダーシップ育成プログラム(全編英語)を運営
- 女性リーダー育成：業務職向けに国内トップ大学と連携したリーダーシップ育成プログラムを実施
- 各種行内研修・補助制度：豊富な業務関連研修、マネジメント関連研修など必要な内容を必要な時点で習得できる階層別研修に加え、自己研鑽を促す補助制度を用意。質・量の両面で豊富な能力開発プログラムを整備
- 新入行員研修：新卒採用者に対しては、約3ヵ月にわたるDBJ独自の会計・財務分析をはじめ、1年を通じた各種研修プログラムを通じて、徹底した成長支援を実施
- 研修運営の高度化・柔軟化：ライブとオンラインを適切に使い分け、職員が研修を受講しやすい環境の整備と研修効果の最大化を追求
- 企業理念・経営計画の浸透：キャリア形成に関する研修等において企業理念の理解と改善・実践に向けた建設的な議論の機会を設定。また、「GRIT戦略」に基づき持続可能

な社会の実現に向けた投融資活動を担う人材を育成するための研修を実施

- 戦略的ローテーション：複数の部署や外部機関*で多様な実務経験と幅広い視野を獲得しつつ、高度な専門能力も着実に育成 ※ 中央官庁、国内外グループ会社及び投資先企業への派遣
- 人事面談の実施：希望する職員全員に対して、人事部にて異動や中長期のキャリアパスに関する面談を実施
- エンゲージメントの向上：従業員向けエンゲージメント調査の実施、調査結果の検討・各部署でのアクションプランの作成と改善活動を毎年度継続

ダイバーシティ&インクルージョンと生産性向上

職員が生き生きと働くことができる職場づくりを進めるために、相互理解の促進、各人の生産性向上を目指した取り組みを行っています。

- 在宅勤務やコアタイムありフレックス勤務等、柔軟な働き方を実現する制度により、生産性とレジリエンスを向上。新型コロナウイルス感染症の拡大に際しては、在宅勤務や時差出勤の運用を柔軟化し、役職員の安全を最優先としつつ、業務遂行可能な体制を確保
- 産育休や時短勤務、育児目的休暇等、育児・介護等にかかる就業・休業制度の充実を図るとともに、保活・育児・介護等に関する各種専門家を招聘したセミナーを開催
- 「仕事と育児・介護両立支援ガイド」の作成・配布や、障がい者への理解促進にかかるセミナー開催等を通じて、職員同士が相互に理解し協力し合える関係構築を促進
- より一層の女性活躍の実現を目指し、キャリア開発に関する研修や交流イベント等の取り組みを継続的に推進
- 定期健康診断のみならず、外部専門家によるカウンセリング体制の整備、役職員を対象にしたセルフレジリエンス研修の実施等を通じて、役職員の心身の健康をサポート



新入行員向け研修プログラム



グローバル人材育成協働プログラム

海外ビジネススクール講師陣がファシリテーションするグループプロジェクトを通じ、経営マインド醸成を図る中長期(3~4ヵ月、現地1週間)のDBJ若手総合職向けカスタマイズプログラム



実施目的

- 国内外において顧客が抱える多様な経営課題を解決し得る「グローバル経営人材」の育成
- 最先端の多様な知見を得て自己分析を深めることで、海外業務への自律的な対応力を育てる
- 高い視座から業務・組織を理解し、今後のDBJグループのあるべき姿や自身のキャリアについて考える

	IMD-Orchestrating Winning Performance (OWP)	Oxford-Global Strategic Alignment Leadership Programme (GSALP)
募集人数	15~20名	15~20名
時期	5月末~8月末(6月下旬:ローザンヌ1週間)	7月初旬~11月末(11月下旬:オックスフォード1週間)
提携先	IMD(スイス・ローザンヌ)	オックスフォード大学/ Saïd Business School(英:オックスフォード)
講師陣	Salvatore Cantale教授 他	Jonathan Trevor教授 他

LEAD 早稲田大学ビジネススクール連携プログラム

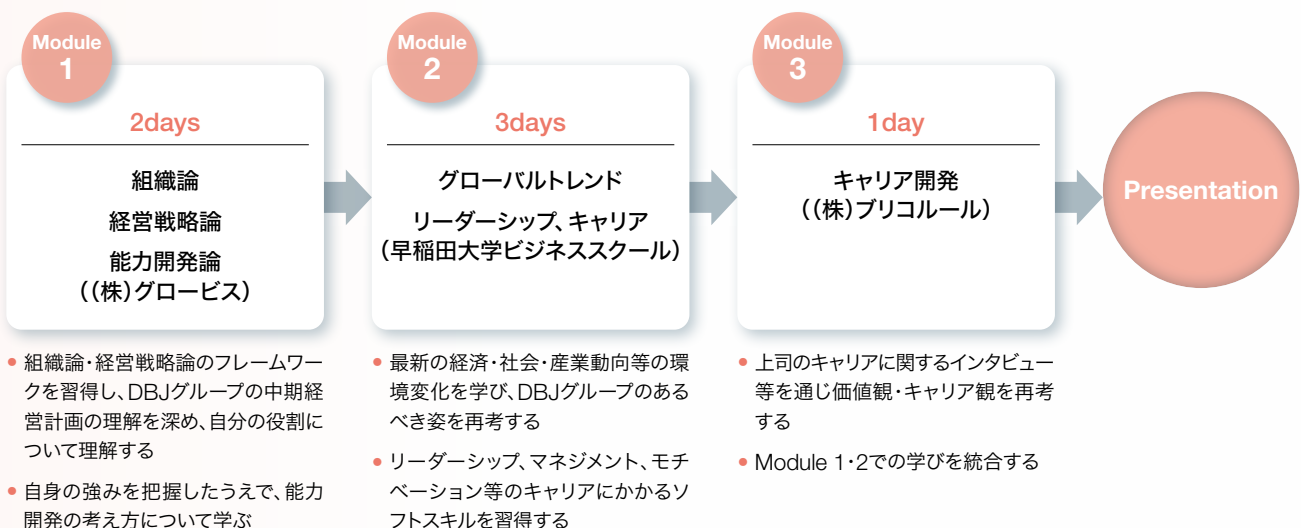
早稲田大学ビジネススクール等の外部講師を迎え、組織・戦略論やグローバルマクロトレンドの理解、リーダーシップやマネジメント等ソフトスキルの習得、自分の強みを活かしたキャリア開発等について学ぶ、DBJの業務職向けオリジナルプログラム(LEAD: Leadership Education and Ability Development)



実施目的

- DBJグループの経営戦略・理念への理解を深め、社会や環境の変化を踏まえたうえで、DBJグループ、所属部署及び自身の役割について現状を分析し、あるべき姿を考える
- 今後描きたいキャリアについて自己成長と組織貢献の両輪から考えを深める

LEAD 早稲田大学ビジネススクール連携プログラム Leadership Education and Ability Development			
募集人数	時期	連携先	講師陣
約15名	11月~12月	早稲田大学 ビジネススクール 他	池上 重輔教授、 杉浦 正和教授 他



ナレッジ／連携・協働

DBJグループの経営資源である知的資本、関係・社会資本の向上に向けて、ナレッジを蓄積すると共に、多様なステークホルダーとの連携・協働を推進していきます



知的資本

ナレッジ

産業調査の実施

マクロ経済動向や主要産業の動きなど、内外の経済産業動向の分析・情報発信を行っています。

設備投資計画調査の実施

1956年以来60年以上の歴史を持つ調査。企業の国内設備投資動向、海外設備投資や研究開発、M&A、人的投資などを調査対象とし、経営陣へのヒアリング等も行っています。

設備投資研究所の活動

下村治博士を初代所長に迎え1964年に設立。外部有識者との連携・協働による知的資本創造の場を形成し、「アカデミックかつリベラル」な立場からサステナブルな経済社会の構築に向けた研究活動を推進しています。

2050成長戦略本部会合の開催

第5次中期経営計画で掲げる「GRIT戦略」の達成に向けた、経営陣を含めた横断的な会議体。

プロセス等

デジタル戦略室

部店横断メンバーにより組成され、「DBJ-DXビジョン」に基づき行内業務のデジタル化及びお客様の課題解決に向けた取り組みを推進しています。






<https://www.dbj.jp/investigate/>

調査研究に関する情報は、DBJウェブサイトをご覧ください。

関係資本

お客様、金融機関、投資家、官庁・地方自治体などとの情報交流や利害調整を通じ、多方面でのネットワークを構築してきました。経済・社会が抱える課題の抽出や、投融資等の業務を行ううえでも、こうしたネットワークを活かし、DBJグループならではの取り組みを実現します。また、お客様にサービスを訴求するうえで、レピュテーション維持やブランド価値の向上を目指します。

ステークホルダーとの連携・協働・対話

お客様	<ul style="list-style-type: none"> DBJサステナビリティ評価認証融資の提供 DBJコネクトによるプラットフォームの提供 	<ul style="list-style-type: none"> 女性ビジネスプランコンペティションの開催 iHubによるイノベーション創出の支援 	
金融機関	<ul style="list-style-type: none"> LTICとの連携 英ソーシャル・インパクト・ファンド (Bridges Fund Management Limited) との業務協力 		
政府	<ul style="list-style-type: none"> ESG金融ハイレベル・パネルへの参画 	<ul style="list-style-type: none"> TCFDシナリオ分析支援事業への参画 	
研究機関	<ul style="list-style-type: none"> 設備投資研究所による金融アカデミーの開催 		

社会資本

社会資本を「市場経済の基盤を支える社会全体にとっての共通の財産」と定義し、その価値の向上を持続可能な社会の実現に向けた基礎条件として捉えています。

社会資本	内容	取り組みの事例
① 自然環境	森林、山川、湖沼、土壌、大気	環境格付融資 DBJ Green Building認証
② 社会的インフラストラクチャー	エネルギー／運輸・交通／都市インフラ産業のバリューチェーン	インフラ・産業向け投融資 BCM格付融資
③ 制度資本	金融システムの安定、金融市場の発展・活性化	危機対応業務リスクマネー供給 サステナビリティ債券発行

GRIT 戦略 × Project Spotlight

新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) と相互協力協定締結 2050年カーボンニュートラルに向けたイノベーションを加速

政府が掲げる「2050年カーボンニュートラル」などの実現を目指し、持続可能な社会の構築に貢献するイノベーションを加速させるため、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) と相互協力協定を締結しました。

両機関は本協定に基づき、NEDOが持つ多様な技術分野に関する技術戦略やマネジメントの知見・ノウハウと、DBJグループが培った幅広い産業ネットワークやファイナンスの知見を有機的に連携させることにより、革新的な技術開発成果の社会実装を促すとともに、イノベーションの創出を目指しています。

本協定を通じ、DBJグループは経営基盤の整備や研究開発の促進、民間企業との協業機会の模索などを通じてNEDOプロジェクトの事業化を支援し、第5次中期経営計画で掲げる「GRIT戦略」を通じて持続可能な社会の実現に貢献していきます。



相互協力協定 締結式

気候変動への対応(TCFD提言を踏まえた取り組み)

基本的な考え方

2015年のパリ協定採択以降、各国政府や業界団体・企業が脱炭素社会に向けた意思表明を行っており、気候変動の緩和と適応に向けた動きが加速しています。日本政府においても、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、その実現に向けて各種の政策が進められています。

DBJグループは、2017年5月に、経済価値と社会価値の両立を目指した持続可能な社会の実現に貢献していくための基本姿勢として、「サステナビリティ基本方針」を定めました。本方針に基づき、世界共通の課題である気候変動対応についても、持続可能な社会の実現にとって重要なものとしてDBJグループにおける最重要課題の一つと位置づけ、エネルギー安定供給との両立を踏まえつつ、ステークホルダーの皆様と協働しながら地域・お客様の課題解決を通じて、脱炭素社会の実現に貢献していきます。

2021年度からスタートした第5次中期経営計画(P16参照)においては、「GRIT戦略」を推進し、グリーン社会の実現、しなやかで強く安心安全な地域・社会や産業基盤の構築を目指すとともに、脱炭素社会への移行に向けたトランジションの取り組みについて、お客様との対話(エンゲージメント)を通じ支援してまいります。

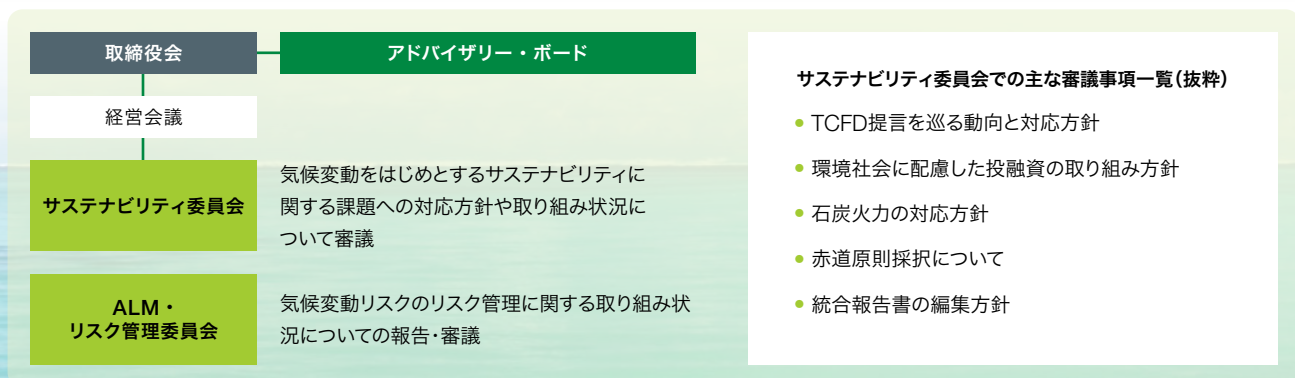
お客様起点に立ち、その脱炭素に向けた取り組みを支援し経営課題を解決することを通じて、DBJグループとして2050年までの投融資ポートフォリオの温室効果ガス排出量ネットゼロの実現を目指してまいります。また、その過程を通じ、日本の競争力を維持・強化し、お客様の成長に貢献してまいります。

ガバナンス

気候変動をはじめとする様々なサステナビリティに関する課題への対応方針や取り組み状況について、経営会議傘下の「サステナビリティ委員会」にて審議しています。また、ステークホルダーコミュニケーションに関する内容や経営戦略上重要な取り組みについては、「経営会議」で審議・決定のうえ「取締役会」において報告・審議されます。事務局として経営企画部に「サステナビリティ経営室」を設置しており、行内外の情報結節点となるほか、各種の施策を推進しています。

さらに、社外有識者と社外取締役で構成される取締役会の諮問機関である「アドバイザリー・ボード」において、GRIT戦略を含めた業務計画等の取り組み状況の報告を行うとともに、その審議内容を踏まえて業務計画やリスク管理の高度化への反映を行っております。

体制図



戦略

気候関連リスク・機会の基本的な考え方

ビジョン2030(P4参照)の策定にあたり、気候変動・資源エネルギーをDBJグループのステークホルダーに重要な影響を与える外部環境の変化として特定しており、気候変動にかかるリスク及び機会を把握することが、事業戦略上重要であることを認識しています。DBJグループは、2050年までの投融资ポートフォリオの温室効果ガス(GHG)排出量ネットゼロの実現を目指し、そのリスクへの対応と機会について、脱炭素社会(気温上昇幅2.0°C未満のシナリオ)を目指すシナリオを軸にしつつ、気温上昇幅2.0°C以上シナリオを含めて分析を実施したうえで、その分析結果を踏まえた取り組みを進めてまいります。

気候関連機会の分析

2019年度に、2030年から2050年の中長期を対象としてシナリオ分析に着手しました。金融機関は、気候変動に伴う将来の不確実性を踏まえ、様々な経済社会像を想定し、それらに応じたポートフォリオの変化や対応策を検討する必要があります。初めのアプローチとして、社会経済シナリオ「共通社会経済経路(SSP: Shared Socioeconomic Pathways)」を利用し、4つの世界観において低炭素・脱炭素社会に向けた技術革新や、政策・規制等による「移行機会」に焦点を当て、事業への影響を分析・評価しました。

分析の概要

対象セクター	エネルギー、運輸交通、都市開発
シナリオ	SSPシナリオを利用し、気温上昇幅1.5°C、2°C、4°Cのシナリオにて分析を実施
対象技術	CCS(二酸化炭素回収・貯留)、EV(電気自動車)、バイオマス、水素、再生可能エネルギー
対象期間	2030年～2050年

気候関連リスクの分析

DBJグループでは、気候関連金融リスクとして、移行リスクと物理的リスクを認識しております。前者は、主に炭素税の導入や低炭素技術への置換による売上減少や費用増加等に伴う投融资先の信用力の低下として、後者は、主に異常気象による担保価値の毀損やサプライチェーンの混乱等を通じた投融资先の信用力の低下として、与信コストの増加を通じてDBJグループの経営戦略に影響を与える可能性があると認識しております。

2021年度は、移行リスクについては電力セクター(国内外のエネルギープロジェクト等に関するストラクチャードファイナンス案件を含む)、物理的リスクについては水災に伴う担保価値毀損を対象としたシナリオ分析に取り組みました。この分析結果は、現在のポートフォリオ残高を維持した場合でも、財務影響は長期的な視点で受容し得る水準に収まることを示唆しております。

気候関連金融リスクを分析するための手法やデータは発展途上と認識しております。今後とも、その動向を注視しつつ、必要に応じて分析手法の高度化への取り組みを進めてまいりたいと考えております。

分析の概要

	移行リスク	物理的リスク
リスクイベント	ネットゼロに向けた急激な政策変更	水災(洪水の発生)
シナリオ	NGFSのDelayed transitionシナリオ	IPCCのRCP8.5(4°Cシナリオ)
今次分析対象	電力セクター	水災に伴う担保価値毀損
対象資産	投融资残高	融資残高
分析期間	2050年まで	2050年まで
分析結果(与信コスト増加額)	約400億円(累計)	約60億円(累計)

NGFS: Network for Greening the Financial System
IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change

気候変動への対応(TCFD提言を踏まえた取り組み)

気候関連リスク・機会分析を踏まえた戦略

気候関連機会・リスクの分析に加え、「GRIT戦略」におけるグリーン、トランジション、イノベーションにかかる取り組みを推進し、「GRIT戦略」として5年間で5.5兆円を目途として投融資を進める方針です。

こうした方針のもと、お客様の脱炭素に向けた取り組みを支援するため、サステナブルファイナンスやアドバイザー・コンサルティングサービス(P20参照)を提供するほか、グループ全体で、クライメイトテック企業を含めたリスクマネー供給などに取り組んでいます。

お客様との建設的な対話(エンゲージメント)

お客様との建設的な対話(エンゲージメント)を通じた経営課題の理解や問題意識の共有を強化しており、お客様ごとの課題やニーズを深く理解し、課題解決策を提示することで、グループ全体の強みを活かした投融資やアドバイザーによるご支援を進めてまいります。

事例①

川崎重工業(株)

持続的な成長及び日本のカーボンニュートラル達成に欠かせない「水素サプライチェーン構築」に関して、対話しながらKPIやサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット(SPTs)を設定し、DBJ-対話型サステナビリティ・リンク・ローンを実行しました。

貸付期間中の定期的な対話によりSPTsの達成に向けた支援を行ってまいります。

事例②

(株)商船三井

(株)商船三井及び同社グループ会社の(株)フェリーさんふらわあが運航を予定している日本初のLNG燃料フェリー2隻の導入に対し、我が国初の経済産業省のクライメイト・トランジション・ファイナンスモデル事業に採用されたシンジケーション方式トランジション・ローンを実行しました。

地域金融機関等を中心に、三井住友信託銀行(株)と共同して本ローンを組成しました。

事例③

四国中央市カーボンニュートラル協議会

カーボンニュートラル実現に向け、四国中央エリアの面的なエネルギー転換等を検討していくため、愛媛製紙(株)、大王製紙(株)、丸住製紙(株)と共に協議会を設立、運営しています。

地域共通のエネルギーインフラ構築の可能性も視野に入れつつ、政策動向や、水素等のエネルギーに関する安全性・経済性・調達安定性等の検証など、幅広く情報収集を行い、現実的な方策やロードマップを検討しており、今後とも自治体と共に協議を進めてまいります。

リスクマネジメント

リスク管理

気候変動への対応の不備等は、経営に重要な影響を与えるリスクであると認識し、シナリオ分析による影響分析の実施や当該リスクにかかる取り組み方針の策定等を実施しています。また、投融資に際しては、特定セクターへの事業別方針を導入しており、サステナビリティ委員会とも連携し、進捗状況のモニタリングに取り組んでいます。

「環境・社会に配慮した投融資の取組方針」に基づく取り組み

環境・社会に対して重大なリスクまたは負の影響を内包する可能性が高い事業や特定セクターへのファイナンスについて、2021年に投融資活動の取り組み方針を定め、2022年度も必要に応じた見直しを実施しています。

赤道原則に基づく運用

大規模プロジェクト等の環境・社会リスクについても、「環境社会評価室」主導のもと、2020年に採択した「赤道原則(Equator Principles)」に基づく環境・社会リスクの特定、評価、管理を行ってまいります。

ポセイドン原則に基づく運用

海運業界の気候変動リスクに対する金融機関の枠組みとして設立されたポセイドン原則に2021年に署名、船舶ファイナンスの温室効果ガス排出の削減貢献度を毎年公表し、気候変動リスクに配慮した投融資活動に努めております。



赤道原則への対応に関する情報はDBJウェブサイトをご覧ください。

https://www.dbj.jp/sustainability/collaboration/initiative/equator_principles.html



ポセイドン原則への参画に関する情報はDBJウェブサイトをご覧ください。

https://www.dbj.jp/topics/dbj_news/2021/html/20210520_203259.html

指標とターゲット

投融资先の気候変動対応の目標

第5次中期経営計画においては、「GRIT戦略」に関する投融资額として5年間に5.5兆円を目標として取り組みを進めており、2021年度実績は7,544億円の投融资額となりました(P14参照)。今後この目標に沿って、投融资先の気候変動への取り組みを積極的に支援してまいります。

GHG排出量目標

DBJグループでは、GHG直接排出量「Scope1」、間接排出量「Scope2」に加えて、投融资先を通じた排出量「Scope3」を含めて2050年ネットゼロの達成を目指してまいります。

Scope1・2

DBJ及び国内主要グループ8社を対象に、企業活動に伴うGHG排出量に該当するScope1・Scope2を計測・集計しています。経営企画担当の取締役常務執行役員を責任者とする環境マネジメント体制を構築し、具体的な環境貢献及び改善目標を設定して継続的な取り組みを推進しています。

実績 2019年度	実績 2020年度	実績 2021年度
3,270t-CO ₂	3,074t-CO ₂	2,473t-CO ₂

集計対象範囲：DBJ本店、10支店、8事務所等、DBJキャピタル(株)、DBJ証券(株)、DBJアセットマネジメント(株)、(株)日本経済研究所、(株)価値総合研究所、DBJリアルエステート(株)、(株)コンシスト、DBJビジネスサポート(株)

集計項目：Scope1：社用車ガソリン

Scope2：電気、燃料(灯油、重油、石油ガス、都市ガス)

Scope3

2050年までの投融资ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロの達成方針のもと、GHG排出量の計測及び開示の取り組みを不断に検討してまいります。DBJのエネルギー・運輸セクター等GHG多排出業種に対する与信額に鑑み、Scope3の計測及びモニタリングは重要と考えております。

こうした認識のもと、計測手法の理解を深めるとともに、当面、エネルギーセクターを対象に、標準的手法とされるPCAF Standard (Partnership for Carbon Accounting Financials Standard)を用いて検証・試算を進めています。

PCAF手法

投融资を通じたGHG排出量の詳細な計測手法については、金融機関向けに投融资活動の資産クラスごとのGHG排出量算定方法が示されたPCAF Standardを用いて検証・試算しています。

今後の方針

今後、Scope3の計測については、計測に関する以下の主な検討課題を踏まえ今後も取り組みを進めてまいります。

- ①計測対象セクターについて、エネルギー(電力・石油・ガス)を対象候補とします
- ②望ましい開示指標を継続的に検討します(排出係数、排出量等)
- ③排出量データの収集に関しては、お客様との対話を踏まえ、データ収集方法を段階的に整備すると共に、その質の向上に努めます

コーポレート・ガバナンス

会長 メッセージ

**ガバナンスの強化に継続して取り組み、
独自の価値創造プロセスを
実現していくことで、持続可能な
成長に貢献していきます。**



独自のビジネスモデルの構築に向けて

DBJグループは、株式会社日本政策投資銀行法の主旨を踏まえ、持続可能な社会の実現を目指して経済価値と社会価値を両立させるサステナビリティ経営を進めています。足下においては、特定投資業務などを通じてリスクマネーを供給することで、時代を先取りする取り組みをサポートするとともに、こうした取り組みについて民間金融機関などと連携・協働することで我が国のリスクマネーの資金循環を厚くしていくことを目指しています。また、新しい分野への投融資を通じて我が国経済の競争力強化に貢献するとともに、地域金融機関との協働ファンドを立ち上げ、地域ごとの課題に応じたリスクマネー供給を行っています。

他方、災害時などの危機対応時には迅速に資金を供給する役割も担っており、これまでも東日本大震災、熊本地震などの事案において必要な資金供給など迅速な対応を実施してまいりました。近年の新型コロナウイルス感染症による被害への対応についても、2020年3月の「新型コロナウイルス感染症に関する事案」の政府による危機認定を受け、指定金融機関として危機対応業務の迅速かつ適確な実施に取り組み、2021年度は、コロナ禍が長引くなかで、政府からの要請を踏まえ、特に深刻な影響を受ける飲食・宿泊業等の中堅・大企業を対象とする優先株式の引受ファンドの取組等、時限的支援強化を実施してまいりました。

引き続き新型コロナ危機対応業務に注力しつつ、その先を見据えた持続可能な社会の実現に向け、第5次中期経営計画においてDBJグループが特に注力する分野を示す「GRIT戦略」(P17参照)を踏まえながら、お客様視点で投融資案件を創出してまいります。

独自のビジネスモデルに即したガバナンスと ステークホルダーの皆様との対話

こうしたユニークな役割を担い続けていくうえでコーポレート・ガバナンスの充実は極めて重要であり、経営の透明性の確保、外部有識者の知見反映の観点から、取締役会の諮問機関として業務監査委員会、報酬委員会、人事評価委員会を設置しております。こうした仕組みの実効性を高めるためには、ステークホルダーの皆様のご意見にしっかり耳を傾けることが大事だと考えています。

なかでも、適正な競争環境のもとで、民間金融機関の皆様と連携・協働を図ることが極めて重要であることから、具体的活動として民間金融機関の皆様との定期的な意見交換の場を年に2回程度設けております。また、特定投資業務に関しては、業務の実績や民業の補完・奨励及び適正な競争関係の確保などの状況について審議・評価を受けるため、別途、特定投資業務モニタリング・ボード(P60参照)を取締役会の諮問機関として設置し、年2回開催しています。

こうした民間金融機関の皆様との定期的な意見交換及び特定投資業務モニタリング・ボードでの議論を通じて得られたご意見はアドバイザー・ボード(P59参照)に報告され、ご審議いただいています。アドバイザー・ボードは取締役会の諮問機関として、インフラ、産業、地域、金融など各分野の社外有識者と社外取締役から構成され、民間金融機関との適正な競争関係の確保に関する事項やDBJグループの経営計画などに関して貴重なご意見をいただいております。このような多様なステークホルダーの皆様との対話を通じて、独自の価値創造プロセスの不断の見直しを行っていくことも、DBJグループとしてのコーポレート・ガバナンスの特徴であると考えております。

また、リスクマネーの供給を中心に時代を先取りする取り組みを進めていくべく社会からの信頼を確かなものとするためにも、会社法に基づき業務の適正を確保することが重要です。そのために内部統制基本方針を取締役会で定め、法令遵守態勢、リスク管理態勢、内部監査態勢の強化などを経営上の重要な課題として位置づけています。

経済価値と社会価値を両立させる価値創造プロセスの実現

パリ協定の成立、COP26(国連気候変動枠組条約第26回締約国会議)等での気候変動対策強化を加速させる国際的な動向、サステナビリティに関する企業情報開示の強化など、近年、持続可能性という観点から改めて企業経営を見直す必要性が高まっており、DBJグループではサステナビリティ委員会を設置し、刻々と変化する社会の課題について経営面で重要な事項となり得る事案を審議しております。2021年度には、日本の産業構造にも大きな影響を与え得る脱炭素社会への移行(トランジション)に向けたDBJグループの対応や取り組み方針等について、お客様の声を踏まえたくうえで、取締役間で活発な意見交換が行われ、業務計画にも活かしております。2022年度においても、エネルギー・気候変動問題への対応を含む環境・社会に配慮したDBJグループの取り組みを、中長期的な視点も含め議論しております。

DBJグループは、社会やお客様の課題を解決し、経済価値と社会価値を両立しながら持続可能な社会を実現します。これまで、この両立に向けた価値創造プロセス、すなわちサステナビリティ経営を進めてまいりましたが、より一層この両立に向けた社会的重要性が増してきており、リスクマネー供給を軸とした独自のビジネスモデルを構築するとともに、お客様そして社会から信頼いただけるようベストプラクティスを積み上げていくことがさらに重要であり、多様なステークホルダーの皆様との対話及び実効的なガバナンスの充実に向け、引き続き努めてまいります。

2022年8月
代表取締役会長

木下 康司

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

DBJは株式会社日本政策投資銀行法(DBJ法)において、下記の通り、その目的を規定されています。

第一条

株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)は、(中略)長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社とする。

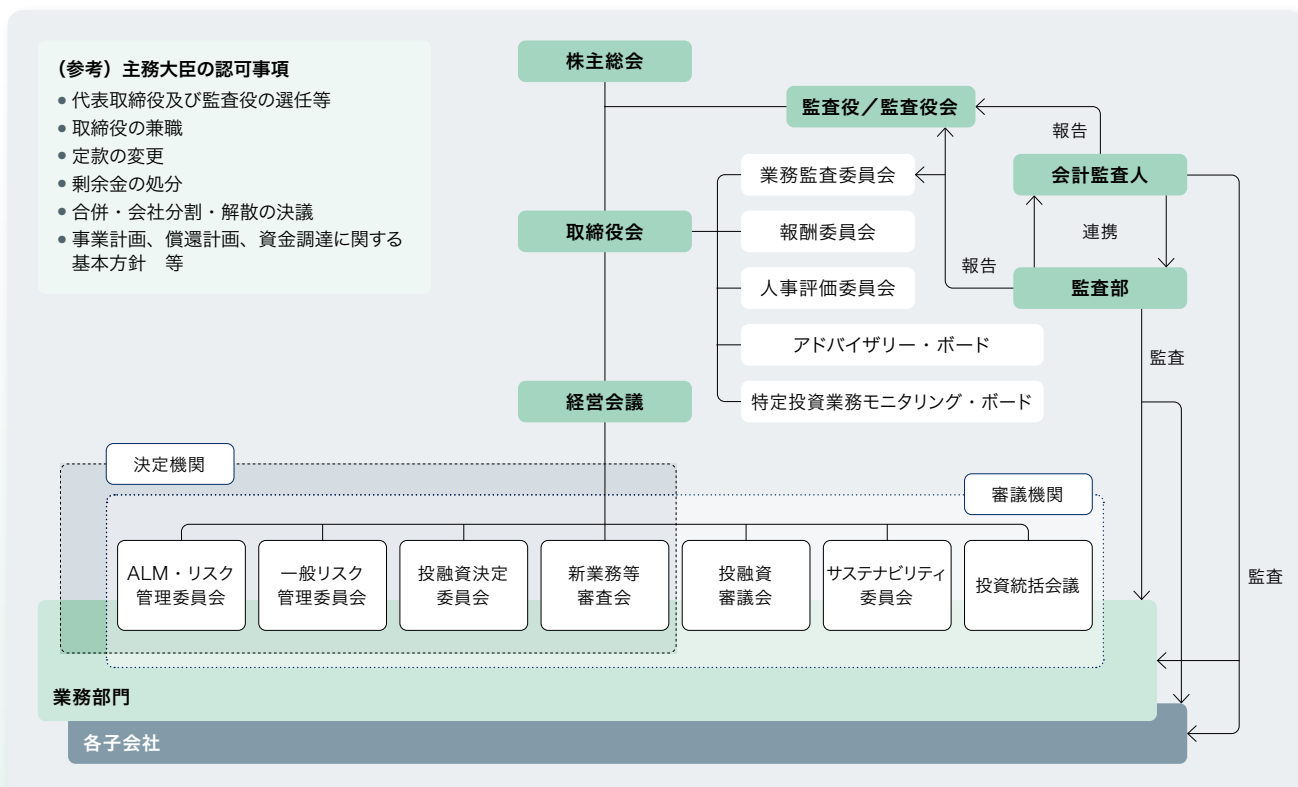
上記目的の適切な遂行と、投融資一体などの特色を活かしたビジネスモデルに基づく事業活動を通じて、投入する有形・無形の経営資源の価値を高め、経済価値と社会価値の両立を目指すサステナビリティ経営を実現すべく、取締役会・監査役(監査役会)設置会社としての通常の経営監督機能に加え、DBJ独自のガバナンス機能を強化しています。

具体的には、2015年DBJ法改正において、業務を行うにあたって他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務づけられたこと、特定投資業務が創設されたことを踏まえ、取締役会の諮問機関として、社外有識者及び社外取締役により構成されるアドバイザー・ボード、社外有識者により構成される特定投資業務モニタリング・ボードを設置し、経営全般への助言や民間金融機関との適正な競争関係の確保に関する審議・評価、特定投資業務の政策目的との整合性を含む業務実績等の審議・評価を受けています。

DBJのコーポレート・ガバナンス体制一覧表

機関設計の形態	取締役会・監査役(監査役会)設置会社
取締役の人数	10名
うち、社外取締役の人数	(2名)
当事業年度の取締役会開催回数	14回
監査役的人数	5名
うち、社外監査役の人数	(3名)
当事業年度の監査役会開催回数	14回
執行役員制度の採用	有
会計監査人	有限責任監査法人トーマツ

DBJのコーポレート・ガバナンス体制の概要



監査役会及び監査役

監査役会は5名の監査役で構成され、会社法の規定に基づき、半数以上(3名)は社外監査役です。なお、常勤監査役は3名で、うち1名は社外監査役です。社外監査役を含む監査役の職務を補助するために、監査役会の指揮のもとに、監査役室を設置し、専任のスタッフを配属しています。監査役会及び監査役は、監査方針及び監査計画に基づき、取締役の職務の執行を監査しています。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、取締役等からの業務執行状況等の聴取、重要書類の閲覧、支店・子会社の往査等を行っています。

取締役会の諮問機関

企業目的を達成するためサステナビリティ経営を推進し、その一環として、経営における透明性の確保・外部有識者の知見反映の観点から、下記の取締役会の諮問機関等を設置しています。

業務監査委員会

取締役会より内部監査に関する重要事項を決定及び審議する権限を委任される機関として業務監査委員会を設置しています。なお、2021年度においては、3回開催しています。

報酬委員会

報酬に関する透明性、客観性を確保する観点から、構成員の過半数を社外役員とする報酬委員会を設置し、DBJにふさわしい役員報酬制度のあり方等について検討を行っています。

人事評価委員会

社外取締役を含む外部有識者からなる人事評価委員会を設置し、取締役及び監査役の選任等にかかる人事案の評価を行っています。

アドバイザリー・ボード

DBJは、2008年10月に株式会社として設立されて以来、経営全般に対する助言等を行う、経営会議の諮問機関としてアドバイザリー・ボードを設置してきました。2015年DBJ法改正において、当分の間、DBJに対し、その業務を行うにあたって他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務づけられたことから、同ボードを改めて取締役会の諮問機関として位置づけ、民間金融機関との適正な競争関係の確保に関しても従来にも増して重要な事柄として審議・評価を受けることとしています。なお、2021年度においては2回開催しています。同ボードは産業、インフラ、地域、金融分野などの社外有識者と社外取締役により構成されています。

社外有識者（五十音順、敬称略、2022年6月末時点）

秋池 玲子	(ボストン・コンサルティング・グループ 日本共同代表)
釜 和明	(株式会社IH特別顧問)
國部 毅	(株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長)
佐久間 英利	(株式会社千葉銀行取締役会長(代表取締役・グループCEO))
根津 嘉澄	(東武鉄道株式会社代表取締役社長)

社外取締役

三村 明夫	(日本製鉄株式会社名誉会長)
植田 和男	(共立女子大学ビジネス学部長 教授)

コーポレート・ガバナンス

特定投資業務モニタリング・ボード

2015年DBJ法改正において措置された特定投資業務につき、対象案件ごとに政策目的との整合性を含む業務の実績や、民業の補完・奨励及び適正な競争関係の確保等の状況について審議・評価を受けるため、特定投資業務モニタリング・ボードを取締役会の諮問機関として設置しています。なお、2021年度においては、2回開催しています。同ボードは民間金融機関及び資本市場関係者などからの社外有識者により構成されています。

また、他の事業者との適正な競争関係の確保にかかる状況等を検証するため、(一社)全国銀行協会、(一社)全国地方銀行協会及び(一社)第二地方銀行協会(会員の民間金融機関を含む)との間で定期的に意見交換会を実施しています。2021年度はそれぞれ2回(計6回)実施しました。そこでなされた議論や意見の内容等はアドバイザリー・ボード、特定投資業務モニタリング・ボードにて報告・議論しています。

社外有識者(五十音順、敬称略、2022年6月末時点)

國部 毅	(株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長)
佐久間 英利	(株式会社千葉銀行取締役会長(代表取締役・グループCEO))
進藤 孝生	(日本製鉄株式会社代表取締役会長)
田代 桂子	(株式会社大和証券グループ本社取締役兼執行役員副社長)
辻 松雄	(一般社団法人全国銀行協会常務理事)
津曲 貞利	(日本ガス株式会社代表取締役社長)

経営会議

取締役会より業務執行の決定権限等を委任される機関として経営会議を設置しています。経営会議は、経営に関する重要事項を決定します。なお、2021年度においては、31回開催しています。

内部監査の実施

DBJは、執行部門から独立した取締役社長直属の部署として監査部を設置し、業務運営全般にかかる法令等遵守、リスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性について検証を行い、その評価及び改善のための提言を実施しています。監査計画、監査報告等の内部監査に関する重要事項については、業務監査委員会で審議決定され、取締役会に報告される仕組みとなっています。なお、2022年6月29日時点の監査部の人員は25名です。

会計監査の実施

DBJは、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法第396条第1項及び金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、会計監査を受けています。

三様監査

DBJでは、監査役、監査部及び会計監査人は、定期的ないし必要に応じて意見・情報交換を行い、有効かつ適切な監査を行うための連携に努めています。

経営会議傘下の社内委員会等

名称	役割
ALM・リスク管理委員会	ポートフォリオのリスク管理及びALM運営に関する重要事項の決定及び審議
一般リスク管理委員会	オペレーショナル・リスク管理、システムリスク管理、法令等遵守、反社会的勢力等への対応等、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策、顧客保護等管理等に関する重要事項の決定及び審議
投融資決定委員会	投融資案件及び投融資管理案件に関する決定及び審議ならびに海外業務の戦略及び運営・管理態勢に関する決定及び審議
新業務等審査会	新業務等の取り組みの開始に関する決定及び審議
投融資審議会	投融資案件の事前審議及びモニタリングならびに海外業務の戦略及び運営・管理態勢に関する事項の審議
サステナビリティ委員会	経済価値と社会価値の両立及びステークホルダーとの対話に関する事項の審議
投資統括会議	投資案件に関するモニタリング及びその高度化ならびに投資方針の企画立案に関する審議

コーポレート・ガバナンスに関するより詳しい情報についてはDBJウェブサイトをご覧ください。



有価証券報告書(コーポレート・ガバナンスの状況等)
<https://www.dbj.jp/ir/financial/report.html>



内部統制基本方針
https://www.dbj.jp/sustainability/effort/foundation/governance/governance_policy.html



日本版ステューワードシップ・コードへの対応
<https://www.dbj.jp/sustainability/effort/resolution/initiatives.html>

役員の報酬

DBJは、取締役会の諮問機関として、構成員の過半数を社外役員とする報酬委員会を設置し、DBJの取締役の報酬制度等について審議を行うとともに、DBJにふさわしい報酬制度のあり方等について検討を行っています。

DBJにおける役員報酬の基本的な考え方は以下の通りです。

- 役員報酬に関する社会的動向を踏まえること
- DBJの経済価値と社会価値の実現に向けた、単年度及び中長期的な取り組みへの動機づけとなること

これらの基本的考え方に基づき、DBJの役員報酬は、「固定報酬」「役員賞与(業績連動報酬)」「役員退職慰労金」で構成しています。

①「固定報酬」は、役職に基づく額を毎月支給しています。

②「役員賞与」は、各取締役の年度の業務実績に基づき支給するものであり、役職に基づく基準額に、連結当期純利益の目標額に対する達成度に応じて予め定めた支給率に応じ決定される定量評価部分、及び各取締役の担当部門の業績達成度等を総合的に勘案し予め定めた支給率に応じ決定される定性評価部分により構成されています。なお、業績指標としては、当行業績を最も正確に反映すると考えられることから、連結当期純利益(2021年3月期46,815百万円)を採用しています。

③「役員退職慰労金」は、各役員の中長期の功労に対し退任時に支給しています。

取締役の報酬構成については、以下の通りです。

常勤取締役については、「固定報酬」「役員賞与」に加えて「役員退職慰労金」にて構成しています。非常勤取締役については、独立性の観点から「固定報酬」に一本化しています。

監査役の報酬構成については、常勤監査役は「固定報酬」に加えて「役員退職慰労金」にて構成しています。非常勤監査役については、「固定報酬」に一本化しています。

取締役の報酬等の額は、取締役の報酬に関する社会的動向、DBJの業績、職員給与との衡平、その他報酬水準の決定に際して斟酌すべき事項を勘案のうえ、取締役の職位及び職責に応じ、報酬委員会での審議を踏まえて、株主総会にて承認された報酬上限額の範囲内で取締役会の決議を経て決定しています。取締役の報酬にかかる総額は、2017年6月29日開催の定時株主総会において、その上限を年270百万円とすることが決議されており、取締役の員数は、定款において、13人以内と定められています。取締役会は、透明性及客観性を確保するため取締役会の諮問機関として設置された報酬委員会の諮問を経ていること、取締役各人の報酬は連結当期純利益をはじめ多面的な評価に基づき決定される旨説明されていることから、2008年10月1日制定(2010年6月29日最終改正)の取締役報酬規程及び2021年6月24日付取締役会決議に基づき、代表取締役(取締役会長・取締役社長・取締役副社長)に対して、取締役各人の報酬の決定を一任しています。なお、役員退職慰労金は、株主総会の決議を経て支給しています。また、監査役の報酬にかかる総額は、2008年9月22日開催の当行創立株主総会において、その上限を年80百万円とすることが決議され、この範囲内で監査役の協議を経て決定しています。監査役の員数は、定款において、5人以内と定められています。

報酬委員会は、2008年に、報酬に関する透明性、客観性を確保する観点から設置しています。メンバーの過半を社外役員で構成することで、独立社外役員の適切な関与と助言を得られる体制としています。

2021年度実績は以下の通りです。

2021年度開催回数	
報酬委員会	2回
2021年度報酬委員会構成員	
代表取締役会長	木下 康司(議長)
代表取締役社長	渡辺 一
社外取締役	三村 明夫
社外取締役	植田 和男
社外監査役	山崎 俊男

2021年度におけるDBJ役員に対する報酬実績は以下の通りです。

区分	支給人数(名)	報酬等(百万円)
取締役(社外取締役を除く)	10	205
監査役(社外監査役を除く)	2	39
社外役員	5	63
計	17	308

(注) 1. 報酬等の額には、役員退職慰労引当金繰入額が含まれています。

2. 支給人数及び報酬等の額には、当事業年度に退任した取締役2名が含まれています。

取締役、監査役及び執行役員 (2022年7月末時点)

取締役



代表取締役会長
木下 康司

1979年 大蔵省入省
2013年 財務事務次官
2015年 当行代表取締役副社長・副社長執行役員
2018年 当行代表取締役会長



代表取締役社長
地下 誠二

1986年 日本開発銀行入行
2011年 当行特命担当執行役員
2013年 当行執行役員経営企画部長
2015年 当行常務執行役員
2018年 当行取締役常務執行役員
2020年 当行代表取締役副社長
2022年 当行代表取締役社長



代表取締役副社長
杉元 宣文

1988年 日本開発銀行入行
2013年 当行秘書室長
2015年 当行執行役員経営企画部長
2018年 当行常務執行役員
2020年 当行取締役常務執行役員
2022年 当行代表取締役副社長



取締役常務執行役員
窪田 昌一郎
企業投資第1部、企業投資第2部、
企業投資第3部、企業戦略部担当

1990年 日本開発銀行入行
2014年 当行アセットファイナンス部長
2018年 当行執行役員企業投資部長
2020年 当行取締役常務執行役員



取締役常務執行役員
原田 健史
財務部、
シンジケーション・クレジット業務部、
金融法人部担当

1988年 大蔵省入省
2017年 財務省大臣官房付兼内閣官房
内閣審議官(内閣官房副長官補付)兼
内閣官房郵政民営化推進室副室長兼
郵政民営化委員会事務局次長
2019年 財務省東北財務局長
2021年 当行取締役常務執行役員

※ 男性14名 女性1名(取締役・監査役のうち女性の比率6.7%)

取締役、監査役及び執行役員



取締役常務執行役員

村上 努

経営企画部、情報企画部、管理部担当

1988年 日本開発銀行入行
 2012年 当行ストラクチャードファイナンスグループ長
 2015年 当行秘書室長
 2017年 当行執行役員人事部長
 2019年 当行常務執行役員
 2021年 当行取締役常務執行役員



取締役常務執行役員

松嶋 一重リスク統括部、経理部、審査部、
法務・コンプライアンス部、
設備投資研究所担当

1988年 北海道東北開発公庫入庫
 2015年 当行北海道支店長
 2019年 当行執行役員(内部監査担当)
 2020年 当行常務執行役員
 2022年 当行取締役常務執行役員



取締役常務執行役員

北所 克史

業務企画部担当

1990年 日本開発銀行入行
 2017年 当行企業戦略部長
 2019年 当行執行役員人事部長
 2021年 当行常務執行役員
 2022年 当行取締役常務執行役員



社外取締役

三村 明夫日本製鉄株式会社名誉会長、
東京商工会議所会頭、
日本商工会議所会頭

2008年 当行取締役



社外取締役

植田 和男

共立女子大学ビジネス学部長 兼 教授

2008年 当行取締役

※ 社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針について、該当事項はありません。

※ 取締役 三村 明夫及び植田 和男は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

※ 社外取締役である三村 明夫氏は日本製鉄株式会社の名誉会長ですが、DBJとの間に特別な利害関係はありません。なお、DBJは、日本製鉄株式会社との通常の営業取引があります。また、社外監査役である齋木 尚子氏は双日株式会社の社外取締役ですが、DBJとの間に特別な利害関係はありません。なお、DBJは、双日株式会社との通常の営業取引があります。その他の社外取締役及び社外監査役と、DBJとの間に特別な利害関係はありません。

※ DBJは、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しています。

取締役、監査役及び執行役員

監査役

常勤監査役
藏重 敦1986年 日本開発銀行入行
2010年 当行審査部担当部長
2011年 当行秘書室長
2013年 当行都市開発部長
2017年 当行常勤監査役常勤監査役
玉越 茂1989年 日本開発銀行入行
2014年 当行企業金融第2部長
2016年 当行企業金融第5部長
2018年 当行執行役員業務企画部長
2020年 当行常勤監査役常勤監査役(社外)
佐藤 仁1984年 住友信託銀行株式会社入社
2015年 三井住友信託銀行株式会社常務執行役員
2021年 三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員
2022年 当行常勤監査役社外監査役
道垣内 正人早稲田大学大学院法務研究科教授
T&K法律事務所シニア・カウンセラー

2020年 当行監査役

社外監査役
齋木 尚子
双日株式会社社外取締役

2020年 当行監査役

※ 監査役 佐藤 仁、道垣内 正人及び齋木 尚子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

執行役員（取締役兼務者を除く）

常務執行役員

清水 博都市開発部、アセットファイナンス部、
ストラクチャードファイナンス部(国内)、
北陸支店、九州支店、南九州支店担当

常務執行役員(関西支店長)

高澤 利康

関西支店、中国支店、四国支店担当

常務執行役員

友定 聖二企業金融第3部、北海道支店、東北支店、
新潟支店、東海支店担当

常務執行役員

佐藤 朋哉

企業金融第5部担当

常務執行役員

礪崎 隆郎

企業金融第1部、企業金融第6部担当

常務執行役員

増田 真男企業金融第2部、
サステナブルソリューション部担当

常務執行役員

原田 文代産業調査部、地域調査部、
ストラクチャードファイナンス部(海外)担当

常務執行役員

町田 倫代

企業金融第4部担当

執行役員

西尾 勲

金融法人担当

執行役員

牧 裕文

執行役員経営企画部長

執行役員

小林 真五

執行役員人事部長

執行役員

高田 佳幸

執行役員内部監査担当

執行役員

森 裕一郎執行役員業務企画部長
兼危機対応業務特別対応室長

社外取締役によるメッセージ

社外取締役

三村 明夫



社会課題解決への貢献に向けて コーポレート・ガバナンスの 面から後押し

2008年のDBJの株式会社化時より社外取締役を務め、現在では外部有識者の知見をDBJの経営に取り込む独自のコーポレート・ガバナンス機関であるアドバイザリー・ボードの委員も務めております。当ボードは2015年のDBJ法改正に伴い、取締役会の諮問機関として位置づけられ、経済価値と社会価値を両立しようとするDBJの経営全般に対する助言に加え、民間金融機関との適正な競争関係の確保に関しても審議しております。これまで、法定業務である特定投資業務や危機対応業務の適切な遂行、民間金融機関との連携・協働、DBJのサステナビリティ経営の取り組みなどについて第三者視点でチェックする役割を果たしているものと考えております。

新型コロナウイルス感染症を契機としてデジタル化や企業のサプライチェーンの強靱化等の日本の課題が浮き彫りになりました。加えて、不確実性を増す国際情勢のなかで、国際競争力を維持したうえでのカーボンニュートラル社会への移行、経済・エネルギー・食糧安全保障等の課題も顕在化しています。こうした社会的課題に対し、DBJがその解決に貢献していくためには、ステークホルダーとの不断の対話・協働が不可欠であり、それをガバナンス面から後押しできるように、引き続きその責務を全うしてまいります。

経歴

1963年 4月 富士製鐵株式会社(現 日本製鉄株式会社)入社
2003年 4月 新日本製鐵株式会社(現 日本製鉄株式会社)代表取締役社長
2008年 4月 同社代表取締役会長
2008年 10月 当行取締役(現職)
2012年 10月 新日鐵住金株式会社(現 日本製鉄株式会社)取締役相談役
2013年 6月 同社相談役
2013年 11月 同社相談役名誉会長
東京商工会議所会頭(現職)
日本商工会議所会頭(現職)
2018年 6月 新日鐵住金株式会社(現 日本製鉄株式会社)名誉会長
2019年 4月 日本製鉄株式会社名誉会長(現職)

社外取締役

植田 和男



サステナビリティ経営の推進に 向けたコーポレート・ガバナンスの 強化に向けて

パリ協定の採択以降、脱炭素社会に向けた国際的な動きが加速しています。カーボンニュートラルを含む持続可能な社会の実現に向けては、脱炭素に向けた支援や、イノベーションの促進と共に、民間資金の活用が重要になります。これまでDBJは、サステナビリティ評価認証融資を含むサステナビリティにかかるファイナンスサービスの開発や、民間事業会社・金融機関との連携によるリスクマネー供給など、移り変わる社会課題を捉え時代に即したソリューションを提供してきましたが、今後も、持続可能な社会の実現に向けた世の中の動きをしっかりと見定め、様々なステークホルダーと連携しつつ、社会価値と経済価値の調和的実現に、より一層邁進したいと考えております。

こうしたDBJの取り組みは、引き続き、持続可能な社会の実現、そして社会・経済の発展という中長期的な視野のもとで行われるべきであり、適切なガバナンスが求められます。そのための体制として、アドバイザリー・ボード、特定投資業務モニタリング・ボードがあり、DBJ独自のビジネスモデルを支えています。私は社外取締役としての職務に加え、アドバイザリー・ボードの委員として、社外有識者と共に経営全般に対する助言等を行っており、DBJが目指すサステナビリティ経営、社会の持続可能な発展に向けてしっかりとその任を果たしてまいります。

経歴

1980年 7月 プリティシユコロンビア大学経済学部助教授
1982年 4月 大阪大学経済学部助教授
1989年 4月 東京大学経済学部助教授
1993年 3月 同大学経済学部教授
1998年 4月 日本銀行政策委員会審議委員
2005年 4月 東京大学経済学部教授
2008年 10月 当行取締役(現職)
2017年 4月 共立女子大学新学部設置準備室長 兼 国際学部教授
東京大学金融教育研究センター センター長
2017年 6月 東京大学名誉教授
2020年 4月 共立女子大学ビジネス学部教授(現職)
同大学ビジネス学部長(現職)

コンプライアンス

基本的な考え方

コンプライアンスは、経営の根幹そのものであり、ビジネスモデルや経営戦略と表裏一体となるものであって、社会的要請や社会的期待も踏まえた企業理念を実践するうえで、リスクとして組織の各レベルにおいて適切な管理が求められるものであると考えています。そして、役職員一人ひとりが主体的・能動的に業務に取り組むなかで、コンプライアンスマインドを育むことによって実現されるものであると考えています。

業務運営とコンプライアンス

DBJグループは、融資・投資・アドバイザー・アセットマネジメント等の業務を一体的に展開するユニークな金融グループであり、グループ内連携をより一層強化しながら、能動的かつ先進的な業務戦略・基盤戦略を構築しています。DBJは、金融機関として顧客の正当かつ合理的な期待に応えることを第一の責務として、危機対応業務や特定投資業務の取り組みにおいても顧客本位の業務運営を行うとともに、これらを遂行していくうえで三線が共にコンダクトリスク抑制に向けて適切に機能することでコンプライアンスを全うしながら業務を実施しています。また、企業理念を実現するためグループ役職員の判断・行動の基準として行動基準を定め、役職員一人ひとりが経済的価値と社会的価値を追求しながら業務を行っています。

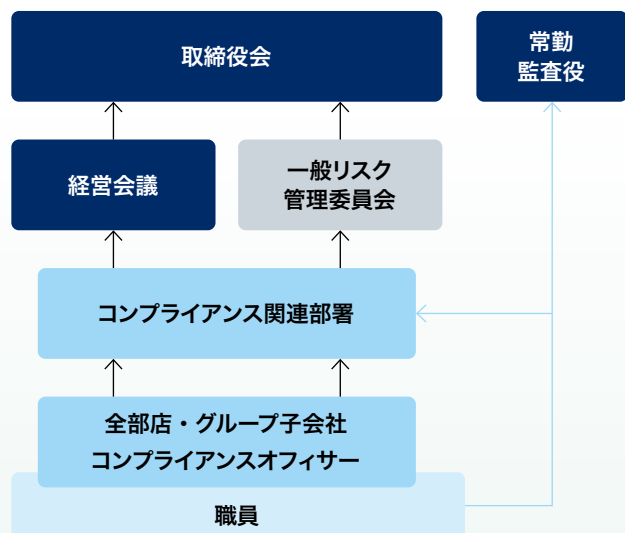
コンプライアンス態勢の概要

コンプライアンスに関する基本方針や規程類を定めるとともに、役職員一人ひとりがコンプライアンスを実践するため、コンプライアンスマニュアルを策定、配布し、研修・説明会の実施等によりその内容の周知徹底を図っています。また、年度ごとにDBJグループ各社でコンプライアンスプログラムを策定し、各社の実情に沿ってコンプライアンスに関する具体的な行動計画を実践し、検証しています。

コンプライアンス関連部署を設置し、経営会議や取締役会に対して法令等遵守の状況に関する報告を実施しています。また、各部署の役職員によるコンプライアンス確保のため、各部署にコンプライアンスオフィサーを置いています。コンプライアンスオフィサーは、内部管理責任者として内部管理を行うとともに部店内のコンプライアンスに関する事項を総括し、コンプライアンス関連事項の報告・連絡窓口として機能しています。コンプライアンス関連部署は、コンプライアンスオフィサーを通じ、必要に応じて各部署に助言・指導等を行うことで、コンプライアンスの確保に努めています。さらに、コンプライアンスに関する問題を早期に把握し解決するため、通常の職制ラインによる報告ルートとは別に、コンプライアンス関連部署や常勤監査役に内部通報窓口を設けているほか、法律事務所にも社外窓口を設置しています。

なお、改正公益通報者保護法を踏まえて通報者保護を徹底するとともに、制度の更なる信頼性向上を図っているほか、グループ各社においてもDBJに準じた通報対応が実現できるよう体制整備を進めています。

コンプライアンスレポートライン



→ 通常の報告ルート
→ 内部通報

DBJグループの具体的な取り組み

法令等遵守をお客様からの信頼の維持、業務の健全性及び適切性確保のため必要不可欠なものであると考えており、法令等遵守の徹底を経営の最重要課題の一つとして位置づけています。役職員は、公共的使命と社会的責任の重みを深く自覚するなかでコンダクトリスクの抑制に向けて意識を涵養し、リスクマネーの供給や時代を先取りする取り組みにおいても、あらゆる法令やルールを遵守するとどまらず、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行していきます。

インサイダー取引未然防止体制

投融資一体型の金融サービスを提供するうえで、インサイダー取引規制の遵守が信頼維持のために不可欠なものであると考えています。役職員の株券等の売買等について規程を設けているほか、投資業務における厳格な取引の確認・執行手続や調査業務における会社情報の慎重な管理や取り扱いを定め、インサイダー取引未然防止体制を構築しています。

反社会的勢力等との関係遮断

「反社会的勢力に対しては、警察等の外部機関とも適切に連携しつつ毅然として対処し、一切の関係を遮断する」旨の基本方針のもと、規程類の整備や研修実施等の徹底に努めています。個別事案ごとに丁寧にリスクを把握・管理し、必要に応じて外部専門機関とも連携しながら、適切に対処しています。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策

グローバルな事業を展開するなかで、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性を認識しており、FATF (Financial Action Task Force) や監督当局の視点に沿った、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の強化を進めています。為替取引の取り扱いがなく預金を受け入れていませんが、その業態等に応じたリスク評価を実施し、リスクに応じ対策を実施しています。適切な手続実施のための体制確保や定期的なリスク管理業務の実施に加え、役職員の研修実施等の徹底にも努めています。また、諸施策について検証を実施し、継続的に態勢強化を図っています。

腐敗行為の防止に向けた取り組み

DBJの公共性に鑑みて、DBJ法には当行役職員が当行職務に関し不正な報酬を收受してはならない旨の定めが設けられているほか、内部規程類にて役職員が取引先等と接触する際の留意事項を定めています。また、DBJによる腐敗行為の防止のみならず、利用する第三者や投融資等の関係者が腐敗行為に関与することを防止するための取り組みを行っています。

顧客保護に関する方針

「お客様視点」を重要な行動基準の一つとして定め、お客様本位の業務運営を目指すなかで、お客様の保護及び利便性の向上の観点のみならず、業務の健全性及び適切性の観点から、顧客保護に関する基本方針を策定し、顧客保護等管理態勢を整備しています。役職員は、お客様への適切かつ十分な情報提供や説明等を通じてお客様のサポートを実施しています。

利益相反管理

融資・投資・アドバイザー・アセットマネジメント等の金融サービスをお客様に提供するうえで、DBJグループの利益を優先してお客様の利益が不当に害されることがないように、利益相反のおそれのある取引について取引類型やリスクの程度に応じて管理する態勢を構築しています。また、取引に際して、お客様から同意を取得する際には、適切かつ十分な説明を実施するなどの措置を講じています。

顧客情報管理

グループ会社との顧客情報の共有に関する規制やインサイダー取引未然防止、利益相反管理といった法令上の要請にとどまらず、お客様からの信頼維持の観点から、顧客情報の管理には細心の注意を払っており、顧客情報を慎重に取り扱うための管理態勢やシステムを構築しています。



<https://www.dbj.jp/privacy.html>

DBJは個人情報の保護に関して、「個人情報保護宣言」を制定し、公表しています。
個人情報保護宣言に関するより詳しい情報については、DBJウェブサイトをご覧ください。

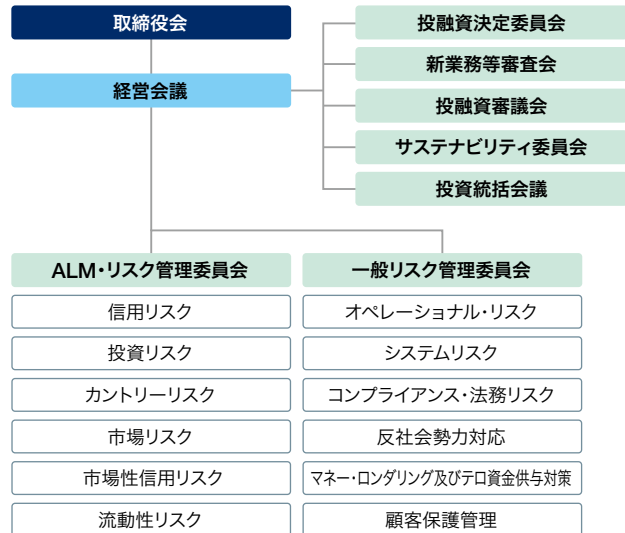
リスク管理

リスク管理態勢

経営計画に基づき業務を遂行するなかで、経営の健全性及び信用力の維持を図るため、様々なリスク特性に応じたリスク管理態勢を整備しています。具体的には、リスクカテゴリーごとまたは横断的にリスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールを行うことにより、各リスクを統合的に把握のうえ経営体力の範囲内に管理します。

取締役会は統合的なリスク管理の基本方針を定め、リスク管理状況に関する報告を受けて、リスク管理機能の実効性確保に向けた態勢整備を行います。経営会議は、基本方針を実施するための関連規程を制定し、経営方針に直結するような重要事項を決議します。ALM・リスク管理委員会は信用リスク等の財務リスクに関し、一般リスク管理委員会は事務リスク等の非財務リスクに関し、基本方針や諸規程に基づき、リスク管理態勢整備に必要な事項を審議・決定するとともに、定期的にまたは随時にリスクモニタリングを実施しています。

リスク管理態勢の概要



統合リスク管理

リスクカテゴリーごとの特性を考慮しつつ、可能な限り統一的な合理的手法により各種リスク量を計量化し、その合計額である統合リスク量がリスクガイドラインの範囲内に収まるよう管理しています。リスクガイドラインは、自己資本額をベースとした資本配賦の枠組みにおいて、既存ポートフォリオのリスク状況及び最新の業務計画を反映し、経営会議が決定します。

信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。DBJでは、コーポレートローンに加えてノンリコースローン等による与信を行っており、信用リスクの取得は収益の源泉として最重要なリスクカテゴリーの一つと位置づけ、個別案件の与信管理及び銀行全体としてのポートフォリオ管理を行っています。

個別案件の与信管理

投融資にあたっては、事業主体のプロジェクト遂行能力や、プロジェクトの採算性などを中立・公平な立場から審査しているほか、債務者格付制度を設けています。また、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）に準じて、自主的に資産の自己査定を実施し、信用リスクの適時かつ適切な把握に努めています。資産自己査定の結果は監査法人の監査を受けるほか経営陣に報告され、信用リスクや与信額の限度に応じた債務者のモニタリングに活用されています。DBJでは、個別案件の審査・与信管理にあたり、投融資部店と審査部署にて、相互に牽制が働く態勢としています。また、投融資決定委員会を開催し、個別案件の管理・運営における重要事項を審議しています。これらの相互牽制機能により、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

債務者格付制度

債務者格付は、取引先等の信用状況を把握する方法として、「評点格付」と「債務者区分」を統合した信用度の尺度を用いて実施しています。

「評点格付」とは、業種横断的な指標・評価項目を選択し、取引先等の信用力を定量・定性の両面からスコアリングにより評価するものです。一方、「債務者区分」とは、一定の抽出事由に該当した債務者について、実態的な財務内容、資金繰り、債務返済の履行状況等により、その返済能力等を総合的に判断するものです。

債務者格付区分表

債務者区分	債務者格付	定義	金融再生法開示債権区分
正常先	1～8格	業況は良好であり、かつ、財務内容にも特段問題がないと認められる債務者。	正常債権
要注意先	9～11格	業況が低調ないし不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など、今後の管理に注意を要する債務者。	
要管理先	12格	要注意先のうち、当該債務者の債権の全部または一部が要管理債権である債務者。	要管理債権
破綻懸念先	13格	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。	危険債権
実質破綻先	14格	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明な状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者。	破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破綻先	15格	法的・形式的な経営破綻の事实在発生している債務者。 具体的には、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者。	

資産自己査定制度

資産自己査定とは、債務者格付と対応する債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、回収の危険性、または価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うことであり、適時かつ適切な償却・引当等を実施するためのものです。

ポートフォリオ管理

債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測しています。信用リスク量は、一定の確率で生じ得る最大損失から平均的に発生すると予想される期待損失(EL: Expected Loss)を差し引いた非期待損失(UL: Unexpected Loss)によって把握されます。

また、債務者格付の水準に応じて定める基準残高に基づき大口管理先を特定し、与信管理方針を立案し随時モニタリングを行っています。

リスク管理

投資リスク

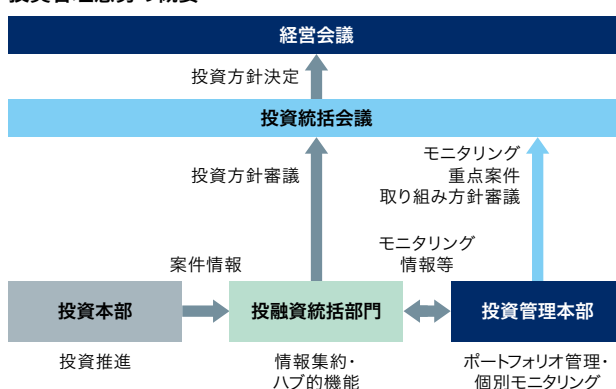
投資リスクは、投資先の財務状況の悪化、または市場環境の変化等により、資産の経済価値が減少ないし消失する結果、損失を被るリスクをいいます。企業、ファンド、インフラ、不動産などに対して未上場を中心としたメザニン・エクイティなどに投資を行っており、収益の源泉として信用リスクとならび最重要なリスクカテゴリーの一つと位置づけ、個別案件の投資決定・管理及び銀行全体としてのポートフォリオ管理を実施しています。

類型	主なリスク	リターン
企業メザニン	信用リスク等	配当等
企業投資 (上場株含む)	事業リスク マーケットリスク	キャピタルゲイン
不動産・インフラ等	資産価値変動リスク 運営主体による 運営リスク等	インカムゲイン

投資方針

投資方針は、社会価値と経済価値の両立を目指す経営理念のもと、投資統括会議において年度ごとに審議し、経営会議で決定しています。市場環境や産業構造の変化等の外部環境や既存ポートフォリオのパフォーマンス分析を踏まえ、ポートフォリオ全体のリスクとリターンのバランスにも配慮して策定されます。

投資管理態勢の概要



個別案件の与信管理

個別案件の取り組みにあたっては、信用リスク管理に準じた審査に加え、投資類型に応じた目標リターンを定め、ダウンサイドシナリオも踏まえたExit方針を設定して投資判断を行います。

案件管理においては、全ての個別案件の定期的なモニタリングに加え、投資管理本部を設置して、重点案件のモニタリングの強化やポートフォリオ全体の投資リスクマネジメントの高度化にも取り組んでいます。

ポートフォリオ管理

投資ポートフォリオの主な構成資産は非上場株式やメザニンであり、そのリスク量は、対象資産のカテゴリーごとのリスク特性や回収方法の差異に着目して計量化を行っています。

具体的には、主に事業CFによる回収を図る類型では信用リスクを主体とした評価を行う一方、第三者や市場への売却による回収を想定する類型では市場リスクを織り込むなど、信用リスク計測及び市場リスク計測の方法を応用してリスクを計量化しています。

市場リスク

市場リスクは、投融資業務に付随するリスクと位置づけ、金利リスクと為替リスクを主な管理対象としています。特定取引(トレーディング)業務に付随するリスクはありません。

金利リスク

金利リスクとは、金利の変動に伴い損失を被るリスクのことで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が低下ないしは損失を被るリスクです。

金利感応度(Duration及びBasis Point Value)、VaR(Value at Risk)といった多面的な指標を用いたモニタリングを行うとともに、ALM・リスク管理委員会が定めたALM方針に基づき、金利リスクを適切にコントロールすることを通じて、全体の金利収支や経済価値の最適化を図る経常資産負債の総合管理を実施しています。

為替リスク

為替リスクとは、外貨建資産・負債についてネットベースで資産超または負債超ポジションとなっていた場合に、為替レートが変動することにより損失が発生するリスクです。為替リスクは外貨建投融資及び外貨建債券発行等により発生しますが、為替スワップ取引等により為替リスクを抑制しています。

市場性信用リスク

デリバティブ取引に伴うカウンターパーティリスクについて、金融機関取引は、信用力に応じた限度枠管理をしており、中央清算機関の利用及び相対のCSA(Credit Support Annex)契約による証拠金授受によりリスク低減を図っています。また、事業法人等顧客取引は、会計基準に則したCVA(Credit Valuation Adjustment)を計測し、その変動リスクについても統合リスク管理の枠組みのなかで管理しています。

流動性リスク

流動性リスクには、運用と調達の間でのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく不利な条件での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金流動性リスク)と、市場の混乱等により市場において取引ができなくなり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)があります。

DBJの主な資金調達は、CP等の短期資金ではなく、社債や長期借入金に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金に依拠しています。

金融市場ショック等による不測の資金繰り逼迫状況に備えるため、一定のストレス想定のもとでも、予定された資金流出額をカバーできるだけの手元流動性を確保する資金運営を行っています。資金繰りの逼迫度合いに応じた資金運営モードを区分しているほか、モード区分に応じて必要な場合はコンティンジェンシープランに基づく対応策を立案・実行することを定めています。

リスク管理

オペレーショナル・リスク

内部プロセス・人・システムが不適切もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失にかかるリスクを、オペレーショナル・リスクと定義しています。リスク管理態勢の整備等の取り組みを通じて、リスクの削減と顕在化の防止に努めています。オペレーショナル・リスク管理については、一般リスク管理委員会において審議を行います。

オペレーショナル・リスク管理のうち、事務リスク管理及びシステムリスク管理については、以下の通りです。

事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。マニュアルの整備、事務手続における相互チェックの徹底、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じて、事務リスクの削減と発生の防止に努めています。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動などシステムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを指します。「システムリスク管理規程」に基づき、システムリスク管理を一元的に行うためにシステムリスク管理部門を設置し、情報システムの企画・開発、運用及び利用の各局面におけるセキュリティスタンダードを定めることにより、システムリスク管理態勢の充実、システムリスク管理業務の適切な遂行に努めています。

また、近年、サイバー攻撃の手法が急速に高度化、巧妙化しており、DBJグループについても、その被害を受けるリスクが高まっていると認識しております。かかる状況下、情報企画部内にサイバーセキュリティ対応を専門に行う、サイバーセキュリティ推進室を設置するとともに、同室及び経営企画部を中心に、関係部横断的なサイバーセキュリティ・インシデント対応専門チームとして、DBJ-CSIRT(Computer Security Incident Response Team)を設置しました。同チームは、DBJグループにおけるサイバーセキュリティ・インシデント発生時の対処及びそのために必要な態勢の整備・強化を担ってまいります。

ストレステスト

リスク量に基づく統合リスク管理に加えて、ストレス下においても経営の健全性を確保しつつ危機対応業務等を含む金融機能を円滑に発揮できるよう、ストレステストを実施して自己資本の充実度を評価しています。ストレステストは、中期経営計画や業務計画の策定及び見直しにあたり自己資本への影響度の評価に用いられるほか、経営上の様々な課題への対応を検討する際にも活用されます。

ストレステストでは、最新の経済環境の見通しや国際社会情勢を踏まえDBJの財務内容等も勘案して、大幅な景気後退や強い市場ストレス等の厳しい環境を想定したシナリオを設定します。当該シナリオ発生時の自己資本の毀損や投融資ポートフォリオの変化によるリスク量やリスクアセットの増加を反映することで、ストレス下でも十分な健全性を維持しながら金融機能を円滑に発揮できるかを検証するほか、資金流動性リスク管理の適切性の確認等も行います。

事業継続への取り組み

お客様や株主、役職員などのステークホルダーの利益を守り、また、社会的使命を果たすとの観点から、自然災害(とりわけ大規模地震)、インフルエンザ等感染症の蔓延(パンデミック)、システム障害、停電などの様々な緊急事態発生時に、業務の継続・早期復旧を図るため、事業継続計画(BCP)を策定しています。

BCPにおいては、災害対策委員会の体制、各業務の優先度及び有事の際の具体的な行動手順等をわかりやすくまとめています。また、業務の継続・復旧にかかる方針策定にあたっては、具体的なインシデント(首都直下地震等、新型インフルエンザ等感染症)を想定し、インシデントごとの被害想定に応じた対応を定める手法を採っています。

事業継続のための対策

確実な事業継続を図るため、各種の対策を講じています。

システムの堅牢性向上

メインセンターで高度なセキュリティ水準を確保するとともに、万一メインセンターが稼働できない場合に備え、バックアップセンターを構築しています。

重層的な通信手段の確保

夜間・休日における対応も含め、役職員の安否や参集の可否等を迅速に把握し、情報伝達を確実にするため、安否確認システムを導入しているほか、主要拠点・要員に対しては衛星電話等を配備することで、重層的な通信手段を確保しています。

指揮命令系統と権限委任

業務の継続にかかる意思決定を迅速・確実に実施していくため、災害対策委員会が設置された場合における指揮命令系統と職務権限の代行順位を定めています。

初動対応及び業務の継続・復旧手順の明確化

緊急時の初動対応や業務の継続・復旧について、予め業務単位で整理することで、混乱状態にあっても、関係部署が迅速・確実に業務に対応できる態勢を確立しています。

BCPの実効性維持・向上のための取り組み

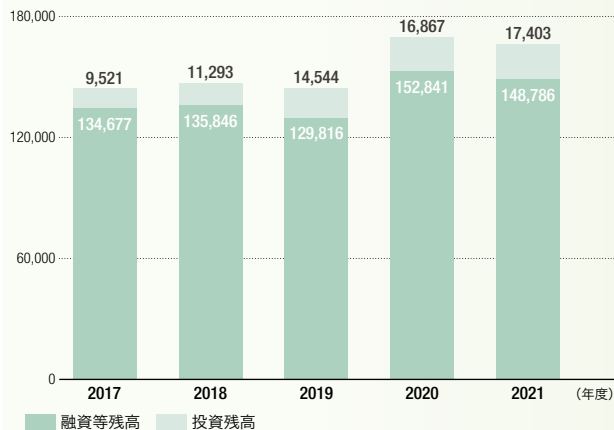
BCPの実効性の維持・向上を図るべく、役職員向けに各種の研修や訓練を実施しています。また、訓練結果や最新の情報を踏まえたBCPの見直しについて、定期的に、また必要に応じて随時検討し、PDCAサイクルを回すこととしています。

財務・非財務ハイライト

財務

投融資残高(単体)

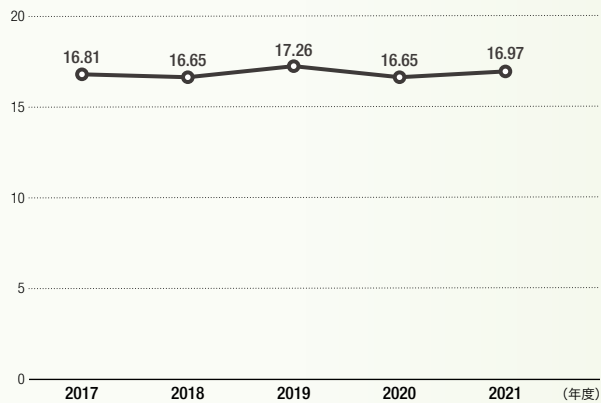
億円



投融資残高(単体)は、2021年度末時点で16.6兆円程度となりました。融資等残高については、2021年度末時点で14.8兆円となっております。投資残高は、投資業務への注力の結果、2021年度末時点で1.7兆円まで伸長しました。

普通株式等Tier1比率(連結)

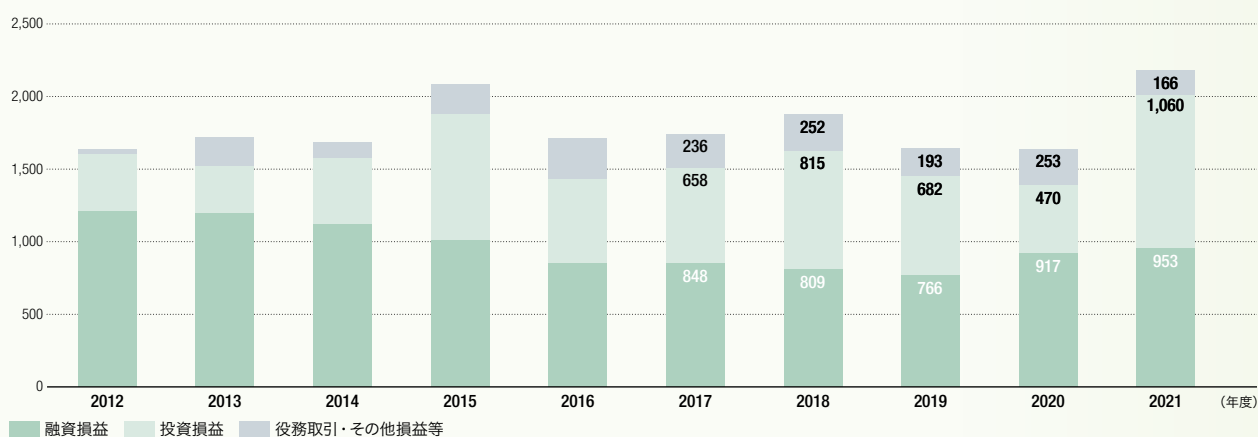
%



普通株式等Tier1比率(連結)は2021年度末時点で16.97%となりました。今後も投資業務の強化等リスクマネー供給を進めていく過程で、同比率は低下することもあり得ますが、引き続き健全性の確保に努めていきます。

実態業務粗利益(連結)

億円



2021年度は、融資損益については2020年度と比べ期中の平均残高の増加等に伴い、増益となっています。投資業務については投資先からの配当収入等により増益となっています。役員等業務については、手数料収入の減少により減益でした。以上の結果、実態業務粗利益は2,180億円と前年度比で増益を達成することができました。

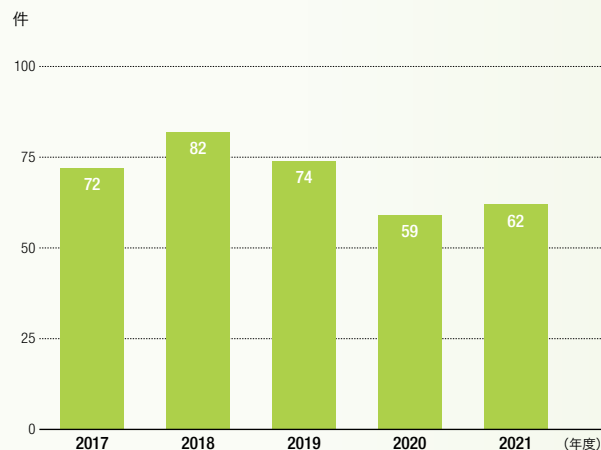
非財務

再生可能エネルギー投融资残高



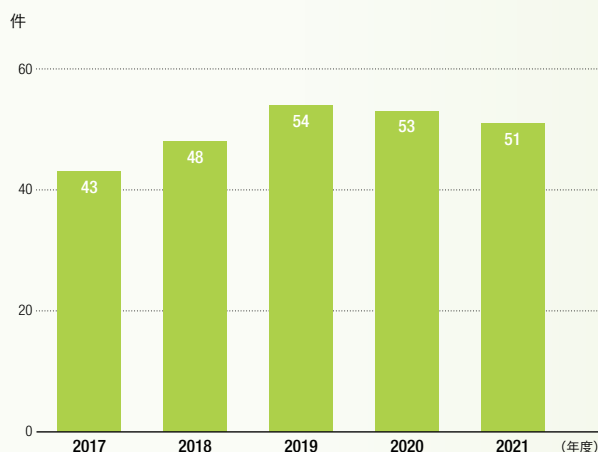
再生可能エネルギー投融资残高は、2021年度末時点で2,808億円となっています。世界的な脱炭素化の流れを受け、再生可能エネルギーの注目度が高まっているなか、DBJとしても、2050年のカーボンニュートラル社会に向けて政府が設定するエネルギー・ミックスを達成すべく、太陽光、陸上風力・洋上風力、バイオマス、水力等、各エネルギー源の特徴を踏まえつつ、金融面で貢献していきます。

DBJサステナビリティ評価認証融資による顧客との対話件数



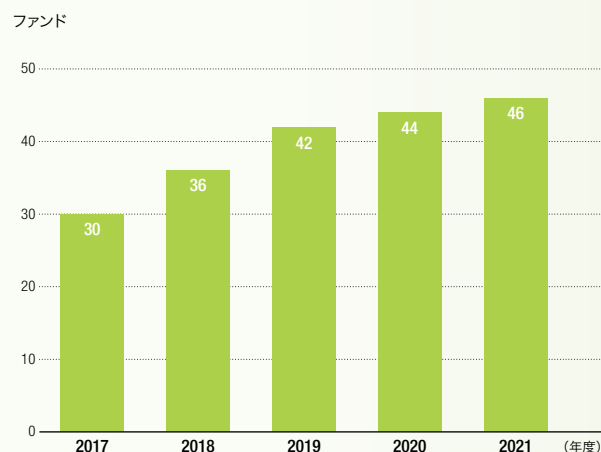
DBJサステナビリティ評価認証融資(P20参照)では、お客様からの希望に応じ、評価結果について第三者の視点からフィードバックを行い、今後取り組むべき課題の把握や経営の高度化に向けてサポートしています。新型コロナウイルス感染症の拡大以降は、対面での役員層向けの表彰式の実施は難しくなっていますが、フィードバックについては、ウェブ会議システムを活用することにより、着実に実施しています。引き続き、対話を通じてお客様のサステナビリティ経営の高度化を支援します。

人材育成(行内向け研修件数)



人材育成のため、階層別研修や業務関連研修等、豊富な機会を提供しています。2021年度は、女性活躍やマネジメント育成に向けた研修の見直しを行いました。またオンライン研修を中心としつつも、一部研修では感染対策を実施しながら対面研修を再開し、研修内容に応じた最適な実施形態により研修効果の最大化を図りました。引き続き、DBJのグループ経営戦略を踏まえた研修内容の充実と、研修受講環境の一層の高度化を積極的に推進し、人材育成に取り組んでいきます。

地域金融機関との連携・協働(地銀ファンド数累計)



2021年度末までに地域金融機関等と協働ファンドを46ファンド組成しました。引き続き、多様化する地域課題に対する取り組みを後押しすべく、各地域に顧客基盤を有する地域金融機関とDBJがそれぞれの強みを活かして連携し、地域企業へのリスクマネー供給を推し進めていきます。

連結財務サマリー

単位：億円

連結	2010年度 (2010年4月1日～ 2011年3月31日)	2011年度 (2011年4月1日～ 2012年3月31日)	2012年度 (2012年4月1日～ 2013年3月31日)	2013年度 (2013年4月1日～ 2014年3月31日)
経常収益	3,451	3,187	3,400	3,616
経常利益	950	992	1,156	1,657
特別損益	93	109	6	2
税金等調整前当期純利益	1,043	1,102	1,162	1,660
法人税等合計	△ 13	△ 319	△ 445	△ 408
親会社株主に帰属する当期純利益	1,015	773	713	1,243
配当金総額	500	373	352	308
総資産	148,452	155,798	162,487	163,107
貸出金	130,314	136,454	139,182	138,384
有価証券	11,655	11,766	13,570	16,375
負債	124,352	131,188	137,101	136,829
借入金	85,764	91,705	94,483	91,826
債券及び社債	36,293	36,718	39,245	42,374
純資産	24,099	24,610	25,385	26,277
資本金	11,811	11,877	12,069	12,069
自己資本比率(バーゼルIIベース・国際統一基準)	20.50%	18.56%	—	—
普通株式等Tier1比率(バーゼルIIIベース・国際統一基準)	—	—	14.93%	15.30%
リスク管理債権における貸出金残高比率	1.28%	1.47%	1.23%	0.99%
総資産利益率(ROA)	0.67%	0.51%	0.45%	0.76%
自己資本利益率(ROE)	4.31%	3.18%	2.86%	4.83%
従業員数	1,203人	1,270人	1,315人	1,391人

運用・調達フロー(単体)

投融资額(フロー)	21,166	29,270	26,524	29,433
融資等	20,344	28,490	25,245	28,051
投資	822	780	1,278	1,382
資金調達額(フロー)	21,166	29,270	26,524	29,433
うち回収等	12,128	6,917	5,022	13,075

2008～2010

第1次中計
CHALLENGE
2010

2011～2013

第2次中計
Endeavor 2013

連結財務サマリー

	2014年度 (2014年4月1日～ 2015年3月31日)	2015年度 (2015年4月1日～ 2016年3月31日)	2016年度 (2016年4月1日～ 2017年3月31日)	2017年度 (2017年4月1日～ 2018年3月31日)	2018年度 (2018年4月1日～ 2019年3月31日)	2019年度 (2019年4月1日～ 2020年3月31日)	2020年度 (2020年4月1日～ 2021年3月31日)	2021年度 (2021年4月1日～ 2022年3月31日)
	3,390	3,586	2,854	2,917	3,012	2,891	2,694	3,103
	1,530	1,851	1,225	1,271	1,281	789	730	861
	6	15	△ 0	22	△ 13	40	7	23
	1,536	1,867	1,224	1,294	1,267	830	738	885
	△ 589	△ 576	△ 346	△ 350	△ 335	△ 315	△ 269	△ 294
	927	1,289	876	919	919	504	452	576
	225	292	197	221	210	99	81	156
	163,606	159,071	165,704	169,522	170,795	176,936	212,218	215,085
	132,613	129,525	130,395	127,252	129,239	124,159	147,571	143,461
	18,879	18,030	17,503	18,664	19,610	23,742	25,358	30,344
	136,133	130,229	135,842	138,421	137,832	142,596	175,184	176,765
	85,982	78,921	84,723	85,741	79,878	80,709	106,645	105,736
	45,693	47,279	47,118	49,329	52,969	56,968	62,234	63,923
	27,472	28,842	29,862	31,101	32,963	34,340	37,034	38,320
	12,069	10,004	10,004	10,004	10,004	10,004	10,004	10,004
	—	—	—	—	—	—	—	—
	16.22%	17.54%	17.22%	16.81%	16.65%	17.26%	16.65%	16.97%
	0.77%	0.64%	0.54%	0.47%	0.40%	0.46%	0.76%	0.73%
	0.57%	0.80%	0.54%	0.55%	0.54%	0.29%	0.23%	0.27%
	3.47%	4.60%	2.99%	3.03%	2.88%	1.51%	1.27%	1.54%
	1,407人	1,435人	1,546人	1,631人	1,650人	1,703人	1,781人	1,809人
	25,442	30,277	40,126	31,534	37,908	39,518	57,867	32,226
	22,627	28,613	38,058	29,736	34,904	34,015	54,842	29,946
	2,814	1,663	2,067	1,797	3,004	5,503	3,025	2,279
	25,442	30,277	40,126	31,534	37,908	39,518	57,867	32,226
	11,299	16,397	15,261	10,050	20,514	15,461	11,914	10,780

2014～2016

第3次中計
「課題先進国」日本の持続的成長に貢献

2017～2019

第4次中計
変化に挑み、未来を創る3年間

2020

コロナ
危機対応

2021～

第5次中計
つなぐ、共につくる
～Innovation for Sustainability～

沿革

日本開発銀行、北海道東北開発公庫、日本政策投資銀行

年	月	事項
1951年	4月	日本開発銀行(以下「開銀」)設立
1952年		開銀:大阪(現関西)、札幌(現北海道)、名古屋(現東海)、福岡(現九州)の各支店を開設
1956年	6月	北海道開発公庫設立
1957年	4月	北海道開発公庫、北海道東北開発公庫(以下「北東公庫」)に改組、札幌(現北海道)、仙台(現東北)の各支店を開設
1960年		開銀:高松支店(現四国支店)を開設
1961年		開銀:広島(現中国)、金沢(現北陸)の各支店を開設
1962年	4月	開銀:ニューヨーク駐在員事務所を開設
1963年		開銀:鹿児島(1999年10月より南九州支店)、松江の各事務所を開設
1964年	7月	開銀:ロンドン駐在員事務所を開設
1972年	1月	北東公庫:新潟事務所(1989年7月より新潟支店)を開設
1985年	6月	日本開発銀行法を改正 1)出資機能を追加(研究開発、都市開発またはエネルギー利用等にかかる事業で政令で定めるもの) 2)研究開発資金融資機能を追加
1987年	9月	開銀及び北東公庫:NTT株売払収入を財源とする無利子貸付制度創設
1989年		開銀:大分、松山、岡山、富山の各事務所を開設 北東公庫:函館、青森の各事務所を開設
1995年	2月	開銀:震災復旧融資開始
1997年	9月	「特殊法人等の整理合理化について」閣議決定 (開銀及び北東公庫を廃止し、新銀行に統合することが決定される)
1998年	12月	開銀及び北東公庫:金融環境対応融資開始(2000年度末までの時限的措置)
1999年	6月	日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)成立
	10月	開銀と北東公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立 地域振興整備公団及び環境事業団の融資業務を引き継ぐ 釧路事務所、シンガポール駐在員事務所を開設
2002年	5月	日本政策投資銀行法を改正(金融庁による立入検査の導入を追加)
2005年	12月	「行政改革の重要方針」閣議決定
2006年	5月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)成立
	6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定
2007年	6月	株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号)成立

株式会社日本政策投資銀行

年	月	事項
2008年	10月	株式会社日本政策投資銀行設立(資本金1兆円) 指定金融機関として危機対応業務を開始
	12月	DBJ Singapore Limited開業
2009年	6月	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成21年法律第67号)成立
	9月	資本金を1兆1,032億32百万円に増資
	11月	DBJ Europe Limited開業
2010年	3月	資本金を1兆1,811億94百万円に増資
2011年	5月	株式会社日本政策投資銀行法の一部改正等(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)成立によるもの)
	12月	資本金を1兆1,873億64百万円に増資
2012年	3月	資本金を1兆1,877億88百万円に増資
	6月	資本金を1兆1,983億16百万円に増資
	12月	資本金を1兆2,069億53百万円に増資
2014年	6月	政投銀投資諮詢(北京)有限公司(旧 政投銀日亜投資諮詢(北京)有限公司)を完全子会社化
2015年	5月	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成27年法律第23号)成立 特定投資業務を開始 取締役会の諮問機関としてアドバイザー・ボードを位置づけ 特定投資業務モニタリング・ボードを設置
	8月	資本金の額を2,065億29百万円減少し、その減少額全額を危機対応準備金として計上
2018年	10月	DBJ Americas Inc. 開業
2020年	5月	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(令和2年法律第29号)成立

大株主の状況

2022年3月末時点

氏名または名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	43,632	100.00
計	—	43,632	100.00

株式会社化以降のDBJ法の変遷概要

DBJは、2008年10月1日に特殊法人から株式会社となりました。政府保有株式を全部処分した後の完全民営化に備え、DBJは、従前から取り組んできた長期の融資業務に加え、エクイティ、メザニンなどのリスクマネーの供給や、M&Aのアドバイザー業務など、投融資一体の金融サービス提供を通じた企業価値の向上に努めてきました。

他方、株式会社化直後より、リーマン・ショックや東日本大震災が発生し、DBJは、政府より、大規模な危機対応業務の着実な実行が求められました。これらの危機に対応するため、「株式会社日本政策投資銀行法」(平成19年法律第85号)が2度改正等され、政府による増資が受けられるようになるとともに、2014年度末を目的に、政府による株式保有を含めたDBJの組織のあり方を見直すこととされました。

そして、政府における「成長資金の供給促進に関する検討会」での議論等を踏まえ、2015年5月20日に施行された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」(平成27年法律第23号)では、完全民営化の方針を維持しつつ、大規模な災害や経済危機等に対応するための資金の供給確保に万全を期すために、当分の間、DBJに対して危機対応業務が義務づけられました。また、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進する観点から、国から一部出資(産投出資)を受け、「競争力強化ファンド」を強化・発展する形で、新たな投資の仕組みである「特定投資業務」が創設されました。さらに、危機対応及び成長資金の供給に対しDBJの投融資機能を活用することを踏まえ、政府によるDBJの一定以上の株式保有の義務づけなど所要の措置が講じられることとなりました。

こうした組織のあり方の見直しは、政府における「成長資金の供給促進に関する検討会」等で議論された結果を踏まえたものですが、危機対応業務の的確な対応はもとより、日本の金融資本市場において不足していると指摘された成長資金(エクイティやメザニン)供給への取り組みが重要等、株式会社化後のDBJの取り組みが評価され、見直し内容に反映されたものと考えています。

また、2019年に開催された政府における「(株)日本政策投資銀行の特定投資業務の在り方に関する検討会」での議論等を踏まえ、2020年5月22日に施行された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」(令和2年法律第29号)では、特定投資業務について、以下の通り所要の措置を講ずることとされています。

- (1) 投資決定期限及び政府による出資期限を2021年3月31日から2026年3月31日まで延長。
- (2) 業務完了期限を2026年3月31日から2031年3月31日まで延長。

(注) DBJ法全文はデータ編を参照

2015年(平成27年)DBJ法改正のポイント

1 完全民営化の方向性は引き続き維持

改正前	改正後
2015年4月1日から概ね5年後から7年後を 目途として、全株式を処分し、完全民営化	<ul style="list-style-type: none"> 目的規定(第1条)をはじめ本則は変更なし 株式処分については、(会社の目的の達成に与える影響等を踏まえつつ)できる限り早期に

2 危機対応業務の的確な実施を図るための措置を講ずる

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> 指定金融機関として危機対応業務を実施 2015年3月末まで危機対応のための 政府出資が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 当分の間、危機対応業務を行う責務を有する(併せて定款への記載義務) 財務基盤確保のための政府出資規定の延長、当分の間、政府による1/3超の株式保有義務 等

3 成長資金を集中的に供給する新たな投資(「特定投資」)の仕組みを時限的に創設

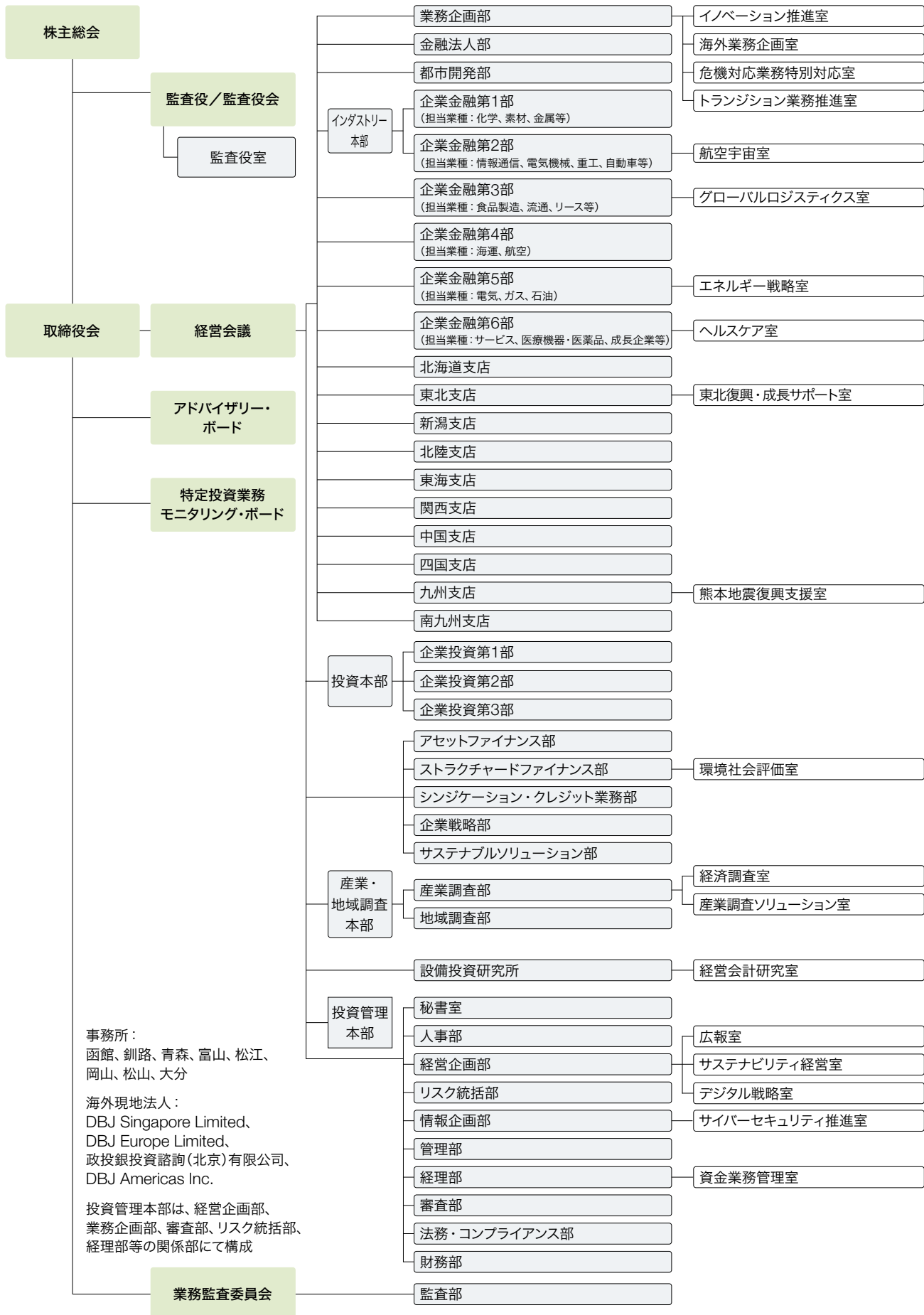
改正前	改正後
競争力強化ファンド等を通じたリスクマネーの供給	<ul style="list-style-type: none"> 競争力強化ファンドを強化(一部、産投出資による財源措置を実施)する形で、2025年度までの 時限措置として「特定投資業務」を実施(併せて定款への記載義務、民業の補完・奨励等) 「特定投資業務」が完了するまでの間、政府による1/2以上の株式保有義務

4 政府関与の継続等を受けた民間金融機関等への配慮規定など

改正前	改正後
第3次中期経営計画でも掲げている通り、 一般金融機関との協働を業務の中心に据えつつ、 緊密なコミュニケーションを実施	<ul style="list-style-type: none"> 業務全体に対する「適正な競争関係」への配慮義務 政府における危機対応・特定投資業務の随時見直しと、その際の民間金融機関の代表者等からの 意見聴取義務

組織体制

(2022年6月末時点)



データ編

- P 82 株式会社日本政策投資銀行法
- P 99 財務の状況

株式会社日本政策投資銀行法

(平成19年法律第85号)

制定：平成19年6月13日法律第85号

施行：令和3年3月1日

改正：令和元年12月11日法律第71号

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 業務等(第三条 — 第二十五条)

第三章 雑則(第二十六条 — 第二十九条)

第四章 罰則(第三十条 — 第三十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社とする。

(商号の使用制限)

第二条 会社でない者は、その商号中に株式会社日本政策投資銀行という文字を使用してはならない。

2 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第六条第二項の規定は、会社には適用しない。

第二章 業務等

(業務の範囲)

第三条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 預金(譲渡性預金その他政令で定めるものに限る。)の受入れを行うこと。
- 二 資金の貸付けを行うこと。
- 三 資金の出資を行うこと。
- 四 債務の保証を行うこと。
- 五 有価証券(第七号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第八号において同じ。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下この号及び第十一号において同じ。)に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)を行うこと(第三号に掲げる業務に該当するものを除く。)
- 六 有価証券の貸付けを行うこと。
- 七 金銭債権(譲渡性預金証書その他の財務省令で定める証書をもって表示されるものを含む。)の取得又は譲渡を行うこと。
- 八 特定目的会社が発行する特定社債又は優先出資証券(資産流動化計画において当該特定社債又は優先出資証券の発行により得られる金銭をもって金銭債権(民法(明治二十九年法律第八十九号)第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。)又は金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するもの)に限り、特定社債にあっては、特定短期社債を除く。以下この号において同じ。)その他特定社債又は優先出資証券に準ずる有価証券として財務省令で定めるもの(以下この号において「特定

社債等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)

又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱いを行うこと。

九 短期社債等の取得又は譲渡を行うこと。

十 銀行(銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。)その他政令で定める金融業を行う者のために資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うこと。

十一 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)を行うこと(第七号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十二 金融商品取引法第二条第八項第七号に掲げる行為を行うこと。

十三 金融商品取引法第二条第八項第九号に掲げる行為を行うこと(募集又は売出しの取扱いについては、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者(同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。)の委託を受けて当該金融商品取引業者のために行うものに限る。)

十四 金融商品取引法第二条第八項第十一号に掲げる行為を行うこと。

十五 金融商品取引法第二条第八項第十三号に掲げる行為を行うこと。

十六 金融商品取引法第二条第八項第十五号に掲げる行為を行うこと。

十七 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券(当該有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。)又は取引について、同項各号に定める行為を行うこと(第三号、第五号、第七号から第九号まで、第十一号及び第十三号に掲げるものを除く。)

十八 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと。

- 十九 他の事業者の経営に関する相談に応じること又は他の事業者の事業に関して必要となる調査若しくは情報の提供を行うこと。
- 二十 金融その他経済に関する調査、研究又は研修を行うこと。
- 二十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 会社は、前項の業務を営むほか、財務大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。
- 3 第一項第五号及び第六号並びに第五項の「有価証券」とは、金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。
- 4 第一項第五号及び第九号並びに次項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債
 - 二 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第三百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債
 - 三 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第八項に規定する特定短期社債
 - 四 その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券(新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。)に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの
 - イ 各権利の金額が一億円を下回らないこと。
 - ロ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
 - ハ 利息の支払期限を、ロの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。
- 5 第一項第七号に掲げる業務には同号に規定する証書をもって表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第九号に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う業務を含むものとする。
- 6 第一項第八号の「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」、「特定短期社債」又は「優先出資証券」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項又は第七項から第九項までに規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債、特定短期社債又は優先出資証券をいう。
- 7 会社が第一項第十号に掲げる業務を営む場合には、銀行法第五十二条の三十六第一項の規定その他同号に規定する政令で定める金融業を行う者に関し適用される同項の規定に相当する規定であって政令で定めるものは、適用しない。

(金融商品取引法の規定の読替え適用等)

第四条 会社についての金融商品取引法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第八項	「協同組織金融機関」という。)。	「協同組織金融機関」という。)、株式会社日本政策投資銀行
第二条第十一項、第二十七条の二十八第三項、第二十八条第四項、第三十三条第一項、第三十三条の五第二項、第三十三条の七、第五十八条、第六十条の十四第一項、第六十六条並びに第二百二条第二項第一号及び第二号	協同組織金融機関	協同組織金融機関、株式会社日本政策投資銀行
第三十三条の八第一項	金融機関である場合	金融機関である場合又は株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)第三条第一項第十六号に掲げる業務を行う場合

- 2 会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この項において同じ。)、監査役若しくは執行役又は使用人は、金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。以下この項において同じ。)の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役に就任した場合(金融商品取引業者の取締役、会計参与、監査役又は執行役が会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役を兼ねることとなった場合を含む。)又は金融商品取引業者の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合には、財務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

(日本政策投資銀行債の発行)

- 第五条 会社は、日本政策投資銀行債を発行することができる。
- 2 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百二条の規定は、会社が日本政策投資銀行債を発行する場合には、適用しない。
- 3 会社は、外国を発行地とする日本政策投資銀行債に限り、その社債券(その利札を含む。以下この項並びに第十三条第三項及び第四項第一号において同じ。)を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、日本政策投資銀行債の社債券を発行することができる。

(日本政策投資銀行債の発行方法)

- 第六条 日本政策投資銀行債の社債券を発行する場合には、当該社債券は、無記名式とする。ただし、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。
- 2 会社は、日本政策投資銀行債の社債券を発行する場合には、当該社債券の応募者との間で、当該社債券に係る保護預り契約であって財務省令・内閣府令で定める事項を内容とするものを締結してはならない。
- 3 会社は、日本政策投資銀行債を発行する場合には、売出しの方法によることができる。この場合においては、売出期間を定めなければならない。

株式会社日本政策投資銀行法

- 4 会社は、日本政策投資銀行債の社債券を発行する場合には、その券面に次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 会社の商号
 - 二 当該社債券に係る社債の金額
 - 三 当該社債券に係る日本政策投資銀行債の利率
 - 四 当該社債券に係る日本政策投資銀行債の償還の方法及び期限
 - 五 当該社債券の番号
- 5 会社は、売出しの方法により日本政策投資銀行債を発行しようとするときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。
- 一 売出期間
 - 二 日本政策投資銀行債の総額
 - 三 数回に分けて日本政策投資銀行債の払込みをさせるときは、その払込みの金額及び時期
 - 四 日本政策投資銀行債発行の価額又はその最低価額
 - 五 社債、株式等の振替に関する法律の規定によりその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる日本政策投資銀行債を発行しようとするときは、同法の適用がある旨
 - 六 前項第一号から第四号までに掲げる事項
- 6 会社は、日本政策投資銀行債を発行する場合においては、割引の方法によることができる。

(日本政策投資銀行債の消滅時効)

第七条 会社が発行する日本政策投資銀行債の消滅時効は、その権利を行使することができる時から、元本については十五年、利子については五年で完成する。

(通貨及証券模造取締法の準用)

第八条 通貨及証券模造取締法(明治二十八年法律第二十八号)は、会社が発行する日本政策投資銀行債の社債券の模造について準用する。

(預金の受入れ等を開始する場合の特例)

- 第九条 会社は、第三条第一項第一号に規定する預金の受入れ又は日本政策投資銀行債の発行を開始しようとするときは、あらかじめ、財務大臣の承認を受けなければならない。
- 2 財務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。
 - 3 内閣総理大臣は、前項の規定による協議があった場合において、必要があると認めるときは、財務大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。
 - 4 内閣総理大臣は、第二項の規定による協議があった場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、会社に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。
 - 5 会社が第一項の承認を受けた場合における会社が営む業務については、銀行法第四条第一項及び長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第四条第一項の規定は、適用しない。

(銀行法の準用)

- 第十条 銀行法第十二条の二(第三項を除く。)、第十三条、第十三条の二、第十三条の四、第十四条、第十四条の二、第二十条、第二十一条、第二十三条及び第五十七条の四(第一号に係る部分に限る。)の規定は、前条第一項の承認を受けた会社について準用する。この場合において、これらの規定(同法第十三条の四後段及び第二十条第七項を除く。)中「内閣総理大臣」とあるのは「財務大臣及び内閣総理大臣」と、「内閣府令」とあるのは「財務省令・内閣府令」と、同法第十三条の四中「第三十八条第一号、第二号、第七号」とあるのは「第三十八条第七号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 2 前項において読み替えて準用する銀行法第十三条の四において読み替えて準用する金融商品取引法の規定の適用については、当該規定中「内閣府令」とあるのは、「財務省令・内閣府令」とする。
 - 3 政府は、第一項において読み替えて準用する銀行法の規定に基づき命令を定めるに当たっては、前条第一項の承認をする時点における会社の資金の貸付けその他の業務の利用者の利益が不当に侵害されないよう、配慮しなければならない。

(事業年度)

第十一条 会社の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(株式)

- 第十二条 会社は、会社法第百九十九条第一項に規定する募集株式(第三十四条第四号において「募集株式」という。)若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集をし、又は株式交換若しくは株式交付に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。
- 2 会社は、新株予約権の行使により株式を交付した後、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

(社債、日本政策投資銀行債及び借入金)

- 第十三条 会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債(日本政策投資銀行債を除く。以下同じ。)及び日本政策投資銀行債(それぞれ社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この条及び第十八条において同じ。)の発行並びに借入金(弁済期限が一年を超えるものに限る。以下この条及び第十八条において同じ。)の借入れについて、発行及び借入れの金額、社債及び日本政策投資銀行債並びに借入金の表示通貨その他の社債及び日本政策投資銀行債の発行並びに借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 会社は、社債若しくは日本政策投資銀行債を発行したとき、又は借入金の借入れをしたときは、財務省令で定めるところにより、その旨を遅滞なく財務大臣に届け出なければならない。
 - 3 会社は、外国を発行地とする社債に限り、その社債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、社債券を発行することができる。

4 第一項後段及び第二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 会社法第六百九十九条第二項に規定する除権決定を得た後にされる再発行の請求を受けて、社債の社債券又は日本政策投資銀行債の社債券(次号及び第二十五条第二項において「社債券等」という。)を発行した場合
- 二 第五条第三項又は前項の規定により社債券等を発行した場合

(受信限度額及び与信限度額)

第十四条 次に掲げるものの合計額は、資本金及び準備金(資本準備金及び利益準備金をいう。以下この条において同じ。)の額の合計額の十四倍に相当する額を超えることとなってはならない。ただし、社債及び日本政策投資銀行債については、発行済みの旧銀行債券(附則第二十六条の規定による廃止前の日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号。以下「旧政投銀法」という。)第四十三条第一項又は第四項の規定に基づき発行された同条第一項に規定する銀行債券をいう。以下同じ。)、社債又は日本政策投資銀行債の借換えのため必要があるときは、当該借換えを行うために必要な期間内に限り、当該額を超えて発行することができる。

- 一 預金の現在額
 - 二 借入金の現在額
 - 三 旧政投銀法第四十二条第五項の規定に基づき受け入れた寄託金の現在額
 - 四 旧銀行債券の元本に係る債務の現在額
 - 五 発行した社債及び日本政策投資銀行債の元本に係る債務の現在額
 - 六 いずれの名義をもってするかを問わず、前各号に掲げるものと同様の経済的性質を有するものの現在額
- 2 次に掲げるものの合計額は、資本金及び準備金の額並びに前項本文の規定による限度額の合計額を超えることとなってはならない。
- 一 資金の貸付け及び譲り受けた債権(第三号に規定する有価証券に係るものを除く。)の現在額
 - 二 保証した債務の現在額
 - 三 取得した有価証券(第三条第三項に規定する有価証券をいい、金融商品取引法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券(当該有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。)並びに次号の資金の出資に係るものを除く。)の現在額
 - 四 資金の出資の現在額

(代表取締役等の選定等の決議)

第十五条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査等委員である取締役若しくは監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(取締役の兼職の認可)

第十六条 会社の常務に従事する取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役)は、財務大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならない。

2 財務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が会社の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認められる場合を除き、これを認可しなければならない。

(事業計画)

第十七条 会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(償還計画)

第十八条 会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債、日本政策投資銀行債及び借入金の償還計画を立て、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(認可対象子会社)

第十九条 会社は、次に掲げる者(第三号、第四号及び第七号に掲げる者にあつては、個人であるものを除く。以下「認可対象子会社」という。)を子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。)としようとするときは、あらかじめ、財務大臣の認可を受けなければならない。

- 一 銀行
- 二 長期信用銀行(長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行をいう。)
- 三 金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)
- 四 貸金業者(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者をいい、前号に掲げる者を兼ねることその他財務省令で定める要件に該当するものを除く。)
- 五 信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第二項に規定する信託会社をいう。)
- 六 保険会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。)
- 七 前各号に掲げる者に類するものとして財務省令で定める者

(定款の変更等)

第二十条 会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)、合併、会社分割及び解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 財務大臣は、前項の認可(合併、会社分割及び解散の決議に係るものに限る。)をしようとするときは、国土交通大臣に協議しなければならない。

(貸借対照表等の提出)

第二十一条 会社は、事業年度ごとに、財務省令で定めるところにより、当該事業年度の間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。)に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びに当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を財務大臣に提出しなければならない。

(財政融資資金の運用に関する特例)

第二十二条 財政融資資金(財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第二条の財政融資資金をいう。以下同じ。)は、同法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が借入れをする場合における会社に対する貸付け(第二十四条において単に「貸付け」という。)に運用することができる。

第二十三条 財政融資資金は、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が発行する社債又は日本政策投資銀行債(次項、次条及び第二十五条第一項において「社債等」という。)に運用することができる。

2 財政融資資金を社債等又は旧銀行債券に運用する場合においては、社債等及び旧銀行債券の発行残高の十分の五又は会社の一回に発行する社債等の十分の六を超える割合の社債等又は旧銀行債券の引受け、応募又は買入れ(旧銀行債券にあっては、買入れに限る。以下この項において「引受け等」という。)を行ってはならない。この場合において、財政融資資金により引受け等を行う社債等又は旧銀行債券は、利率、担保、償還の方法、期限その他の条件において、

当該引受け等以外の引受け等に係るものとその種類を同じくするものでなければならない。

第二十四条 第二十二条の規定により貸付けに運用される財政融資資金又は前条第一項の規定により社債等に運用される財政融資資金に係る財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)の規定の適用については、会社を財政融資資金法第十条第一項第七号に規定する法人とみなす。

(債務保証)

第二十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、社債等に係る債務について、保証契約をすることができる。

2 政府は、前項の規定によるほか、会社が社債券等を失った者に交付するために会社法第六百九十九条第二項に規定する除権決定を得た後にされる再発行の請求を受けて発行する社債券等又は第五条第三項若しくは第十三条第三項の規定により発行する社債券等に係る債務について、保証契約をすることができる。

第三章 雑則**(監督上の措置)**

第二十六条 会社は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 主務大臣は、会社の業務若しくは財産又は会社及びその子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社であって、認可対象子会社に該当するものに限る。次条第二項及び第五項並びに第三十三条第二項において同じ。)の財産の状況に照らして会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、会社の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して会社の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは会社の財産の供託を命ずることその他業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第二十七条 主務大臣は、会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対して報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときその他この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、会社の子会社若しくは会社からその業務の委託を受けた者(以下この項、第五項及び第三十三条第二項において「受託者」という。)に対して会社の業務の状況に関し参考となるべき報告をさせ、又はその職員に、会社の子会社若しくは受託者の施設に立ち入り、会社の業務の状況

に関し参考となるべき業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
5 会社の子会社又は受託者は、正当な理由があるときは、第二項の規定による報告又は立入検査を拒むことができる。

(権限の委任)

第二十八条 財務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項又は第二項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第一項又は第二項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について財務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。
4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
5 会社が第九条第一項の承認を受けた場合には、前各項の規定は、適用しない。

(主務大臣)

第二十九条 この法律における主務大臣は、財務大臣とする。ただし、会社が第九条第一項の承認を受けた場合における次に掲げる事項については、財務大臣及び内閣総理大臣とする。

- 一 第十条において読み替えて準用する銀行法の規定に関する事項
- 二 第二十六条第二項の規定による命令(同項に規定する会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときにするものに限る。)に関する事項
- 三 第二十七条第一項の規定による報告徴収及び立入検査(同項に規定する会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときにするものに限る。)に関する事項
- 四 第二十七条第二項の規定による報告徴収及び立入検査(同項に規定する会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときにするものに限る。)に関する事項
- 2 前項ただし書の規定による同項第三号又は第四号に掲げる事項に係る権限は、財務大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行行使することを妨げない。
- 3 次の各号に掲げる大臣は、前項の規定によりその権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果を当該各号に定める大臣に通知するものとする。
 - 一 財務大臣 内閣総理大臣
 - 二 内閣総理大臣 財務大臣
- 4 第一項ただし書の場合において、第三条第二項中「財務大臣」とあるのは「財務大臣及び内閣総理大臣」と、第十三条第二項中「財務大臣」とあるのは「財務大臣(日本政策投資銀行債の発行に係る

ものについては、財務大臣及び内閣総理大臣)」と、第二十条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣及び内閣総理大臣」と、第二十一条中「財務省令で定めるところにより、当該事業年度の間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。）」とあるのは「財務省令(第九条第一項の承認を受けた日の属する事業年度以後の事業年度及び中間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この条において同じ。))にあっては、財務省令・内閣府令)で定めるところにより、当該事業年度の間事業年度」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣(同項の承認を受けた日の属する事業年度以後の事業年度及び中間事業年度にあっては、財務大臣及び内閣総理大臣)」と読み替えるものとする。

- 5 財務大臣は、第一項ただし書の場合において、第三条第一項第七号又は第八号の財務省令を改正しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の同意を得なければならない。
- 6 内閣総理大臣は、この法律による権限(前条第一項から第三項までの規定によるものその他政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。
- 7 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第四章 罰則

- 第三十条 会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は使用人が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。
- 2 前項の場合において、犯人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

- 第三十一条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

- 第三十二条 第三十条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の例に従う。
- 2 前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。

- 第三十三条 第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は使用人は、三十万円以下の罰金に処する。
- 2 第二十七条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の子会社又は受託者の取締

役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は使用人は、三十万円以下の罰金に処する。

- 第三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。
- 一 第三条第二項の規定に違反して、業務を営んだとき。
 - 二 第四条第二項の規定に違反して、兼職の届出を行わなかったとき。
 - 三 第九条第一項の規定に違反して、預金の受入れ又は日本政策投資銀行債の発行を開始したとき。
 - 四 第十二条第一項の規定に違反して、募集株式若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換若しくは株式交付に際して株式若しくは新株予約権を交付したとき。
 - 五 第十二条第二項の規定に違反して、株式を交付した旨の届出を行わなかったとき。
 - 六 第十三条第一項の規定に違反して、基本方針の認可を受けなかったとき。
 - 七 第十三条第二項の規定に違反して、社債若しくは日本政策投資銀行債を発行した旨又は借入金の借入れをした旨の届出を行わなかったとき。
 - 八 第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、限度額又は合計額を超えることとなったとき。
 - 九 第十六条第一項の規定に違反して、兼職の認可を受けなかったとき。

株式会社日本政策投資銀行法

- 十 第十七条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかったとき。
- 十一 第十八条の規定に違反して、償還計画の認可を受けなかったとき。
- 十二 第十九条の規定に違反して、認可対象子会社を子会社としたとき。

- 十三 第二十一条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。
- 十四 第二十六条第二項の規定による命令に違反したとき。

第三十五条 第二条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第三条第一項第五号及び第十一号から第十七号まで、第三項、第四項第二号並びに第五項、第四条、第十条、第十四条第二項第三号、第十九条第三号並びに附則第二十一条の規定 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
- 二 第十九条第四号の規定 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
- 三 附則第二十六条から第六十条まで及び第六十二条から第六十五条までの規定 平成二十年十月一日

(政府保有株式の処分)

- 第二条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式(次項及び附則第三条において「政府保有株式」という。)について、会社の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、できる限り早期にその全部を処分するものとする。
- 2 政府は、この法律の施行後政府保有株式の全部を処分するまでの間、会社の有する長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されるよう、政府保有株式の処分の方法に関する事項その他の事項について随時検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(政府の出資)

- 第二条の二 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

(国債の交付)

- 第二条の三 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務(以下「危機対応業務」という。)を行う上で会社の財務内容の健全性を確保するため必要となる資本の確保に用いるため、国債を発行することができる。
- 2 政府は、前項の規定により、予算で定める金額の範囲内において、国債を発行し、これを会社に交付するものとする。

- 3 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。
- 4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
- 5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の償還等)

- 第二条の四 会社は、その行う危機対応業務(平成二十四年三月三十一日までにを行うものに限る。)に係る資産の増加に応じて必要となる資本の額として財務省令で定めるところにより計算した金額を限り、前条第二項の規定により交付された国債の償還の請求をすることができる。
- 2 政府は、前条第二項の規定により交付した国債の全部又は一部につき会社から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。
- 3 前項の規定による償還があった場合には、会社の資本金の額は、当該償還の直前の資本金の額と当該償還の額の合計額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における会社法第四百四十五条第一項の規定の適用については、同項中「場合」とあるのは、「場合及び株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の四第三項の規定の適用がある場合」とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の返還等)

- 第二条の五 会社は、平成二十四年七月一日において、附則第二条の三第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがあるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。
- 2 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、附則第二条の三第二項の規定により政府が交付した国債の返還及び消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(登録免許税の課税の特例)

- 第二条の六 附則第二条の二の規定による出資があった場合又は附則第二条の四第二項の規定による償還があった場合において会社が受ける資本金の額の増加の登記については、財務省令で定めるところにより登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

(会社が危機対応業務を行う責務)

第二条の七 会社は、その目的を達成するため、当分の間、株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する被害に対処するための資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されるよう、附則第二条の十、第二条の十一、第二条の二十二及び第二条の二十四から第二条の三十までに定めるところにより、危機対応業務を行う責務を有する。

(危機対応業務に係る株式の政府保有)

第二条の八 政府は、当分の間、会社による危機対応業務の適確な実施を確保する観点から、会社の発行済株式(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式を除く。附則第二条の十三において同じ。)の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならない。

(危機対応業務に係る政府の出資)

第二条の九 政府は、当分の間、会社による危機対応業務の適確な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

(危機対応業務の実施)

第二条の十 会社は、本店その他の財務大臣が指定する営業所(次項及び附則第二条の三十一第一項第一号において「指定営業所」という。)において危機対応業務を行うものとする。

2 会社は、財務省令で定めるところにより、天災その他のやむを得ない理由により指定営業所において臨時に危機対応業務の全部又は一部を休止する場合を除き、指定営業所において危機対応業務を休止し、又は廃止してはならない。

(危機対応業務に係る事業計画の特則等)

第二条の十一 会社は、財務省令で定めるところにより、第十七条の事業計画に危機対応業務の実施方針を記載しなければならない。

2 会社は、財務省令で定めるところにより、第二十一条の事業報告書に前項の実施方針に基づく危機対応業務の実施状況を記載しなければならない。

3 会社の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、危機対応業務の適確な実施に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

(特定投資業務)

第二条の十二 会社は、その目的を達成するため、この条並びに附則第二条の十五から第二条の二十まで及び第二条の二十三から第二条の三十までに定めるところにより、特定投資業務を行うものとする。

2 この条から附則第二条の二十まで並びに附則第二条の二十三、第二条の二十五、第二条の二十七及び第二条の三十一において「特定投資業務」とは、特定事業活動に対する投資業務のうち、地域経済の自立的発展に資する地域の特性を生かした事業活動の活性化又は我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に資する我が国の企業の競争力の強化並びに特定事業活動に対する金融機

関その他の者による資金供給の促進に特に寄与すると認められるものであって、附則第二条の十七第一項の認可を受けた日から令和八年三月三十一日までに当該投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容を決定するもの並びにこれに附帯する業務(同年四月一日以後に行うものを含む。)をいう。

3 前項の「特定事業活動」とは、次に掲げる事業活動をいう。

一 我が国の事業者が、その有する十分に活用されていない経営資源を有効に活用し、新たな事業の開拓を行うこと又はその行う事業の分野と事業の分野を異にする事業者と有機的に連携し、経営資源を有効に組み合わせることを主とする経営の革新を行うことにより、その生産性又は収益性を向上させることを目指して行う事業活動

二 前号に掲げる事業活動に対し資金供給を行う事業活動

4 第二項の「投資業務」とは、次に掲げる資金供給の業務をいう。

一 劣後特約付金銭消費貸借(元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であって、財務省令で定めるものをいう。)による資金の貸付けを行うこと。

二 資金の出資を行うこと。

三 劣後特約付社債(元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債であって、財務省令で定めるものをいう。)の取得を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、あらかじめ財務大臣の承認を受けた手法を用いて資金供給を行うこと。

(特定投資業務に係る株式の政府保有)

第二条の十三 政府は、会社が特定投資業務を完了するまでの間、会社による特定投資業務の適確な実施を確保する観点から、会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

(特定投資業務に係る政府の出資等)

第二条の十四 政府は、令和八年三月三十一日までの間、会社による特定投資業務の適確な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

2 会社は、前項の規定による出資により払い込まれた金銭を特定投資業務のための資金以外の資金に充ててはならない。

(特定投資業務における一般の金融機関が行う金融等の補完又は奨励)

第二条の十五 会社は、特定投資業務を行うに当たっては、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励することを旨とするものとする。

(特定投資指針)

第二条の十六 財務大臣は、会社が特定投資業務を行うに当たって従うべき指針(次項及び次条第一項において「特定投資指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

2 特定投資指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容を決定するに当たって従うべき基準

- 二 特定投資業務に関する財務の適正な管理に関する事項
- 三 会社と他の事業者との間の適正な競争関係の確保に関する事項
- 四 特定投資業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制に関する事項
- 五 財務大臣に対する特定投資業務の実施状況の報告に関する事項
- 六 その他特定投資業務の適確な実施を確保するために必要な事項

(特定投資業務規程)

- 第二条の十七 会社は、財務省令で定める特定投資業務の実施に関する事項について、特定投資指針に即して、特定投資業務に関する規程(次項において「特定投資業務規程」という。)を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 財務大臣は、前項の規定により認可をした特定投資業務規程が会社による特定投資業務の適確な実施上不適当となったと認めるときは、会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(特定投資業務に係る事業計画の特則等)

- 第二条の十八 会社は、財務省令で定めるところにより、特定投資業務を完了するまでの間、第十七条の事業計画に特定投資業務の実施方針を記載しなければならない。
- 2 会社は、財務省令で定めるところにより、特定投資業務を完了した日を含む事業年度までの各事業年度に係る第二十一条の事業報告書に前項の実施方針に基づく特定投資業務の実施状況を記載しなければならない。
- 3 会社の定款には、特定投資業務を完了するまでの間、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、特定投資業務の適確な実施に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

(特定投資業務等に係る収支の状況)

- 第二条の十九 会社は、事業年度ごとに、財務省令で定めるところにより、特定投資業務を完了した日を含む事業年度までの各事業年度に係る次に掲げる業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を財務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。
- 一 特定投資業務
 - 二 前号に掲げる業務以外の業務

(特定投資業務の完了)

- 第二条の二十 会社は、経済情勢、特定投資業務による資金供給の対象となった事業者の事業の状況その他の事情を考慮しつつ、令和十三年三月三十一日までに、特定投資業務において保有する全ての有価証券(金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。)及び債権の譲渡その他の処分を行い、特定投資業務を完了するように努めなければならない。
- 2 会社は、特定投資業務を完了したときは、速やかに、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

- 3 財務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公表するものとする。

(適正な競争関係の確保)

- 第二条の二十一 会社は、当分の間、その業務を行うに当たっては、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないように特に配慮しなければならない。
- 2 会社は、財務省令で定めるところにより、当分の間、第十七条の事業計画に他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る方針を記載しなければならない。
- 3 会社は、財務省令で定めるところにより、当分の間、第二十一条の事業報告書に前項の方針に基づく業務の実施状況を記載しなければならない。

(危機対応準備金)

- 第二条の二十二 会社は、危機対応準備金を設け、附則第二条の九の規定により政府が出資した金額をもってこれに充てるものとする。
- 2 会社は、附則第二条の九の規定による政府の出資があったときは、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、附則第二条の九の規定により出資された額の全額を危機対応準備金の額として計上するものとする。この場合において、同法第四百四十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)」とする。

(特定投資準備金及び特定投資剰余金)

- 第二条の二十三 会社は、特定投資準備金を設け、附則第二条の十四第一項の規定により政府が出資した金額、第三項の規定により資本金又は準備金の額を減少した金額及び第四項の規定により剰余金の額を減少した金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。
- 2 会社は、附則第二条の十四第一項の規定による政府の出資があったときは、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、附則第二条の十四第一項の規定により出資された額の全額を特定投資準備金の額として計上するものとする。この場合において、同法第四百四十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)」とする。
- 3 会社は、特定投資業務を適確に実施するために必要があると認める場合には、資本金又は準備金の額を減少して、特定投資準備金の額を増加することができる。この場合における会社法第四百四十七条から第四百四十九条までの規定の適用については、同法第四百四十七条第一項第二号中「準備金とするとき」とあるのは「準備金又は株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二十三第一項の特定投資準備金(以下この号、次条第一項第二号及び第四百四十九条第一項において「特定投資準備金」という。)とするとき」と、「準備金とする額」とあるのは「準備金又は特定投資準備金とする額」と、同法第四百四十八条第一項第二号中「資本金」とあるのは「資本金又は特定投資準備金」と、同法第四百四十九条第一項中「資本金とする」とあるのは「資本金又は特定投資準備金とする」とする。

4 会社は、特定投資業務を適確に実施するために必要があると認める場合には、剰余金の額を減少して、特定投資準備金の額を増加することができる。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 減少する剰余金の額
 - 二 特定投資準備金の額の増加がその効力を生ずる日
- 5 前項各号に掲げる事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。
- 6 第四項第一号の額は、同項第二号の日における剰余金の額を超えてはならない。
- 7 会社は、特定投資剰余金を設け、財務省令で定めるところにより、毎事業年度の特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失の金額を計上するものとする。

(受信限度額及び与信限度額の特則)

第二条の二十四 危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額が計上されている場合における第十四条の規定の適用については、当該計上されている額の合計額を資本金及び準備金の額に算入するものとする。

(剰余金の額等)

第二条の二十五 会社は、剰余金の額の計算上、最終事業年度(会社法第二条第二十四号に規定する最終事業年度をいう。次項において同じ。)の末日における危機対応準備金、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額の合計額を、資本金及び準備金の額の合計額に算入するものとする。

- 2 会社は、剰余金の額の計算上、第一号から第三号までに掲げる額の合計額を会社法第四百四十六号第一号から第四号までに掲げる額の合計額に、第四号から第六号までに掲げる額の合計額を同条第五号から第七号までに掲げる額の合計額に、それぞれ算入するものとする。
 - 一 最終事業年度の末日後に危機対応準備金の額の減少をした場合における当該減少額(附則第二条の二十七第四項第一号の危機対応準備金の額を除く。)
 - 二 最終事業年度の末日後に特定投資準備金の額の減少をした場合における当該減少額(附則第二条の二十七第四項第一号の特定投資準備金の額のうち国庫に納付した金額を除く。)
 - 三 最終事業年度の末日後に特定投資剰余金の額の減少をした場合における当該減少額(附則第二条の二十七第四項第一号の特定投資剰余金の額のうち国庫に納付した金額を除く。)
 - 四 最終事業年度の末日後に資本金又は準備金の額を減少して特定投資準備金の額を増加した場合における当該減少額
 - 五 最終事業年度の末日後に剰余金の額を減少して特定投資準備金の額を増加した場合における当該減少額
 - 六 前二号に掲げるもののほか、財務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額
- 3 会社は、会社法第四百六十一条第二項に規定する分配可能額(附則第二条の二十七第六項において「分配可能額」という。)の計算に当たっては、同法第四百四十一条第一項に規定する臨時計算書類につき同条第四項の承認(同項ただし書に規定する場合にあっては、同条第三項の承認)を受けた場合における同条第一項第二号の期間の特定投資業務に係る利益の額として各勘定科目に計上し

た額その他の財務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額を同法第四百六十一条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合計額から減ずるものとする。

(欠損の填補を行う場合の危機対応準備金等の額の減少)

第二条の二十六 会社は、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額(特定投資剰余金の額にあっては、当該額が零を超えている場合に限る。)を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 減少する危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額
 - 二 危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の減少がその効力を生ずる日
- 2 前項の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第一項第一号の危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額は、それぞれ同項第二号の日における危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を超えてはならない。
- 4 第一項第一号の危機対応準備金の額、特定投資準備金の額及び特定投資剰余金の額の合計額は、同項の株主総会の日における欠損の額として財務省令で定める方法により算定される額を超えてはならない。
- 5 特定投資剰余金の額が零以下である場合には、第一項第一号の特定投資準備金の額は、特定投資準備金の額を減少することができる額として財務省令で定める方法により算定される額を超えてはならない。
- 6 会社は、第一項の規定により危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を減少した後において会社の剰余金の額が零を超えることとなったときは、その超える部分の額に相当する金額により、この項の規定による危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の増加額の累計額がそれぞれ当該減少した額の累計額に達するまで、財務省令で定めるところにより、危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を増加しなければならない。

(国庫納付金)

第二条の二十七 会社は、危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと認める場合には、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとする。この場合において、会社は、当該国庫に納付する金額に相当する額により危機対応準備金を減少するものとする。

- 2 会社は、特定投資業務の実施状況及び財務状況を勘案し、特定投資準備金の額の全部又は一部を減少することができる。この場合においては、当該減少額のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として特定投資準備金の額に占める附則第二条の十四第一項の規定により政府が出資した金額の割合を基礎として財務省令で定めるところにより算定した額を国庫に納付するものとする。

株式会社日本政策投資銀行法

- 3 会社は、特定投資剰余金の額が零を超えている場合において、特定投資業務の実施状況及び財務状況を勘案し、特定投資業務を適確に実施するために必要がないと認めるときは、特定投資剰余金の額の全部又は一部を減少することができる。この場合においては、当該減少額のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として特定投資準備金の額に占める附則第二条の第十四第一項の規定により政府が出資した金額の割合を基礎として財務省令で定めるところにより算定した額を国庫に納付するものとする。
- 4 前三項の場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 減少する危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額
 - 二 危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の減少がその効力を生ずる日
- 5 前項の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 6 第一項から第三項までの規定により納付する金額の合計額は、第四項第二号の日における分配可能額を超えてはならない。

第二条の二十八 会社は、清算をする場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、清算の日における危機対応準備金の額(附則第二条の二十六第一項の規定により危機対応準備金の額を減少した後において、同条第六項の規定による危機対応準備金の額の増加額の累計額が当該減少した額の累計額に満たない場合には、その不足額を加えた額)並びに同日における特定投資準備金及び特定投資剰余金の額の合計額(同条第一項の規定により特定投資準備金の額を減少した後において、同条第六項の規定による特定投資準備金の額の増加額の累計額が当該減少した額の累計額に満たない場合又は同条第一項の規定により特定投資剰余金の額を減少した後において、同条第六項の規定による特定投資剰余金の額の増加額の累計額が当該減少した額の累計額に満たない場合には、それぞれの不足額を加えた額)のうち国庫に帰属すべき額に相当する額として特定投資準備金の額に占める附則第二条の第十四第一項の規定により政府が出資した金額の割合を基礎として財務省令で定めるところにより算定した額の合計額(当該残余財産の額が当該危機対応準備金の額及び当該算定した額の合計額を下回っているときは、当該残余財産の額)に相当する金額を国庫に納付するものとする。

- 2 前項の規定による納付金の納付は、株主に対する残余財産の分配に先立って行われるものとする。
- 3 前条第一項から第三項まで及び第一項の規定による納付金に関し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

(法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の特例)

第二条の二十九 会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第一条の規定にかかわらず、附則第二条の九の規定による出資又は附則第二条の第十四第一項の規定による出資に対する利益又は剰余金の配当又は分配については前二条に定めるところによるものとする。

(会社法の準用)

第二条の三十 会社法第四百四十九条第六項(第一号に係る部分に限る。)及び第七項並びに第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、附則第二条の二十六第一項の規定により危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二十六第一項の規定による危機対応準備金(同法附則第二条の二十二第一項の危機対応準備金をいう。第八百二十八条第一項第五号において同じ。)の額、特定投資準備金(同法附則第二条の二十三第一項の特定投資準備金をいう。同号において同じ。)の額又は特定投資剰余金(同法附則第二条の二十三第七項の特定投資剰余金をいう。同号において同じ。)」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同法附則第二条の二十六第一項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号中「おける資本金」とあるのは「おける株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十六第一項の規定による危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金」と、「資本金の額の減少の」とあるのは「当該危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の減少の」と、同条第二項第五号中「破産管財人又は資本金の額の減少について承認をしなかった債権者」とあるのは「又は破産管財人」と読み替えるものとする。

2 会社法第四百四十九条(第一項ただし書及び第六項第二号を除く。)及び第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、附則第二条の二十七第一項の規定により危機対応準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金(以下この条において「資本金等」という。)」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二十七第一項の規定により危機対応準備金(同法附則第二条の二十二第一項の危機対応準備金をいう。以下この条並びに第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号において同じ。)」と、「場合(減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。)」とあるのは「場合」と、「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同項第二号中「財務省令」とあるのは「財務省令」と、同条第四項及び第五項ただし書中「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第一項の規定による危機対応準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同条第四項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号中「おける資本金」とあるのは「おける株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第一項の規定による危機対応準備金」と、「資本金の額の減少の」とあるのは「当該危機対応準備金の額の減少の」と、同条第二項第五号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第一項の規定による危機対応準備金」と読み替えるものとする。

3 会社法第四百四十九条(第一項ただし書及び第六項第二号を除く。)及び第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、附則第二条の二十七第二項の規定により特定投資準備金の額を減少する場合について準用する。この場合

において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金(以下この条において「資本金等」という。)」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二十七第二項の規定により特定投資準備金(同法附則第二条の二十三第一項の特定投資準備金をいう。以下この条並びに第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号において同じ。)」と、「場合(減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。)」とあるのは「場合」と、「資本金等」とあるのは「特定投資準備金」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「特定投資準備金」と、同項第二号中「財務省令」とあるのは「財務省令」と、同条第四項及び第五項ただし書中「資本金等」とあるのは「特定投資準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第二項の規定による特定投資準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同条第四項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号中「おける資本金」とあるのは「おける株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第二項の規定による特定投資準備金」と、「資本金の額の減少の」とあるのは「当該特定投資準備金の額の減少の」と、同条第二項第五号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第二項の規定による特定投資準備金」と読み替えるものとする。

- 4 会社法第四百四十九条(第一項ただし書及び第六項第二号を除く。)及び第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、附則第二条の二十七第三項の規定により特定投資剰余金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金(以下この条において「資本金等」という。)」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二十七第三項の規定により特定投資剰余金(同法附則第二条の二十三第七項の特定投資剰余金をいう。以下この条並びに第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号において同じ。)」と、「場合(減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。)」とあるのは「場合」と、「資本金等」とあるのは「特定投資剰余金」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「特定投資剰余金」と、同項第二号中「財務省令」とあるのは「財務省令」と、同条第四項及び第五項ただし書中「資本金等」とあるのは「特定投資剰余金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第三項の規定による特定投資剰余金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同条第四項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号中「おける資本金」とあるのは「おける株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第三項の規定による特定投資剰余金」と、「資本金の額の減少の」とあるのは「当該特定投資剰余金の額の減少の」と、同条第二項第五号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第三項の規定による特定投資剰余金」と読み替えるものとする。

(罰則)

第二条の三十一 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

- 一 附則第二条の十第二項の規定に違反して、指定営業所において危機対応業務を休止し、又は廃止したとき。
 - 二 附則第二条の十四第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による出資により払い込まれた金銭を特定投資業務のための資金以外の資金に充てたとき。
 - 三 附則第二条の十七第二項の規定による命令に違反したとき。
 - 四 附則第二条の十九の規定に違反して、同条各号に掲げる業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を提出せず、若しくは公表せず、又は虚偽の記載をしたものを提出し、若しくは公表したとき。
 - 五 附則第二条の二十第二項の規定に違反して、特定投資業務を完了した旨の届出を行わなかったとき。
- 2 附則第二条の二十四の規定の適用がある場合における第三十四条第八号の規定の適用については、同号中「限度額」とあるのは、「附則第二条の二十四の規定により危機対応準備金、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額の合計額を資本金及び準備金の額に算入して計算した限度額」とする。
 - 3 附則第二条の十一第一項、第二条の十八第一項又は第二条の二十一第二項の規定の適用がある場合における第三十四条第十号の規定の適用については、同号中「第十七条」とあるのは、「第十七条又は附則第二条の十一第一項、第二条の十八第一項若しくは第二条の二十一第二項」とする。
 - 4 附則第二条の十一第二項、第二条の十八第二項又は第二条の二十一第三項の規定の適用がある場合における第三十四条第十三号の規定の適用については、同号中「第二十一条」とあるのは、「第二十一条又は附則第二条の十一第二項、第二条の十八第二項若しくは第二条の二十一第三項」とする。

(この法律の廃止その他の措置)

第三条 政府は、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置並びに会社の業務及び機能並びに権利及び義務を会社の有する投融資機能に相応する機能の担い手として構築される組織に円滑に承継させるために必要な措置を講ずるものとする。

(準備期間中の業務等の特例)

第四条 会社がその成立の時に於いて業務を円滑に開始するため、日本政策投資銀行(以下「政投銀」という。)は、準備期間(この法律の施行の日から平成二十年九月三十日までの期間をいう。第五項において同じ。)中、日本政策投資銀行法(附則第二十六条を除き、以下「政投銀法」という。)第四十二条第一項及び第二項に定めるもののほか、長期借入金の借入れをすることができる。

- 2 政投銀は、この法律の施行の日の属する事業年度にあっては同日以後遅滞なく、平成二十年四月一日に始まる事業年度にあっては同日の前日までに、前項の規定による長期借入金の借入れについて、借入れの金額及び長期借入金の表示通貨その他の長期借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 政投銀は、第一項の規定による長期借入金の借入れをしたときは、財務省令で定めるところにより、その旨を遅滞なく財務大臣に届け出なければならない。

株式会社日本政策投資銀行法

- 4 第一項の規定による長期借入金については、政投銀法第四十二条第一項の借入金とみなして、政投銀法第四十四条の規定を適用する。
- 5 政投銀が、準備期間中に政投銀法第四十二条第二項の規定による短期借入金の借入れをした場合には、同条第三項の規定については、同項中「当該事業年度内」とあるのは、「一年以内」とする。
- 6 政投銀が第一項の規定による長期借入金の借入れをする場合には、政投銀法第十三条第二項第一号中「この法律、この法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)若しくはこれらの法律に基づく命令」と、政投銀法第四十八条中「この法律及びこれに基づく政令」とあるのは「この法律及び株式会社日本政策投資銀行法並びにこれらの法律に基づく政令」と、政投銀法第四十九条、第五十条第一項及び第五十二条中「この法律」とあるのは「この法律及び株式会社日本政策投資銀行法」と、政投銀法第五十四条第一号及び第二号中「この法律」とあるのは「この法律又は株式会社日本政策投資銀行法」とする。
- 7 第一項から第四項まで及び前項に規定する「長期借入金」とは、銀行その他の金融機関からの借入金であって、第五項の規定により読み替えて適用する政投銀法第四十二条第三項に規定する短期借入金以外の借入金をいう。
- 8 政投銀法第二十二條第一項に規定する中期政策方針であって平成二十年四月一日を始期とするものについての同項の規定の適用については、同項中「三年間の」とあるのは、「平成十七年四月一日を始期とする」とする。

(設立委員)

第五条 財務大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。

(定款)

第六条 設立委員は、定款を作成して、財務大臣の認可を受けなければならない。

(会社の設立に際して発行する株式)

- 第七条 会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。
- 一 株式の数(会社を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数)
 - 二 株式の払込金額(株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。)
 - 三 資本金及び資本準備金の額に関する事項
- 2 会社の設立に際して発行する株式については、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、附則第九条の規定により政投銀が会社の設立に際し出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同法第四百四十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)」とする。

(株式の引受け)

- 第八条 会社の設立に際して発行する株式の総数は、政投銀が引き受けるものとし、設立委員は、これを政投銀に割り当てるものとする。
- 2 前項の規定により割り当てられた株式による会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使する。

(出資)

第九条 政投銀は、会社の設立に際し、会社に対し、附則第十五条第二項の規定により国が承継する資産を除き、その財産の全部を出資するものとする。

(創立総会)

第十条 会社の設立に係る会社法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第八条第一項の規定による株式の割当後」とする。

(会社の成立)

第十一条 附則第九条の規定により政投銀が行う出資に係る給付は、附則第二十六条の規定の施行の時に行われるものとし、会社は、会社法第四十九条の規定にかかわらず、その時に成立する。

(設立の登記)

第十二条 会社は、会社法第九百十一条第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

(政府への無償譲渡)

第十三条 政投銀が出資によって取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

(会社法の適用除外)

第十四条 会社法第三十条及び第二編第一章第三節の規定は、会社の設立については、適用しない。

(政投銀の解散等)

- 第十五条 政投銀は、会社の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて会社が承継する。
- 2 会社の成立の際現に政投銀が有する権利のうち、会社が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、会社の成立の時ににおいて国が承継する。
 - 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
 - 4 政投銀の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、政投銀の解散の日の前日に終わるものとする。
 - 5 政投銀の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、旧政投銀法第三十八条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)及び

第四十条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)に係る部分を除き、会社が従前の例により行うものとする。この場合において、旧政投銀法第三十八条第一項中「を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、」とあるのは「並びに」と、「これらの半期及び事業年度ごとに作成」とあるのは「作成」と、「当該半期経過後二月以内又は当該事業年度終了後三月以内に」とあるのは「平成二十年十二月三十一日までに」と、旧政投銀法第三十九条中「毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算を平成二十年十一月三十日」と、旧政投銀法第四十条第三項中「翌事業年度の十一月三十日」とあるのは「平成二十一年十一月三十日」とする。

- 6 政投銀の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る旧政投銀法第四十一条の利益金の処分及び国庫への納付については、会社が従前の例により行うものとする。この場合において、同条第三項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年十一月三十日」とする。
- 7 第一項の規定により政投銀が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(承継される財産の価額)

- 第十六条 会社が政投銀から承継する資産及び負債(次項において「承継財産」という。)の価額は、評価委員が評価した価額とする。
- 2 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、会社の成立の日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないと認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。
 - 3 前二項に規定するもののほか、評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

- 第十七条 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する債務に係る旧銀行債券及び利札については、旧政投銀法第四十三条第五項及び第六項の規定は、附則第二十六条の規定の施行後も、なおその効力を有する。
- 2 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する債務に係る旧北東債券(旧政投銀法附則第十七条第二号の規定による廃止前の北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号。以下この項において「旧北東公庫法」という。))第二十七条第一項の規定に基づき発行された北海道東北開発債券をいう。)及び利札については、旧北東公庫法第二十七条第三項及び第四項の規定は、附則第二十六条の規定の施行後も、なおその効力を有する。
 - 3 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する旧銀行債券に係る債務について旧政投銀法第四十五条第一項又は第三項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該旧銀行債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。
 - 4 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する旧政投銀法附則第十七条第一号の規定による廃止前の日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八号。以下この項において「旧開銀法」という。))

第三十七条の二第一項又は第二項の規定に基づき発行された同条第一項に規定する外貨債券等に係る債務について旧開銀法第三十七条の三第一項又は第二項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該外貨債券等に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

- 5 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する旧銀行債券に係る債務について国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第二項又は第三項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該旧銀行債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約に係る旧銀行債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。

(主務大臣)

- 第十八条 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する資産(以下この条において「承継資産」という。)の管理についての第二十六条第二項及び第二十七条第一項における主務大臣は、第二十九条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
- 一 北海道又は東北地方(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。)における政令で定める承継資産の管理については、財務大臣及び国土交通大臣
 - 二 前号に規定する承継資産以外の承継資産の管理については、財務大臣

(事業年度に関する経過措置)

- 第十九条 会社の最初の事業年度は、第十一条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、平成二十一年三月三十一日に終わるものとする。

(基本方針等に関する経過措置)

- 第二十条 会社の最初の事業年度の基本方針、事業計画及び償還計画については、第十三条第一項、第十七条及び第十八条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。
- 2 会社の最初の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書については、第二十一条中「事業年度ごとに」とあるのは「会社の成立の日の属する事業年度に」と、「当該事業年度の間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。))に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びに当該事業年度」とあるのは「当該事業年度」とする。
 - 3 会社が第九条第一項の承認を受けた場合における前項の規定の適用については、同項において読み替えて適用する第二十一条中「財務省令」とあるのは「財務省令・内閣府令」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣及び内閣総理大臣」とする。

(登録金融機関業務等に関する特例)

- 第二十一条 会社は、附則第一条第三号に定める日から起算して三月間(当該期間内に金融商品取引法第三十三条の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用する同法第五十二条の二第一項の規定により登録金融機関業務(同法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録

株式会社日本政策投資銀行法

金融機関業務をいい、第四条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十三条の八第一項の規定に基づき行われる第三条第一項第十六号に掲げる業務を含む。以下この条において同じ。)の廃止を命ぜられたときは、当該処分があった日又は当該廃止を命ぜられた日までの間は、第四条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十三条の二の規定にかかわらず、登録金融機関業務を行うことができる。会社が当該期間中に同条の登録の申請をした場合において当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

- 2 前項の規定により会社が登録金融機関業務を行う場合においては、会社を登録金融機関(金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。)とみなして、同法(第三十三条の六、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第五十条の二第二項、第五十二条の二第一項第二号及び第三項、第五十四条並びに第六十四条第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第五十二条の二第一項(第二号を除く。)中「第三十三条の二の登録を取り消し」とあるのは「登録金融機関業務の廃止を命じ」と、同法第五十四条の二第一号中「第五十二条第一項又は第五十二条の二第一項の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録若しくは第三十条第一項の認可を取り消し」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用する第五十二条の二第一項の規定により登録金融機関業務の廃止を命じ」と、同法第五十六条第一項中「第五十二条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第三項若しくは第五十四条の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を取り消された」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用する第五十二条の二第一項の規定により登録金融機関業務の廃止を命ぜられた」と、同法第九十四条の三第三号中「第五十二条の二第一項の規定による第三十三条の二の登録の取消し」とあり、及び同法第九十四条の四第一項第五号中「第五十二条の二第一項若しくは第三項又は第五十四条の規定による第三十三条の二の登録の取消し」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用する第五十二条の二第一項の規定による登録金融機関業務の廃止の命令」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。
- 3 会社が前項の規定により読み替えて適用する金融商品取引法第五十二条の二第一項の規定により登録金融機関業務の廃止を命ぜられた場合における同法第三十三条の五第一項第一号の規定の適用については、会社を同法第五十二条の二第一項の規定により同法第三十三条の二の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を同項の規定による同条の登録の取消しの日とみなす。
- 4 会社は、附則第一条第三号に定める日から起算して一年間は、金融商品取引法第六十四条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせることができる。その者につき当該期間内に同項の登録の申請をした場合において、当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

(登録免許税に係る課税の特例)

- 第二十二條 附則第十二條の規定により会社が受ける設立の登記及び附則第九條の規定により政投銀が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。
- 2 政投銀が附則第四十八條の規定の施行前に締結した契約に基づき、会社が旧政投銀法第二十条第一項第一号に規定する業務に係る債権で附則第十五條第一項の規定により政投銀から承継したものを担保するために受ける先取特権、質権若しくは抵当権の保存、設定若しくは移転の登記若しくは登録又は動産の譲渡若しくは債権の譲渡の登記に係る登録免許税については、附則第四十八條の規定による改正前の登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の二十二の項の規定は、なおその効力を有する。

(法人税に係る課税の特例)

- 第二十三條 政投銀が会社に対し行う附則第九條の規定による出資(以下この条において「特定現物出資」という。)は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第十二号の十四に規定する適格現物出資とみなして、同法その他法人税に関する法令の規定を適用する。
- 2 前項の規定により法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用を受ける場合の特定現物出資により移転する政投銀の資産及び負債については、附則第十六条第一項の規定により評価委員が評価した価額を帳簿価額とみなす。ただし、貸倒引当金については次項の規定により会社に引き継ぐものとされる金額を帳簿価額とみなし、退職給付引当金その他の政令で定める引当金の金額についてはこれらの帳簿価額を零とする。
- 3 政投銀の特定現物出資の日の前日の属する事業年度(次項において「最後事業年度」という。)において法人税法第五十二条の規定を適用することとした場合に同条第一項の規定により計算される同項に規定する個別貸倒引当金繰入限度額に達するまでの金額又は同条第二項の規定により計算される同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、同条第七項の規定にかかわらず、会社に引き継ぐものとする。この場合において、会社が引継ぎを受けた金額は、会社の特定現物出資の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- 4 会社は、特定現物出資の日から起算して三月以内に政投銀の最後事業年度の旧政投銀法第三十八条第一項に規定する財務諸表を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(地方税に係る課税の特例)

- 第二十四條 附則第九條の規定により政投銀が行う出資に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(政令への委任)

- 第二十五條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、会社の設立及び政投銀の解散に関し必要な事項その他これらの規定の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(日本政策投資銀行法の廃止)

第二十六条 日本政策投資銀行法は、廃止する。

(政投銀法の廃止に伴う経過措置)

第二十七条 前条の規定の施行前に旧政投銀法(第十条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

- 2 旧政投銀法附則第十六条第五項及び第六項の規定は、会社が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第五項の選定事業者に対し行う資金の貸付けについては、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧政投銀法附則第十六条第五項中「日本政策投資銀行」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行」と、「第二十条第一項第一号の規定により同法」とあるのは「同法」と、同条第六項中「日本政策投資銀行が行う無利子の貸付け(民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第三条に規定する民間都市開発推進機構からの寄託金を財源とするものを除く。）」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行が行う無利子の貸付け」と、「日本政策投資銀行に対し」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行に対し」とする。
- 3 前二項に規定するもののほか、政投銀法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十八条 附則第二十六条の規定の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第六十六条 政府は、附則第一条第三号に定める日までに、電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律、石油の備蓄の確保等に関する法律、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、民間都市開発の推進に関する特別措置法、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律その他の法律(法律に基づく命令を含む。)の規定により政投銀の投融資機能が活用されている制度について、当該制度の利用者の利便にも配慮しつつ、他の事業者との対等な競争条件を確保するための措置を検討し、その検討の結果を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。

(会社の長期の事業資金に係る投融資機能の活用)

第六十七条 政府は、会社の長期の事業資金に係る投融資機能を附則第一条第三号に定める日以後において活用する場合には、他の事業者との間の適正な競争関係に留意しつつ、対等な競争条件を確保するための措置その他当該投融資機能の活用に必要な措置を講ずるものとする。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

(令和二年五月二十二日法律第二十九号)附則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(特定投資業務に関する検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、株式会社日本政策投資銀行(以下この項において「会社」という。)による特定投資業務(この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十二第二項に規定する特定投資業務をいう。以下この項において

同じ。)の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、我が国経済の持続的な成長に資する長期資金その他の資金の供給の一層の促進を図る観点から、会社による特定投資業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 3 政府は、前項の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

衆議院財務金融委員会
令和二年四月二十二日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 株式会社日本政策投資銀行ができる限り早期に完全民営化することとされていること及び特定投資業務が時限を定めて導入されたことを踏まえ、期間延長が際限なく繰り返されることのないよう特定投資業務の法定期限到来までの間に、同業務の継続の是非と国の関与のあり方について十分に検討すること。
- 二 政府の保有株式については、特定投資業務等の実行に伴い政府が保有すべき株式を除き、株式会社日本政策投資銀行の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、できるだけ早期の売却に努め、その売却益を増大している国債の償還財源に充当するよう努めること。
- 三 特定投資業務が民業の補完又は奨励に徹することとされていることを踏まえ、民業を圧迫することがなく適切な運営がなされるよう注視すること。また、いわゆる呼び水効果が民間金融機関に与える経営上の影響について、定量的な計測や検証に努めるよう促し、もって呼び水効果が最大となるよう配慮すること。

四 昨今、株式会社日本政策投資銀行の配当が低下していることを踏まえ、株主である政府として同行の業務の事業実績及び経営状況を十分監視すること。

五 民間金融機関による資金供給を公的観点から支援するという株式会社日本政策投資銀行の役割に応じた適切なリスクが取られるよう、同行の経営状況について、その投資損益等が適正なものとなるよう十分注視すること。

六 特定投資業務の法定期限の延長は、新型コロナウイルス感染症の被害対応とは直接関連することがないところではあるが、政府は、株式会社日本政策投資銀行の危機対応融資等の活用や、中堅・大企業の資金繰りへの支援を通じ、中小事業者を取り巻く厳しい環境の改善に万全を期すこと。

七 地域経済の自立的発展を実現するためには、地域金融機関等の人材の育成が急務であることに鑑み、株式会社日本政策投資銀行から地域金融機関に対する先進的な金融ノウハウの提供や同行と地域金融機関等の協働等により、地域における人材育成が同行によって図られるよう適切な措置を講ずること。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会
令和二年五月十四日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 株式会社日本政策投資銀行の完全民営化方針を踏まえ、同行による業務については、民間金融機関等との協調に配慮し、いたずらに民業圧迫批判を招かないよう留意しつつ、その適確な実施に万全を期すこと。
- 二 特定投資業務の実施に当たっては、地域の企業の発展等を通じた地域活性化に積極的に貢献し、民間による成長資金供給を促すよう、適切な運用を行うとともに、同業務の政策効果を定量的に把握し、的確に評価・検証すること。あわせて、同業務は民間による自立的な成長資金の供給が充足するまでの過渡的な対応であることを十分に認識し、同業務の期限の延長を漫然と繰り返すことのないよう、適切な措置を講ずること。
- 三 国民への説明責任を果たす観点から、特定投資業務の個別案件における投資状況を含め、同業務に係る情報の公開をより一層推進すること。また、株式会社日本政策投資銀行において、同業務の個別案件について進捗状況を継続的に把握し、財務の健全性が確保されるようにすること。

四 株式会社日本政策投資銀行の株式については、同行の業務運営・資産状況等を踏まえ、公共性の確保や同行の目的遂行のために必要な株主構成の中立性・安定性の確保等に留意し、同行の長期的企業価値が毀損されることのないよう適切な措置を講じつつ、その処分時期及び処分方法等の検討を行うこと。

五 株式会社日本政策投資銀行から地域金融機関に対する先進的な金融ノウハウの提供や同行と地域金融機関との協働等により、地域経済の自立的発展の実現に資する人材の育成や確保が図られるよう、適切な措置を講ずること。

六 新型コロナウイルス感染症による被害への対応のため、株式会社日本政策投資銀行の危機対応融資等の活用や、中堅・大企業の資金繰りへの支援を通じ、中小事業者を取り巻く厳しい環境の改善に万全を期すこと。

右決議する。

財務の状況

I. 経理の状況

- P101 連結財務諸表等
- P101 連結財務諸表
- P101 連結貸借対照表
- P102 連結損益計算書
- P103 連結包括利益計算書
- P103 連結株主資本等変動計算書
- P105 連結キャッシュ・フロー計算書
- P106 注記事項
- P138 連結附属明細表
- P139 その他
- P140 財務諸表等
- P140 財務諸表
- P140 貸借対照表
- P142 損益計算書
- P143 株主資本等変動計算書
- P144 注記事項
- P152 附属明細表
- P152 主な資産及び負債の内容
- P152 その他

II. 参考情報

- P153 財務諸指標
- P160 金融再生法開示債権の状況(単体)
- P161 リスク管理債権の状況(連結)
- P161 自己資本比率の状況
- P162 特定投資業務に係る業務別収支計算書(単体)

III. 自己資本充実の状況

- P164 自己資本の構成に関する開示事項
- P167 定性的な開示事項
- P169 定量的な開示事項

I. 経理の状況

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」(平成20年財務省令第60号)に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」(平成20年財務省令第60号)に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査証明(無限定適正意見)を受けております。本統合報告書の連結財務諸表及び財務諸表は、当行が上記の連結財務諸表及び財務諸表の記載内容及び様式を一部追加・変更して作成しております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会等の行う研修に参加しております。

I. 経理の状況

【1】連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

① 連結貸借対照表

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※4, 5	2,187,820	※4, 5 2,191,525
コールローン及び買入手形		684,000	705,000
金銭の信託		17,856	15,021
有価証券	※1, 2, 3, 4, 8	2,535,827	※1, 2, 3, 4, 8 3,034,488
貸出金	※3, 4, 6	14,757,131	※3, 4, 6 14,346,188
その他資産	※3, 4, 5	179,445	※3, 4, 5 191,215
有形固定資産	※4, 5, 7	427,467	※4, 5, 7 497,239
建物		17,953	17,780
土地		90,151	90,037
リース資産		586	529
建設仮勘定		285	37
その他の有形固定資産		318,491	388,855
無形固定資産	※4, 5	39,400	※4, 5 37,554
ソフトウェア		10,597	8,791
のれん		22,673	20,852
リース資産		1	0
その他の無形固定資産		6,128	7,909
退職給付に係る資産		1,593	2,749
繰延税金資産		2,572	14,307
支払承諾見返	※3	446,616	※3 557,127
貸倒引当金		△57,869	△83,792
投資損失引当金		△33	△33
資産の部合計		21,221,829	21,508,591
負債の部			
債券	※4	3,483,570	※4 3,339,098
借入金	※4, 5	10,664,537	※4, 5 10,573,681
社債	※4, 5	2,739,904	※4, 5 3,053,262
その他負債		163,620	132,673
賞与引当金		5,186	5,273
役員賞与引当金		15	23
退職給付に係る負債		8,195	8,212
役員退職慰労引当金		127	141
偶発損失引当金		—	0
繰延税金負債		6,639	7,035
支払承諾		446,616	557,127
負債の部合計		17,518,413	17,676,529
純資産の部			
資本金		1,000,424	1,000,424
危機対応準備金	※9	206,529	※9 206,529
特定投資準備金	※10	1,368,000	※10 1,543,000
特定投資剰余金	※10	28,172	※10 22,438
資本剰余金		336,466	242,082
利益剰余金		695,697	750,175
株主資本合計		3,635,289	3,764,649
その他有価証券評価差額金		40,733	42,298
繰延ヘッジ損益		13,271	10,798
為替換算調整勘定		△936	△616
退職給付に係る調整累計額		△693	△1,036
その他の包括利益累計額合計		52,374	51,444
非支配株主持分		15,752	15,968
純資産の部合計		3,703,415	3,832,062
負債及び純資産の部合計		21,221,829	21,508,591

I. 経理の状況

②連結損益計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
経常収益	269,462	310,349
資金運用収益	159,422	170,480
貸出金利息	132,099	127,803
有価証券利息配当金	21,663	37,978
コールローン利息及び買入手形利息	120	71
預け金利息	38	59
金利スワップ受入利息	5,508	4,560
その他の受入利息	△7	7
役務取引等収益	20,922	17,338
その他業務収益	14,094	14,498
その他経常収益	75,022	108,031
償却債権取立益	423	3,052
投資損失引当金戻入益	1	0
その他の経常収益	※1 74,597	※1 104,979
経常費用	196,365	224,215
資金調達費用	55,357	46,049
債券利息	21,743	19,401
コールマネー利息及び売渡手形利息	△84	△188
売現先利息	△69	△100
借入金利息	29,008	23,322
短期社債利息	62	8
社債利息	4,504	3,418
その他の支払利息	191	187
役務取引等費用	642	1,287
その他業務費用	9,223	13,933
営業経費	56,726	58,045
その他経常費用	74,416	104,899
貸倒引当金繰入額	23,970	34,794
偶発損失引当金繰入額	—	0
その他の経常費用	※2 50,445	※2 70,104
経常利益	73,096	86,134
特別利益	1,199	2,692
固定資産処分益	1,199	2,268
その他の特別利益	—	423
特別損失	494	320
固定資産処分損	169	53
減損損失	324	266
税金等調整前当期純利益	73,802	88,506
法人税、住民税及び事業税	32,852	40,011
法人税等調整額	△5,865	△10,603
法人税等合計	26,986	29,407
当期純利益	46,815	59,098
非支配株主に帰属する当期純利益	1,568	1,486
親会社株主に帰属する当期純利益	45,246	57,612

I. 経理の状況

連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
当期純利益	46,815	59,098
その他の包括利益	※1 13,508	※1 △2,786
その他有価証券評価差額金	17,499	△1,036
繰延ヘッジ損益	△5,476	△3,710
為替換算調整勘定	146	304
退職給付に係る調整額	264	△344
持分法適用会社に対する持分相当額	1,074	2,000
包括利益	60,323	56,312
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	58,761	54,806
非支配株主に係る包括利益	1,561	1,505

③連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金	利益剰余金		
当期首残高	1,000,424	206,529	848,000	12,436	636,466	675,842	3,379,698	
当期変動額								
政府の出資			220,000				220,000	
資本剰余金から特定投資準備金への振替 剰余金の配当			300,000		△300,000		—	
親会社株主に帰属する当期純利益						△9,948	△9,948	
利益剰余金から特定投資剰余金への振替				15,736		△15,736	—	
持分法の適用範囲の変動						292	292	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	520,000	15,736	△300,000	19,854	255,591	
当期末残高	1,000,424	206,529	1,368,000	28,172	336,466	695,697	3,635,289	
	その他の包括利益累計額							
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配株主 持分	純資産 合計	
当期首残高	24,297	16,934	△1,414	△958	38,858	15,496	3,434,054	
当期変動額								
政府の出資							220,000	
資本剰余金から特定投資準備金への振替 剰余金の配当							—	
親会社株主に帰属する当期純利益							△9,948	
利益剰余金から特定投資剰余金への振替							—	
持分法の適用範囲の変動							292	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	16,435	△3,662	477	264	13,515	255	13,770	
当期変動額合計	16,435	△3,662	477	264	13,515	255	269,361	
当期末残高	40,733	13,271	△936	△693	52,374	15,752	3,703,415	

I. 経理の状況

当連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金	利益剰余金	
当期首残高	1,000,424	206,529	1,368,000	28,172	336,466	695,697	3,635,289
会計方針の変更による累積的影響額						△753	△753
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,000,424	206,529	1,368,000	28,172	336,466	694,944	3,634,536
当期変動額							
政府の出資			80,000				80,000
資本剰余金から特定投資準備金への振替			95,000		△95,000		—
特定投資剰余金から利益剰余金への振替				△5,734		5,734	—
剰余金の配当						△8,115	△8,115
親会社株主に帰属する当期純利益						57,612	57,612
子会社の自己株式の取得による変動					93		93
連結範囲の変動					523		523
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	175,000	△5,734	△94,383	55,230	130,113
当期末残高	1,000,424	206,529	1,543,000	22,438	242,082	750,175	3,764,649
	その他の包括利益累計額						
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配株主 持分	純資産 合計
当期首残高	40,733	13,271	△936	△693	52,374	15,752	3,703,415
会計方針の変更による累積的影響額	1,876				1,876		1,123
会計方針の変更を反映した当期首残高	42,609	13,271	△936	△693	54,250	15,752	3,704,539
当期変動額							
政府の出資							80,000
資本剰余金から特定投資準備金への振替							—
特定投資剰余金から利益剰余金への振替							—
剰余金の配当							△8,115
親会社株主に帰属する当期純利益							57,612
子会社の自己株式の取得による変動							93
連結範囲の変動							523
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△311	△2,473	320	△342	△2,806	216	△2,589
当期変動額合計	△311	△2,473	320	△342	△2,806	216	127,523
当期末残高	42,298	10,798	△616	△1,036	51,444	15,968	3,832,062

I. 経理の状況

④連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	73,802	88,506
減価償却費	14,862	15,072
のれん償却額	1,820	1,820
減損損失	324	266
持分法による投資損益(△は益)	6,908	△2,588
貸倒引当金の増減(△)	22,340	25,922
投資損失引当金の増減額(△は減少)	△3	△0
賞与引当金の増減額(△は減少)	△159	85
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	—	7
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△329	△1,156
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	103	16
偶発損失引当金の増減(△)	—	0
資金運用収益	△159,422	△170,480
資金調達費用	55,357	46,049
有価証券関係損益(△)	△23,214	△18,873
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△792	△1,059
為替差損益(△は益)	△13,426	△22,000
固定資産処分損益(△は益)	△1,029	△2,215
貸出金の純増(△)減	△2,341,056	411,523
債券の純増減(△)	168,914	△144,472
借入金の純増減(△)	2,593,588	△90,855
普通社債発行及び償還による増減(△)	357,678	313,357
預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減	19,999	△191
コールローン等の純増(△)減	36,000	△21,000
資金運用による収入	156,479	169,746
資金調達による支出	△59,010	△47,207
その他	△60,890	△59,862
小計	848,844	490,413
法人税等の支払額	△25,848	△42,058
営業活動によるキャッシュ・フロー	822,995	448,354
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△368,417	△799,793
有価証券の売却による収入	56,527	28,449
有価証券の償還による収入	201,873	332,473
金銭の信託の増加による支出	△944	△2,531
金銭の信託の減少による収入	4,199	7,755
有形固定資産の取得による支出	△18,228	△86,406
有形固定資産の売却による収入	4,761	7,044
無形固定資産の取得による支出	△3,221	△4,581
無形固定資産の売却による収入	1	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	294
投資活動によるキャッシュ・フロー	△123,449	△517,295
財務活動によるキャッシュ・フロー		
政府の出資による収入	220,000	80,000
配当金の支払額	△9,948	△8,115
非支配株主からの払込みによる収入	34	2,421
非支配株主への払戻による支出	—	△435
非支配株主への配当金の支払額	△1,340	△2,686
子会社の自己株式の取得による支出	—	△111
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	—	△101
財務活動によるキャッシュ・フロー	208,745	70,970
現金及び現金同等物に係る換算差額	572	938
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	908,864	2,967
現金及び現金同等物の期首残高	1,232,869	2,141,734
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	545
現金及び現金同等物の期末残高	※1 2,141,734	※1 2,145,247

I. 経理の状況

注記事項

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 45社

主要な連結子会社名は、P177(『グループ会社』欄)に記載しているため省略しております。

(連結の範囲の変更)

South Tower Global Infrastructure Investments & Finance, L.P.は重要性が増したことにより、ホンマチ・プロパティーズ合同会社を営業者とする匿名組合他3社は出資により、DBJビジネスサポート(株)は持分比率の上昇により、当連結会計年度から連結しております。

(2) 非連結子会社 47社

主要な会社名

DBJ地域投資(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

鬼怒川ゴム工業(株)、俺の(株)、GENTUITY, LLC

(子会社としなかった理由)

投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 27社

主要な会社名

(株)AIRDO

(持分法適用の範囲の変更)

メザニン・ソリューション2号投資事業有限責任組合は清算により、持分法の対象から除外しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 47社

主要な会社名

DBJ地域投資(株)

(4) 持分法非適用の関連会社 124社

主要な会社名

(株)Arc Japan

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対

象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称

(株)ソシオネクスト、PT.PETROTEKNO、シミックCMO(株)、Wilsonart(Thailand)Co., Ltd.、Wilsonart(Shanghai)Co., Ltd.、Wilsonart Asia Limited、NATIONAL CAR PARKS LIMITED、メガバス(株)、たくみやホールディングス(株)、(株)フジバンビホールディングス、(株)ヒロフ、アートジャパン(株)、(株)シモノ、(株)宮武製作所、(株)小島製作所(関連会社としなかった理由)

投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の財務諸表を使用しております。

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 38社

2月末日 1社

3月末日 6社

なお、連結決算日と上記決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、持分法非適用の投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同じ方法により行っております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎

I. 経理の状況

として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：4年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(4) 繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、当該予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に必要に応じて直近の状況等を考慮した修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,134百万円(前連結会計年度末は13,226百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産及び負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

I. 経理の状況

(13) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

また、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジを行っており、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資についてはヘッジ手段から生じた為替換算差額を為替換算調整勘定に含めて処理する方法、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建債券・外貨建社債・外貨建有価証券及び外貨建貸出金

c. ヘッジ手段…外貨建直先負債

ヘッジ対象…在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券(債券以外)

③ ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしており、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引については、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(14) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却しております。また、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度において一括償却しております。

(15) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。

(重要な会計上の見積り)

当行が連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積りのうち重要なものは以下のとおりであります。

1. 貸倒引当金

当行グループの連結貸借対照表に占める貸出金の割合は相対的に高く、貸倒引当金の計上が経営成績や財政状態に及ぼす影響が大きいため、会計上の見積りに関して重要なものと判断しております。

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
貸倒引当金	57,869百万円	83,792百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当行は、信用供与先の財務状況等の悪化等により、貸出金等の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクに備えて、貸倒引当金を計上しております。

運輸・交通分野や産業分野など幅広い業種において業績悪化などの影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について、当行は経済・企業活動への影響は翌年度以降も継続すると想定しており、当行の債務者の信用リスクに影響があるとの仮定を置いております。

当行の貸倒引当金の算定方法については「注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4.会計方針に関する事項(5)貸倒引当金の計上基準」に記載しております。上記仮定のもと当行では、財務諸表等作成日における入手可能な情報に基づき、必要に応じて個々の債務者の債務者区分、または、キャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フローに反映させようとして貸倒引当金を計上しております。

これらは、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、今後の感染拡大に伴う経済への影響及び当行の債務者の信用リスクへの影響については不確実であり、これらの影響が変化した

I. 経理の状況

場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において貸倒引当金が増減する可能性があります。

2. 市場価格のない株式等の評価

当行グループの連結貸借対照表に占める非上場株式等の重要性は相対的に高く、市場価格のない株式等の減損処理の有無が経営成績や財政状態に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

金融商品関係注記に記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

市場価格のない株式等について、金融商品関係注記(注3)に関連する開示を行っており、実質価額が帳簿価額と比較して著しく下落した場合、実質価額が回復するという仮定が十分な証拠によって裏付けられたものを除き、減損処理あるいは投資損失引当金の計上を行っておりますが、実質価額が回復するという仮定が十分な証拠によって裏付けられると決定するためには、投資先の事業計画等の合理性に関する経営者による判断を前提としております。

なお、COVID-19の影響など投資先における市場環境等の変化は不確実であり、事業計画等の合理性に関する経営者の判断に用いた条件に変更が生じた場合、翌連結会計年度に減損処理あるいは投資損失引当金計上を行うことで、想定外の損失が発生する可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。また、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、市場価格のない株式等以外の時価を把握することが極めて困難としていた有価証券等につきましても、時価算定を行うよう見直ししております。

当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当行は、時価算定会計基準第20項また書きに定める経過措置に従い、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額に反映しております。この結果、当連結会計年度の期首の利益剰余金が753百万円減少、その他有価証券評価差額金が1,876百万円増加、有価証券が2,704百万円増加、その他資産が1,085百万円減少、繰延税金負債が495百万円増加しております。

上記のほか、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用

指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

企業会計基準委員会は、2019年7月4日に、金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みとして、時価算定会計基準等を公表しております。

同適用指針においては、投資信託の時価の算定に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、時価算定会計基準公表後概ね1年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正する際に、当該改正に関する適用時期を定めることとされておりました。

また、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第132項及び第308項)の時価の注記についても、一定の検討を要するため、企業会計基準委員会で審議が行われておりましたが、今般、時価算定会計基準と整合性のあるものとして適用指針の改正が公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の改正による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

I. 経理の状況

(連結貸借対照表関係)

※1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
株式	59,854百万円	63,687百万円
出資金	203,022 //	176,100 //

※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
	32,348百万円	35,014百万円

※3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、その他資産並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	34,543百万円	6,368百万円
危険債権額	47,047 //	72,913 //
三月以上延滞債権額	— //	— //
貸出条件緩和債権額	30,999 //	25,213 //
小計額	112,590 //	104,495 //
正常債権額	15,111,860 //	14,818,439 //
合計額	15,224,450 //	14,922,934 //

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

I. 経理の状況

※4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
担保に供している資産		
現金預け金	13,410百万円	17,454百万円
その他資産	3,412 //	2,650 //
有形固定資産	225,666 //	266,545 //
無形固定資産	4,847 //	4,564 //
計	247,337 //	291,214 //
担保資産に対応する債務		
借入金	184,566百万円	203,537百万円
社債	5,125 //	5,125 //

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
有価証券	169,189百万円	213,178百万円
貸出金	840,231 //	694,953 //

出資先が第三者より借入を行うに当たり、その担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
有価証券	15,451百万円	15,064百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び中央清算機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
金融商品等差入担保金	13,326百万円	40,465百万円
中央清算機関差入証拠金	24,022 //	26,054 //

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、日本政策投資銀行から承継した次の債券について、当行の財産を一般担保に供しております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
債券	681,289百万円	591,289百万円

※5. 連結した特別目的会社のノンリコース債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
ノンリコース債務		
借入金	184,566百万円	203,537百万円
社債	5,125 //	5,125 //
当該ノンリコース債務に対応する資産		
現金預け金	13,410百万円	17,454百万円
その他資産	3,412 //	2,650 //
有形固定資産	225,666 //	266,545 //
無形固定資産	4,847 //	4,564 //

I. 経理の状況

※6. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
融資未実行残高	798,060百万円	735,389百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	568,245 //	570,114 //

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
減価償却累計額	48,099百万円	58,408百万円

※8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
	4,022百万円	3,488百万円

※9. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

※10. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。

I. 経理の状況

(3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

(連結損益計算書関係)

※1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
株式等売却益	23,515百万円	8,150百万円
投資事業組合等利益	21,652 //	59,265 //
土地建物賃貸料	12,520 //	13,588 //
売電収入	10,946 //	12,080 //

※2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
株式等償却	9,352百万円	41,760百万円
持分法による投資損失	6,908 //	— //
投資事業組合等損失	12,762 //	7,743 //
減価償却費	8,954 //	9,091 //

I. 経理の状況

(連結包括利益計算書関係)

※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
その他有価証券評価差額金:		
当期発生額	37,501	6,989
組替調整額	△11,129	△7,881
税効果調整前	26,372	△891
税効果額	△8,872	△144
その他有価証券評価差額金	17,499	△1,036
繰延ヘッジ損益:		
当期発生額	△2,682	△7,844
組替調整額	△5,210	△4,154
税効果調整前	△7,893	△11,999
税効果額	2,417	8,288
繰延ヘッジ損益	△5,476	△3,710
為替換算調整勘定:		
当期発生額	146	304
組替調整額	—	—
税効果調整前	146	304
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	146	304
退職給付に係る調整額:		
当期発生額	177	△628
組替調整額	204	132
税効果調整前	381	△496
税効果額	△116	151
退職給付に係る調整額	264	△344
持分法適用会社に対する持分相当額:		
当期発生額	879	5,606
組替調整額	194	△3,606
税効果調整前	1,074	2,000
税効果額	—	—
持分法適用会社に対する持分相当額	1,074	2,000
その他の包括利益合計	13,508	△2,786

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,632	—	—	43,632	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

I. 経理の状況

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	9,948	利益剰余金	228	2020年 3月31日	2020年 6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	8,115	利益剰余金	186	2021年 3月31日	2021年 6月25日

4. 特定投資剰余金に関する事項

利益剰余金のうち当連結会計年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当連結会計年度の末日において株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23第7項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は同法附則第2条の25第1項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

当連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,632	—	—	43,632	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	8,115	利益剰余金	186	2021年 3月31日	2021年 6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	15,620	利益剰余金	358	2022年 3月31日	2022年 6月30日

4. 特定投資剰余金に関する事項

利益剰余金のうち当連結会計年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当連結会計年度の末日において株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23第7項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は同法附則第2条の25第1項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

I. 経理の状況

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
現金預け金勘定	2,187,820百万円	2,191,525百万円
定期性預け金等	△46,086 //	△46,278 //
現金及び現金同等物	2,141,734 //	2,145,247 //

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年内	1,710	1,593
1年超	6,251	5,383
合計	7,961	6,977

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年内	5,695	7,713
1年超	18,322	38,306
合計	24,017	46,020

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、顧客に対し主に長期・安定的な資金を供給するための投融資を行っており、これらの事業を行うため、社債や長期借入金による調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行っています。また、資金運用の多くが固定金利であるため、資金調達もこれに見合う固定金利を中心に行っております。

資金運用・資金調達にあたっては、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行うことで、金利・通貨等の変動による収益・経済価値の低下や過度な資金不足の発生の回避又は抑制に努めており、その一環として、主に金利・通貨のデリバティブ取引を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主に国内の取引先に対する投融資であり、顧客の契約不履行や信用力の低下によってもたらされる信用リスクに晒されています。当期の連結決算日における貸出金に占める業種別割合のうち上位の業種は、運輸業・郵便業、電気・ガス・熱供給・水道業、不動産業・物品賃貸業等となっており、当該業種を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行に影響が及ぶ可能性があります。また、有価証券は、主に債券、株式及び組合出資金等であり、純投資目的及び事業推進目的(子会社・関連会社向けを含む)で保有していますが、これらは発行体の信用リスク、受取金利が発生するものについて金利リスク、市場価格があるものについて価格変動リスク等に晒されています。なお当行グループはトレーディング(特定取引)業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

社債及び借入金は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用出来なくなる資金流動性リスク、及び金利リスクに晒されていますが、資金運用・資金調達の制御や金利スワップ取引などを行うことによりそれらのリスクを回避又は抑制しています。

外貨建投融資等については為替リスクに晒されているため、見合いの外貨建負債として社債等の調達を行うほか、為替スワップや通貨スワップ取引等を行うことにより当該リスクの回避又は抑制に努めています。

I. 経理の状況

デリバティブ取引として金利リスク又は為替リスクを回避又は抑制する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、必要に応じてヘッジ会計を適用しておりますが、当該ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4.会計方針に関する事項 (13)重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行グループは、統合的リスク管理規程等の信用リスクに関する内部規程に従い、投融資について個別案件の与信管理及びポートフォリオ管理を行っています。個別案件の与信管理においては、営業担当部署と審査担当部署を分離し相互に牽制が働く態勢のもと与信先の事業遂行能力やプロジェクトの採算性等を審査したうえで債務者格付の付与、与信額や担保・保証の設定を行うほか、重要事項について投融資決定委員会において審議するなど適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。ポートフォリオ管理については、債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測し、自己資本額との比較等によりリスク量が適正水準に収まっているかを定期的に検証しています。

有価証券の信用リスクについては個別案件の与信管理は貸出金と同様の方法にて管理を行っているほか、時価のある有価証券については定期的な時価変動のモニタリングを実施しています。また、デリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、再構築コスト等のエクスポージャーを定期的に計測しつつ取引相手信用力の常時把握した上で限度枠の設定により管理しており、また中央清算機関の利用及び相対のCSA(Credit Support Annex)に基づく証拠金の授受によるリスク管理を図っています。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。ALMに関する内部規程においてリスク管理方法や手続等の詳細を定め、また、経営会議及びALM・リスク管理委員会においてALMに関する方針策定や実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。さらにリスク管理担当部署において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度(Duration、BPV: Basis Point Value)、VaR(Value at Risk)等によるモニタリングを、ALM・リスク管理委員会にて定期的に行っています。また、ALMの一環として金利スワップ等を利用して金利リスクの回避又は抑制を行っています。

(ii) 為替リスクの管理

当行グループの外貨建投融資等は為替の変動リスクに晒されるため、外貨建社債等を調達しているほか、為替スワップや通貨スワップ等を利用して為替リスクの回避又は抑制を行っています。

(iii) 価格変動リスクの管理

時価のある有価証券など価格変動リスクのある金融資産については、価格変動の程度や市場流動性の高低など商品毎の時価変動リスクを踏まえて策定された内部の諸規程や方針に基づき、リスク管理担当部署が必要に応じて関与しつつ新規取得が行われる態勢となっています。また、事後においても定期的なモニタリングを通じて、価格変動リスクを適時に把握し、それをALM・リスク管理委員会へ定期的に報告しています。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理、リスク管理の担当部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立しており、各業務は内部の諸規程に基づき実施されています。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループはトレーディング業務を行っておらず、資産・負債ともに全てトレーディング目的以外の金融商品となります。市場リスク量(損失額の推定値)は、金利感応度分析(BPV)や分散共分散法(保有期間1年、観測期間5年以上、信頼区間99.9%)によるVaRに基づく手法により算出しております。2022年3月31日現在の市場リスク(金利、為替、価格変動に関するリスク)量は、43,610百万円(前連結会計年度末は61,135百万円)です。かかる計測はリスク管理担当部署により定期的実施され、ALM・リスク管理委員会へ報告することでALM運営の方針策定等に利用しています。

なお、過去の相場変動をベースに算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しているVaRや、BPVについては通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

当行グループでは、モデルが算出するリスク量と実際に発生した市場変動に基づいて計算した仮想損益を比較するバックテストを実施するとともに、他のリスク指標による計測、ストレステストの実施等により、モデルのみでは把握しきれないリスク等もきめ細かく把握し、厳格なリスク管理を行っていることを認識しております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、資金流動性リスク管理の内部規程に基づき、リスク管理担当部署による資金流動性保有額及びキャッシュ・フロー・ラダーのモニタリングを、ALM・リスク管理委員会にて定期的に行っています。ALM・リスク管理委員会では、リスクの状況に応じ資金調達・運用の制御等の適切な対応を行うことで、流動性リスクの管理を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

I. 経理の状況

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません(注3)参照)。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	2,187,820	2,187,820	—
(2)コールローン及び買入手形	684,000	684,000	—
(3)金銭の信託	16,824	16,981	156
(4)有価証券			
満期保有目的の債券	389,976	396,408	6,431
その他有価証券	1,039,769	1,039,769	—
関連会社株式	2,846	3,360	513
(5)貸出金	14,757,131		
貸倒引当金(*1)	△57,761		
	14,699,369	15,171,552	472,183
資産計	19,020,608	19,499,893	479,285
(1)債券	3,483,570	3,548,364	64,793
(2)借入金	10,664,537	10,664,152	△384
(3)社債	2,739,904	2,742,260	2,355
負債計	16,888,012	16,954,777	66,765
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	51,427	51,427	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(4,512)	(4,512)	—
デリバティブ取引計	46,915	46,915	—

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券				
その他有価証券(*1)				
国債	215,440	—	—	215,440
社債	—	593,032	28,351	621,384
株式	57,464	501	322,193	380,158
その他	—	6,116	22,133	28,249
資産計	272,904	599,649	372,678	1,245,232
デリバティブ取引(*2)(*3)(*4)				
金利関連	—	24,855	—	24,855
通貨関連	—	7,981	—	7,981
デリバティブ取引計	—	32,837	—	32,837

(*1)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は金融資産123,081百万円となります。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(*3)デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は△2,287百万円となります。

(*4)ヘッジ会計を適用している取引は、ヘッジ対象である債券、借入金、社債及び貸出金等の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップ取引等であり、主に特例処理を適用しております。なお、これらのヘッジ関係のうち「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第40号 2022年3月17日)の適用対象になる全てのヘッジ関係については、これを適用しております。

I. 経理の状況

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金預け金、コールローン、買入手形、売現先勘定及び「有価証券」中の外貨建短期ソブリン債は、短期間(1年以内)で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価				連結貸借対照表 計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
金銭の信託	—	1,820	13,255	15,075	15,021	54
有価証券						
満期保有目的の債券						
国債	83,152	—	—	83,152	80,334	2,818
社債	—	499	201,196	201,695	197,657	4,038
その他	—	—	85,958	85,958	82,979	2,978
関連会社株式	2,104	—	—	2,104	3,106	△1,002
貸出金(*1)	—	—	14,554,560	14,554,560	14,262,553	292,007
その他資産	—	—	36,115	36,115	23,822	12,293
資産計	85,256	2,319	14,891,086	14,978,662	14,665,474	313,188
債券	—	3,382,813	—	3,382,813	3,339,098	43,715
借入金	—	10,267,486	196,685	10,464,172	10,573,681	△109,509
社債	—	3,033,922	5,125	3,039,047	3,053,262	△14,215
負債計	—	16,684,222	201,810	16,886,032	16,966,042	△80,009

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金83,634百万円を控除しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。インプットには、スワップ・レート、信用スプレッド、流動性プレミアム等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。主に非上場株式のうち、債券と同様の性格を持つと考えられる種類株式がこれに含まれます。

投資信託は、時価の算定に関する会計基準の適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付していません。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスクに基づく価格調整を行っております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託の信託財産構成物である金銭債権の評価は主として「貸出金」と同様の方法により時価を算定しており、主としてレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、信用リスク等を反映させた当該キャッシュ・フローを市場金利で割り引いて時価を算定しております。破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

I. 経理の状況

その他資産

その他資産については、回収見込額を反映した将来キャッシュ・フローの割引現在価値法等の評価技法を用いて時価を算定しております。インプットには、スワップ・レート、流動性プレミアム等が含まれます。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

債券

当行の発行する債券については、一定の期間ごとに区分した当該債券の元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた債券については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を、当該債券の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。(一部の債券は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債券とみて時価を算定しております。)当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。(一部の借入金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建借入金とみて時価を算定しております。)時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

社債

当行及び連結子会社の発行する社債の時価は、市場価格のある社債は市場価格によっており、レベル2の時価に分類しております。市場価格のない社債については、元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた社債については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。(一部の債券は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建社債とみて時価を算定しております。)時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

(注2)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1)重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債	割引現在価値法	割引率	0.2%–0.4%	0.2%
株式	割引現在価値法	流動性プレミアム	3.9%–4.2%	4.1%

I. 経理の状況

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益
当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済の純額	レベル3の時価 への振替	レベル3の時価 からの振替	期末残高	(単位:百万円) 当期の損益に計上し た額のうち連結貸借 対照表日において保 有する金融資産及び 金融負債の評価損益 (*1)
		損益に計上 (*1)	その他の包括 利益に計上(*2)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	29,615	—	1,235	△2,500	—	—	28,351	—
株式	322,976	—	△783	—	—	—	322,193	—
その他	24,123	2,780	△677	531	—	△4,625	22,133	2,081

(*1) 連結損益計算書の「その他経常収益」に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」及び「為替換算調整勘定」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはミドル部門及びバック部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、時価の算定に関する方針及び手続に基づき、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や時系列推移の分析等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率は、翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap)レートなどの市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアム等から構成されます。一般に、割引率の著しい上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

流動性プレミアム

流動性プレミアムは、金融商品の流動性を反映して割引率を調整するものであります。流動性プレミアムの著しい上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

区分	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
① 市場価格のない株式等(*1)(*3)	623,342	626,494
② 組合出資金等(*2)	379,875	429,055
合計	1,003,218	1,055,549

(*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。なお、債券と同様の性格を持つと考えられる種類株式は時価開示の対象としており、上表には含めておりません。

(*2) 組合出資金等は主に匿名組合、投資事業組合等であり、これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*3) 前連結会計年度において、9,316百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、41,725百万円減損処理を行っております。

I. 経理の状況

(注4)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	2,187,816	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	684,000	—	—	—	—	—
有価証券	129,928	240,103	251,669	135,817	104,683	175,570
満期保有目的の債券	70,957	116,450	91,336	64,857	46,373	—
国債	10,035	10,015	10,048	10,045	40,279	—
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	44,931	75,646	63,308	23,357	6,094	—
その他	15,990	30,788	17,980	31,455	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	58,970	123,653	160,332	70,959	58,310	175,570
国債	25,136	5,109	18,378	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	33,834	118,543	141,954	70,959	58,310	175,570
その他	—	—	—	—	—	—
貸出金(*)	2,503,573	3,415,686	3,172,485	2,482,452	2,172,577	928,861
合 計	5,505,318	3,655,790	3,424,155	2,618,269	2,277,261	1,104,432

(*)破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない81,494百万円は含めておりません。

I. 経理の状況

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	2,191,521	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	705,000	—	—	—	—	—
有価証券	399,808	225,125	274,962	82,551	150,729	309,371
満期保有目的の債券	327,545	51,903	134,957	39,021	48,955	3,340
国債	4,999	10,034	10,047	10,008	45,243	—
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	53,492	28,198	89,900	19,012	3,712	3,340
その他	269,053	13,670	35,010	10,000	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	72,262	173,222	140,004	43,530	101,773	306,031
国債	—	18,229	5,069	—	24,771	167,370
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	72,262	154,992	134,935	43,530	77,002	138,661
その他	—	—	—	—	—	—
貸出金(*)	2,264,545	3,575,204	3,352,673	2,185,577	2,013,538	875,426
合計	5,560,874	3,800,330	3,627,636	2,268,129	2,164,267	1,184,797

(*)破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない79,222百万円は含めておりません。

(注5)社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	1,467,933	1,983,598	2,040,843	1,400,061	1,554,376	2,217,724
債券及び社債	839,991	1,695,351	1,379,093	919,213	1,024,238	365,586
合計	2,307,924	3,678,950	3,419,937	2,319,274	2,578,614	2,583,310

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	1,151,924	1,917,628	2,168,613	1,362,364	1,595,459	2,377,691
債券及び社債	853,549	1,856,305	1,462,213	812,096	1,019,238	388,958
合計	2,005,473	3,773,933	3,630,826	2,174,460	2,614,697	2,766,650

I. 経理の状況

(有価証券関係)

※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2021年3月31日)

		(単位:百万円)		
	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	50,170	54,510	4,340
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	165,691	167,913	2,222
	その他	50,672	51,355	682
	小計	266,534	273,779	7,245
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	30,253	30,141	△112
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	47,647	47,156	△491
	その他	45,541	45,331	△209
	小計	123,442	122,628	△813
	合計	389,976	396,408	6,431

当連結会計年度(2022年3月31日)

		(単位:百万円)		
	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	40,106	43,338	3,232
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	190,468	194,575	4,106
	その他	82,979	85,958	2,978
	小計	313,555	323,872	10,317
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	40,227	39,814	△413
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	7,188	7,120	△67
	その他	244,753	244,753	—
	小計	292,169	291,688	△481
	合計	605,724	615,560	9,835

I. 経理の状況

3. その他有価証券

前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	373,851	323,756	50,095
	債券	360,175	356,126	4,048
	国債	48,623	48,041	581
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	311,551	308,085	3,466
	その他	11,639	9,359	2,280
	小計	745,666	689,242	56,423
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	4,067	5,069	△1,002
	債券	287,622	289,383	△1,761
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	287,622	289,383	△1,761
	その他	42,413	42,526	△112
小計	334,103	336,979	△2,876	
合計	1,079,769	1,026,222	53,547	

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	374,597	323,429	51,167
	債券	256,161	251,761	4,399
	国債	28,473	28,136	337
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	227,688	223,625	4,062
	その他	24,560	18,289	6,271
	小計	655,319	593,481	61,838
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	5,561	6,815	△1,254
	債券	580,662	586,711	△6,048
	国債	186,967	190,540	△3,573
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	393,695	396,171	△2,475
	その他	43,688	43,757	△69
小計	629,912	637,285	△7,372	
合計	1,285,232	1,230,766	54,465	

I. 経理の状況

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	44,011	20,199	0
債券	1,998	—	1
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	1,998	—	1
その他	10,638	3,200	85
合計	56,648	23,399	88

当連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	9,632	6,004	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	18,409	1,065	153
合計	28,041	7,070	153

6. 保有目的を変更した有価証券

記載すべき重要なものはありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金等)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、110百万円(全額がその他の証券)であります。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

I. 経理の状況

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託
該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託
該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)
前連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの
その他の金銭の信託	17,856	17,154	701	704	3

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度(2022年3月31日)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの
その他の金銭の信託	15,021	13,039	1,981	1,981	—

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2021年3月31日)

	金額
評価差額	55,085
その他有価証券	54,674
その他の金銭の信託	411
(△)繰延税金負債	17,260
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	37,825
(△)非支配株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	2,907
その他有価証券評価差額金	40,733

(注)1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額4,737百万円(収益)は、評価差額より控除しております。

2. その他有価証券評価差額には、市場価格のない外貨建その他有価証券及び外貨建その他の金銭の信託に係る為替換算差額(損益処理分を除く)が含まれております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

	金額
評価差額	56,070
その他有価証券	54,865
その他の金銭の信託	1,204
(△)繰延税金負債	17,405
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	38,665
(△)非支配株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	3,633
その他有価証券評価差額金	42,298

(注)1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額21,361百万円(収益)は、評価差額より控除しております。

2. その他有価証券評価差額には、市場価格のない外貨建その他有価証券及び外貨建その他の金銭の信託に係る為替換算差額(損益処理分を除く)が含まれております。

I. 経理の状況

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
金利スワップ					
店頭	受取固定・支払変動	923,879	822,442	50,915	50,915
	受取変動・支払固定	922,028	821,128	△23,262	△23,262
合計		—	—	27,653	27,653

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
金利スワップ					
店頭	受取固定・支払変動	909,198	839,934	31,205	31,205
	受取変動・支払固定	907,018	724,614	△7,277	△7,277
合計		—	—	23,928	23,928

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
店頭	通貨スワップ	5,226	5,226	61	61
	為替予約				
	売建	132,607	—	△4,275	△4,275
	買建	522,151	—	27,988	27,988
合計		—	—	23,774	23,774

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
店頭	通貨スワップ	5,226	5,226	52	52
	為替予約				
	売建	48,404	—	△2,313	△2,313
	買建	279,796	—	13,457	13,457
合計		—	—	11,196	11,196

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

I. 経理の状況

(3) 株式関連取引
該当ありません。

(4) 債券関連取引
該当ありません。

(5) 商品関連取引
該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引
該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
原則的 処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	借入金、貸出金 及び有価証券	82,376	74,573	△2,798
金利 スワップの 特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	債券、借入金、 社債及び貸出金	2,546,678 9,111	2,518,472 6,130	(注)3
	合計	—	—	—	△2,798

(注) 1. 繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理によっております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金、社債及び貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金、社債及び貸出金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
原則的 処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	借入金、貸出金 及び有価証券	79,508	73,009	927
金利 スワップの 特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	債券、借入金、 社債及び貸出金	3,064,549 6,130	2,704,331 —	(注)3
	合計	—	—	—	927

(注) 1. 繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理によっております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金、社債及び貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金、社債及び貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金	5,503	5,503	△54
為替予約等 の振当処理	通貨スワップ	外貨建の債券、 借入金及び社債	267,332	156,660	(注)3

I. 経理の状況

ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約	外貨建の 其他有価証券	30,075	—	△1,659
	合計	—	—	—	△1,713

(注) 1. 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金及び社債と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金及び社債の時価を含めて記載しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金	5,503	5,503	△636
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	外貨建の債券 及び社債	156,660	145,704	(注)3
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約	外貨建の 其他有価証券	32,804	—	△2,578
	合計	—	—	—	△3,214

(注) 1. 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券及び社債と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券及び社債の時価を含めて記載しております。

(3) 株式関連取引
該当ありません。

(4) 債券関連取引
該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。また、一部の国内連結子会社は、退職一時金制度及び確定拠出型の退職給付制度を設けておりますほか、一部の在外連結子会社は、確定拠出型の退職給付制度を設けております。

一部の国内連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

I. 経理の状況

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
退職給付債務の期首残高	36,167	37,267
勤務費用	1,591	1,648
利息費用	393	406
数理計算上の差異の発生額	931	451
退職給付の支払額	△1,816	△1,852
その他	—	42
退職給付債務の期末残高	37,267	37,963

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
年金資産の期首残高	29,338	30,665
期待運用収益	146	153
数理計算上の差異の発生額	1,108	△177
事業主からの拠出額	965	2,691
退職給付の支払額	△894	△832
年金資産の期末残高	30,665	32,500

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	29,072	29,750
年金資産	△30,665	△32,500
	△1,593	△2,749
非積立型制度の退職給付債務	8,195	8,212
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,601	5,462
退職給付に係る負債	8,195	8,212
退職給付に係る資産	△1,593	△2,749
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,601	5,462

I. 経理の状況

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
勤務費用	1,591	1,648
利息費用	393	406
期待運用収益	△146	△153
数理計算上の差異の費用処理額	196	128
過去勤務費用の費用処理額	7	4
確定給付制度に係る退職給付費用	2,042	2,033

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
過去勤務費用	7	4
数理計算上の差異	373	△500
合計	381	△496

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
未認識過去勤務費用	△4	—
未認識数理計算上の差異	△980	△1,480
合計	△984	△1,480

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
債券	73%	86%
株式	13%	12%
その他	14%	2%
合計	100%	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

I. 経理の状況

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
割引率	1.1%	1.1%
予想昇給率	2.1%~6.7%	2.1%~6.7%
長期期待運用収益率	0.5%	0.5%

3. 確定拠出制度

当行及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度273百万円、当連結会計年度297百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	20,153百万円	27,265百万円
有価証券等償却損金算入限度超過額	25,159 //	35,211 //
連結子会社の資産時価評価差額	3,120 //	3,120 //
退職給付に係る負債	2,027 //	2,021 //
税務上の営業権	1,135 //	994 //
税務上の繰越欠損金	7,275 //	12,329 //
その他	16,357 //	19,119 //
繰延税金資産小計	75,229 //	100,063 //
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△47,967 //	△51,830 //
評価性引当額小計(注)1	△47,967 //	△51,830 //
繰延税金資産合計	27,262 //	48,232 //
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△16,282 //	△16,322 //
繰延ヘッジ損益	△5,962 //	△3,867 //
その他	△9,084 //	△20,770 //
繰延税金負債合計	△31,328 //	△40,960 //
繰延税金資産(△は繰延税金負債)の純額(注)2	△4,066 //	7,271 //

(注) 1. 評価性引当額の変動の主な内容は、貸倒引当金及び有価証券償却に係る評価性引当額の増加であります。

2. 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。

繰延税金資産	2,572百万円	14,307百万円
繰延税金負債	△6,639 //	△7,035 //

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
評価性引当額の増減	2.38%	4.36%
持分法による投資損益	2.86%	△0.89%
その他	0.70%	△0.87%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.56%	33.22%

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

I. 経理の状況

(セグメント情報等)**【セグメント情報】**

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	132,522	67,192	69,747	269,462

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	130,856	106,510	72,982	310,349

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

I. 経理の状況

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	財務省 (財務大臣)	東京都 千代田区	-	財務行政	(被所有) 直接 100.00	資金の 借入等	出資の受入(注1)	220,000	-	-
							資金の借入(注2)	1,050,000	借入金	5,479,254
							借入金の返済	386,940		
							利息の支払	18,934	未払費用	4,755
							債務被保証(注3)	3,416,988	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 出資の受入は特定投資業務に係るものであります。

2. 資金の借入は財政投融資特別会計からの借入であり、主に財政融資資金貸付金利が適用されております。最終償還日は2040年12月20日であります。なお、担保は提供しておりません。
3. 債務被保証は当行の債券に対して行われており、保証料の支払はありません。
4. 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定により、同法第2条第5号に定める危機対応業務に関連して、株式会社日本政策金融公庫から3,335,948百万円の借入金があります。

当連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	財務省 (財務大臣)	東京都 千代田区	-	財務行政	(被所有) 直接 100.00	資金の 借入等	出資の受入(注1)	80,000	-	-
							資金の借入(注2)	780,000	借入金	5,862,551
							借入金の返済	396,703		
							利息の支払	15,371	未払費用	3,831
							債務被保証(注3)	3,274,284	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 出資の受入は特定投資業務に係るものであります。

2. 資金の借入は財政投融資特別会計からの借入であり、主に財政融資資金貸付金利が適用されております。最終償還日は2041年11月20日であります。なお、担保は提供しておりません。
3. 債務被保証は当行の債券に対して行われており、保証料の支払はありません。
4. 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定により、同法第2条第5号に定める危機対応業務に関連して、株式会社日本政策金融公庫から3,000,119百万円の借入金があります。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものはありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当ありません。

I. 経理の状況

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
該当ありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
記載すべき重要なものはありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
該当ありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
1株当たり純資産額	64,719円67銭	65,892円29銭
1株当たり当期純利益	867円21銭	1,382円07銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2021年3月31日)	当連結会計年度末 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額	3,703,415百万円	3,832,062百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	879,543 //	957,025 //
(危機対応準備金)	206,529 //	206,529 //
(特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額)	644,000 //	724,000 //
(特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額)	13,262 //	10,528 //
(非支配株主持分)	15,752 //	15,968 //
普通株式に係る期末の純資産額	2,823,872 //	2,875,036 //
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	43,632千株	43,632千株

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益	45,246百万円	57,612百万円
普通株主に帰属しない金額	7,408 //	△2,690 //
(特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失のうち 国庫に帰属すべき額に相当する金額)	7,408 //	△2,690 //
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	37,838 //	60,303 //
普通株式の期中平均株式数	43,632千株	43,632千株

(重要な後発事象)

1. 当行の取引先である日医工株式会社が、2022年5月13日、一般社団法人事業再生実務家協会による特定認証紛争解決手続に基づく金融支援を要請しました。当連結会計年度末の当該取引先に関連する債権総額は30,375百万円であり、担保等で保全されていない部分は30,375百万円です。今後の当該手続の進展によっては翌連結会計年度において、新たに回収不能と見込まれる債権額に対して貸倒引当金を追加計上、または債権額を直接減額する可能性があります。

2. 当行は、2022年5月16日開催の取締役会において、2022年6月29日開催の定時株主総会に、特定投資準備金の額の減少について付議することを決議しました。

(1) 特定投資準備金の額の減少の目的

特定投資業務の実施状況および財務状況を勘案し、特定投資業務を適確に実施するために必要がないと認め、特定投資準備金の額の一部を減少いたします。

(2) 特定投資準備金の額の減少方法

株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の27第2項の規定に基づき、特定投資準備金の額の一部を減少し、併せて、国庫に帰属すべき額に相当する金額を国庫に納付し、残りの金額について資本準備金の額を増加いたします。

(3) 減少する特定投資準備金の額

特定投資準備金の額1,543,000百万円を68,910百万円減少し、併せて、34,455百万円を国庫に納付し、資本準備金の額を34,455百万円増加いたします。

(4) 特定投資準備金の額の減少の日程

①取締役会決議日	2022年5月16日
②株主総会決議日	2022年6月29日
③財務大臣認可申請日	2022年6月29日
④債権者異議申述最終期日	2022年7月31日
⑤効力発生日	2022年8月31日(予定)

I. 経理の状況

⑤連結附属明細表

債券・社債明細表

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
	12, 14, 15, 17, 19, 20, 22回 政府保証債 (国内債)	2006年6月28日～ 2008年6月19日	210,002	119,998 [90,005]	2.0～ 2.2	一般 担保 (注)7	2021年6月28日～ 2023年6月19日	(注)1
	3, 4, 11, 14, 16, 19, 22, 23, 26, 28～44, 46, 48～73回 政府保証債 (国内債)	2008年12月18日～ 2021年11月22日	1,510,937	1,195,597 [150,026]	0.001～ 2.1	無担保	2021年6月22日～ 2061年6月21日	
	67次 政府保証債 (外国債)	1998年9月4日	25,030	25,026	1.81	一般 担保 (注)7	2028年9月4日	(注)2
	5～7, 10, 11, 14次 政府保証債 (外国債)	2002年12月13日～ 2007年11月26日	369,016 (698,451千EUR)	369,015 (698,686千EUR) [105,033]	1.05～ 4.75	一般 担保 (注)7	2022年9月20日～ 2027年11月26日	(注)1
	10, 12～25次 政府保証債 (ユーロMTN)	2014年9月19日～ 2021年10月20日	1,291,611 (11,753,453千\$)	1,552,486 (13,104,510千\$) [122,336]	0.5～3.25	無担保	2021年9月1日～ 2031年10月20日	(注)3
	31, 34～36, 42回 財投機関債 (国内債)	2007年3月26日～ 2007年12月11日	74,972	74,974	2.23～2.74	一般 担保 (注)7	2027年5月28日～ 2047年3月20日	(注)4
当行	2回 財投機関債 (ユーロMTN)	2008年9月18日	2,000	2,000	2.032	一般 担保 (注)7	2023年9月19日	(注)4 (注)5
	31, 40, 47, 50, 57, 60, 63, 65, 66, 68, 69, 71, 72, 74, 75, 77～79, 81～83, 85, 86, 88～153回 普通社債 (公募債) (国内債)	2012年11月19日～ 2022年1月20日	1,522,001	1,691,403 [175,600]	0～1.183	無担保	2021年6月18日～ 2071年4月15日	
	3～6, 8～21, 23～25, 27, 28, 31, 34, 35, 39～42, 44～48, 52～69, 71～127回 普通社債 (私募債) (国内債)	2015年2月5日～ 2022年1月27日	427,000	426,500 [70,000]	0.001～ 1.16	無担保	2021年4月19日～ 2058年3月19日	
	45, 48, 49, 52, 54, 55, 57, 60～90回 普通社債 (ユーロMTN)	2013年10月23日～ 2022年2月18日	785,777 (4,180,748千\$) (1,704,568千EUR) (249,886千GBP) (770,000千AUD) (30,000千NZD)	930,233 (4,134,991千\$) (2,309,124千EUR) (499,549千GBP) (720,000千AUD) [140,547]	0.01～ 3.749	無担保	2021年4月8日～ 2049年5月7日	(注)6
コアイ ンベ スト メン ト ジャ パン 特 定 目 的 会 社	3回 特定社債	2019年6月28日	5,000	5,000	0.25727	一般 担保	2026年6月30日	(注)8
平塚ホ ール ディ ン グ 特 定 目 的 会 社	5回 特定社債	2019年9月30日	125	125	0.35727	一般 担保	2026年9月30日	(注)8
合計	—	—	6,223,475	6,392,360	—	—	—	—

I. 経理の状況

- (注) 1. 旧日本政策投資銀行において発行された政府保証債であります。
 2. 旧日本開発銀行において発行された政府保証債であります。
 3. ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ米ドル建無担保政府保証債であります。
 4. 旧日本政策投資銀行において発行された財投機関債であります。
 5. ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建財投機関債であります。
 6. ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ建、ユーロ米ドル建、ユーロ円建、ユーロ英ポンド建、ユーロ豪ドル建及びユーロニュージーランドドル建無担保社債であります。
 7. 株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定に基づく一般担保であります。
 8. これらの社債はノンリコース債務に該当します。
 9. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。
 10. 「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
 11. 連結決算日後5年以内における償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
債券・社債(百万円)	853,549	868,776	987,528	782,606	674,482
ノンリコース社債(百万円)	—	—	—	—	5,125

借入金等明細表

区分	当期首残高(百万円)	当期末残高(百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	10,664,537	10,573,681	0.209	—
借入金	10,479,970	10,370,144	0.199	2022年4月～2041年11月
ノンリコース借入金	184,566	203,537	0.715	2022年4月～2036年12月

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
 2. 借入金及びノンリコース借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	1,144,228	930,191	973,664	1,047,858	1,014,291
ノンリコース借入金(百万円)	7,695	7,259	6,513	71,325	35,137

資産除去債務明細表

期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

(2) その他

該当事項はありません。

I. 経理の状況

【2】財務諸表等

(1) 財務諸表

① 貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
現金預け金	2,124,938	2,115,882
現金	2	2
預け金	2,124,935	2,115,879
コールローン	684,000	705,000
金銭の信託	16,824	13,201
有価証券	※1, 2, 3, 4, 6 2,612,535	※1, 2, 3, 4, 6 3,086,107
国債	129,047	295,774
社債	812,512	819,041
株式	843,475	797,294
その他の証券	827,500	1,173,997
貸出金	※3, 4, 5 14,837,718	※3, 4, 5 14,490,758
証書貸付	14,837,718	14,490,758
その他資産	※3 164,520	※3 168,673
前払費用	2,859	5,025
未収収益	19,395	18,322
金融派生商品	76,438	46,539
金融商品等差入担保金	13,326	40,465
その他の資産	※4 52,500	※4 58,321
有形固定資産	110,369	109,724
建物	17,871	17,664
土地	90,151	90,037
建設仮勘定	285	37
その他の有形固定資産	2,061	1,986
無形固定資産	10,776	10,938
ソフトウェア	9,903	8,015
その他の無形固定資産	872	2,923
前払年金費用	1,078	2,736
繰延税金資産	—	12,335
支払承諾見返	※3 446,616	※3 557,127
貸倒引当金	△57,935	△83,960
投資損失引当金	△33	△33
資産の部合計	20,951,409	21,188,490

I. 経理の状況

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
債券	※4 3,483,570	※4 3,339,098
借入金	10,479,945	10,370,044
借入金	10,479,945	10,370,044
社債	2,734,779	3,048,137
その他負債	150,445	103,791
未払法人税等	14,661	13,973
未払費用	10,012	8,879
前受収益	175	171
金融派生商品	27,919	12,722
金融商品等受入担保金	81,083	58,570
資産除去債務	230	230
その他の負債	16,363	9,243
賞与引当金	4,734	4,848
役員賞与引当金	15	23
退職給付引当金	6,447	6,408
役員退職慰労引当金	117	130
偶発損失引当金	—	0
繰延税金負債	3,654	—
支払承諾	446,616	557,127
負債の部合計	17,310,326	17,429,609
純資産の部		
資本金	1,000,424	1,000,424
危機対応準備金	※7 206,529	※7 206,529
特定投資準備金	※8 1,368,000	※8 1,543,000
特定投資剰余金	※8 28,172	※8 22,438
資本剰余金	336,466	241,466
資本準備金	336,466	241,466
利益剰余金	651,840	705,538
その他利益剰余金	651,840	705,538
別途積立金	619,342	643,724
繰越利益剰余金	32,498	61,813
株主資本合計	3,591,432	3,719,396
その他有価証券評価差額金	37,519	37,936
繰延ヘッジ損益	12,131	1,547
評価・換算差額等合計	49,651	39,484
純資産の部合計	3,641,083	3,758,881
負債及び純資産の部合計	20,951,409	21,188,490

I. 経理の状況

②損益計算書

(単位:百万円)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
経常収益	238,752	280,207
資金運用収益	160,461	174,261
貸出金利息	132,477	128,163
有価証券利息配当金	22,324	41,401
コールローン利息	120	71
預け金利息	38	57
金利スワップ受入利息	5,508	4,560
その他の受入利息	△7	7
役務取引等収益	15,026	10,368
その他の役務収益	15,026	10,368
その他業務収益	14,095	15,035
外国為替売買益	—	15,035
金融派生商品収益	13,839	—
その他の業務収益	256	—
その他経常収益	49,168	80,541
償却債権取立益	423	3,052
株式等売却益	22,385	6,587
金銭の信託運用益	432	531
投資損失引当金戻入益	1	0
その他の経常収益	※1 25,925	※1 70,368
経常費用	168,508	198,050
資金調達費用	53,720	44,470
債券利息	21,743	19,401
コールマネー利息	△84	△188
売現先利息	△69	△100
借入金利息	27,606	21,961
短期社債利息	62	8
社債利息	4,490	3,404
その他の支払利息	△28	△16
役務取引等費用	442	691
その他の役務費用	442	691
その他業務費用	8,901	13,933
外国為替売買損	6,587	—
国債等債券売却損	1	—
国債等債券償却	110	—
債券発行費償却	936	506
社債発行費償却	1,265	1,138
金融派生商品費用	—	12,288
営業経費	52,982	54,154
その他経常費用	52,461	84,801
貸倒引当金繰入額	23,985	34,898
偶発損失引当金繰入額	—	0
貸出金償却	1,400	10
株式等売却損	85	153
株式等償却	7,950	41,825
その他の経常費用	※2 19,039	※2 7,913
経常利益	70,243	82,156
特別利益	677	30
固定資産処分益	677	30
特別損失	292	131
固定資産処分損	139	36
減損損失	153	94
税引前当期純利益	70,628	82,056
法人税、住民税及び事業税	29,010	36,330
法人税等調整額	△6,616	△11,106
法人税等合計	22,393	25,223
当期純利益	48,234	56,832

I. 経理の状況

③株主資本等変動計算書

前事業年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本									
	資本金	危機対応 準備金	特定投資 準備金	特定投資 剰余金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
					資本準備金	資本剰余金 合計	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,424	206,529	848,000	12,436	636,466	636,466	589,406	39,884	629,290	3,333,145
当期変動額										
政府の出資			220,000							220,000
資本準備金から特定投資準備金への振替			300,000		△300,000	△300,000				—
剰余金の配当								△9,948	△9,948	△9,948
別途積立金の積立							29,935	△29,935	—	—
当期純利益								48,234	48,234	48,234
その他利益剰余金から特定投資剰余金への振替				15,736				△15,736	△15,736	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	520,000	15,736	△300,000	△300,000	29,935	△7,385	22,549	258,286
当期末残高	1,000,424	206,529	1,368,000	28,172	336,466	336,466	619,342	32,498	651,840	3,591,432

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	20,709	19,687	40,396	3,373,542
当期変動額				
政府の出資				220,000
資本準備金から特定投資準備金への振替				—
剰余金の配当				△9,948
別途積立金の積立				—
当期純利益				48,234
その他利益剰余金から特定投資剰余金への振替				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	16,810	△7,555	9,254	9,254
当期変動額合計	16,810	△7,555	9,254	267,541
当期末残高	37,519	12,131	49,651	3,641,083

当事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本									
	資本金	危機対応 準備金	特定投資 準備金	特定投資 剰余金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
					資本準備金	資本剰余金 合計	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,000,424	206,529	1,368,000	28,172	336,466	336,466	619,342	32,498	651,840	3,591,432
会計方針の変更による累積的影響額								△753	△753	△753
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,000,424	206,529	1,368,000	28,172	336,466	336,466	619,342	31,745	651,087	3,590,679
当期変動額										
政府の出資			80,000							80,000
資本準備金から特定投資準備金への振替			95,000		△95,000	△95,000				—
特定投資剰余金からその他利益剰余金への振替				△5,734				5,734	5,734	—
剰余金の配当								△8,115	△8,115	△8,115
別途積立金の積立							24,382	△24,382	—	—
当期純利益								56,832	56,832	56,832
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	175,000	△5,734	△95,000	△95,000	24,382	30,068	54,451	128,717
当期末残高	1,000,424	206,529	1,543,000	22,438	241,466	241,466	643,724	61,813	705,538	3,719,396

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	37,519	12,131	49,651	3,641,083
会計方針の変更による累積的影響額				△753
会計方針の変更を反映した当期首残高	37,519	12,131	49,651	3,640,330
当期変動額				
政府の出資				80,000
資本準備金から特定投資準備金への振替				—
特定投資剰余金からその他利益剰余金への振替				—
剰余金の配当				△8,115
別途積立金の積立				—
当期純利益				56,832
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	417	△10,584	△10,166	△10,166
当期変動額合計	417	△10,584	△10,166	118,550
当期末残高	37,936	1,547	39,484	3,758,881

I. 経理の状況

注記事項

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：4年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

4. 繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、当該予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に必要に応じて直近の状況等を考慮した修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,134百万円(前事業年度末は13,226百万円)であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づ

I. 経理の状況

き、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建債券・外貨建社債・外貨建有価証券及び外貨建貸出金

c. ヘッジ手段…外貨建直先負債

ヘッジ対象…外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしており、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引については、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(重要な会計上の見積り)

当行が財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積りのうち重要なものは以下のとおりであります。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
貸倒引当金	57,935百万円	83,960百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結財務諸表「(重要な会計上の見積り)」に記載した内容をご参照ください。

I. 経理の状況

2. 市場価格のない株式等の評価

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
有価証券	2,612,535百万円	3,086,107百万円
市場価格のない株式等	708,273 //	1,208,431 //

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結財務諸表「(重要な会計上の見積り)」に記載した内容をご参照ください。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。

当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当行は、時価算定会計基準第20項また書きに定める経過措置に従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に反映しております。この結果、当事業年度の期首の利益剰余金が753百万円減少、その他資産が1,085百万円減少、繰延税金資産が332百万円増加しております。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
株式	162,891百万円	167,472百万円
出資金	318,887 //	333,632 //

※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
	32,348百万円	35,014百万円

※3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、その他資産並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	34,543百万円	6,368百万円
危険債権額	47,047 //	72,913 //
三月以上延滞債権額	— //	— //
貸出条件緩和債権額	30,999 //	25,213 //
小計額	112,590 //	104,495 //
正常債権額	15,192,612 //	14,963,176 //
合計額	15,305,202 //	15,067,672 //

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

1. 経理の状況

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

※4. 為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
有価証券	169,189百万円	213,178百万円
貸出金	840,231 //	694,953 //

出資先が第三者より借入を行うに当たり、その担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
有価証券	15,451百万円	15,064百万円

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
中央清算機関差入証拠金	24,022百万円	26,054百万円

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、日本政策投資銀行から承継した次の債券について、当行の財産を一般担保に供しております。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
債券	681,289百万円	591,289百万円

※5. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
融資未実行残高	798,060百万円	755,389百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	568,245 //	570,114 //

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※6. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
	4,022百万円	3,488百万円

I. 経理の状況

※7. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

※8. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。
- (3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

(損益計算書関係)

※1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
投資事業組合等利益	22,739百万円	66,393百万円

※2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
投資事業組合等損失	13,758百万円	7,570百万円

I. 経理の状況

(株主資本等変動計算書関係)

特定投資剰余金に関する事項

利益剰余金のうち当該事業年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当該事業年度の末日において株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23第7項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は同法附則第2条の25第1項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	35	3,360	3,325
合計	35	3,360	3,325

当事業年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	35	2,104	2,069
合計	35	2,104	2,069

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
子会社株式	124,336	126,055
関連会社株式	38,519	41,381

I. 経理の状況

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	20,174百万円	27,317百万円
有価証券償却損金算入限度超過額	27,775 //	37,865 //
退職給付引当金	1,974 //	1,962 //
その他	12,891 //	15,357 //
繰延税金資産小計	62,815 //	82,503 //
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△42,303 //	△46,153 //
評価性引当額小計	△42,303 //	△46,153 //
繰延税金資産合計	20,511 //	36,349 //
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△15,836 //	△15,956 //
繰延ヘッジ損益	△5,354 //	△683 //
その他	△2,975 //	△7,374 //
繰延税金負債合計	△24,166 //	△24,014 //
繰延税金資産(△は繰延税金負債)の純額	△3,654 //	12,335 //

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(重要な後発事象)

1. 当行の取引先である日医工株式会社が、2022年5月13日、一般社団法人事業再生実務家協会による特定認証紛争解決手続に基づく金融支援を要請しました。当会計年度末の当該取引先に関連する債権総額は30,375百万円であり、担保等で保全されていない部分は30,375百万円であります。今後の当該手続の進展によっては翌会計年度において、新たに回収不能と見込まれる債権額に対して貸倒引当金を追加計上、または債権額を直接減額する可能性があります。

2. 当行は、2022年5月16日開催の取締役会において、2022年6月29日開催の定時株主総会に、特定投資準備金の額の減少について付議することを決議しました。

(1) 特定投資準備金の額の減少の目的

特定投資業務の実施状況および財務状況を勘案し、特定投資業務を適確に実施するために必要がないと認め、特定投資準備金の額の一部を減少いたします。

(2) 特定投資準備金の額の減少方法

株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の27第2項の規定に基づき、特定投資準備金の額の一部を減少し、併せて、国庫に帰属すべき額に相当する金額を国庫に納付し、残りの金額について資本準備金の額を増加いたします。

(3) 減少する特定投資準備金の額

特定投資準備金の額1,543,000百万円を68,910百万円減少し、併せて、34,455百万円を国庫に納付し、資本準備金の額を34,455百万円増加いたします。

(4) 特定投資準備金の額の減少の日程

①取締役会決議日	2022年5月16日
②株主総会決議日	2022年6月29日
③財務大臣認可申請日	2022年6月29日
④債権者異議申述最終期日	2022年7月31日
⑤効力発生日	2022年8月31日(予定)

I. 経理の状況

④附属明細表

有形固定資産等明細表

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額	当期償却額	差引 当期末残高
有形固定資産							
建物	—	—	—	28,304	10,640	834	17,664
土地	—	—	—	90,037	—	—	90,037
リース資産	—	—	—	—	—	—	—
建設仮勘定	—	—	—	37	—	—	37
その他の有形固定資産	—	—	—	7,332	5,345	729	1,986
有形固定資産計	—	—	—	125,711	15,986	1,563	109,724
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	32,923	24,908	3,796	8,015
その他の無形固定資産	—	—	—	2,938	15	1	2,923
無形固定資産計	—	—	—	35,862	24,923	3,797	10,938

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

引当金明細表

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額(目的使用)	当期減少額(その他)	当期末残高
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	29,163	30,843	—	29,163	30,843
個別貸倒引当金	28,771	46,631	8,872	13,413	53,117
うち非居住者向け債権分	9,920	—	4,105	4,640	1,174
投資損失引当金	33	—	—	0	33
賞与引当金	4,734	4,839	4,724	—	4,848
役員賞与引当金	15	23	15	—	23
役員退職慰労引当金	117	30	17	—	130
偶発損失引当金	—	0	—	—	0
計	62,835	82,368	13,630	42,576	88,995

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

- 一般貸倒引当金……………洗替による取崩額
- 個別貸倒引当金……………回収等による取崩額
- うち非居住者向け債権分……回収等による取崩額
- 投資損失引当金……………自己査定結果による取崩額

○未払法人税等

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額(目的使用)	当期減少額(その他)	当期末残高
未払法人税等	14,661	28,701	29,388	—	13,973
未払法人税等	10,959	20,896	22,087	—	9,768
未払事業税	3,701	7,805	7,301	—	4,205

(2) 主な資産及び負債の内容

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) その他

該当事項はありません。

II. 参考情報

1. 財務諸指標

(1) 貸出金等の状況

① 貸出金等平均残高(連結)

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
	金額	金額
貸出金	14,178,009	14,376,613
有価証券	2,127,793	2,289,326

(注) 1. 貸出金等は、貸出金及び有価証券を指します。

2. 平均残高は、日々の残高の平均に基づき算出しております。連結子会社については期首及び期末の残高に基づく平均残高を利用しております。

3. 有価証券の平均残高について当連結会計年度より集計方法を変更し、投資事業組合等出資金を控除して集計しております。この変更により、前連結会計年度の利回りを再計算しており、資金運用勘定(うち有価証券)の平均残高は411,062百万円(411,062百万円)減少し、利回りは0.02%(0.16%)上昇しております。また、資金調達勘定に関し、当連結会計年度より集計方法を変更し、リース債務を加えて集計しております。この変更により、前連結会計年度の利回りを再計算しており、資金調達勘定の平均残高は542百万円増加し、利回りは0.00%減少しております。

② 貸出金科目別期末残高(連結)

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)			当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)		
	国内業務部門	海外業務部門	合計	国内業務部門	海外業務部門	合計
証書貸付						
期末残高	14,683,489	73,641	14,757,131	14,281,926	64,261	14,346,188
平均残高	14,100,173	77,836	14,178,009	14,301,661	74,952	14,376,613
その他						
期末残高	—	—	—	—	—	—
平均残高	—	—	—	—	—	—
合計						
期末残高	14,683,489	73,641	14,757,131	14,281,926	64,261	14,346,188
平均残高	14,100,173	77,836	14,178,009	14,301,661	74,952	14,376,613

(注) 1. 「国内業務部門」とは、当行及び国内連結子会社であります。「海外業務部門」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には、海外店はありません。

2. 有価証券の平均残高について当連結会計年度より集計方法を変更し、投資事業組合等出資金を控除して集計しております。この変更により、前連結会計年度の利回りを再計算しており、国内業務部門の資金運用勘定(うち有価証券)の平均残高は390,981百万円(390,981百万円)減少し、利回りは0.02%(0.16%)上昇しております。また、資金調達勘定に関し、当連結会計年度より集計方法を変更し、リース債務を加えて集計しております。この変更により、前連結会計年度の利回りを再計算しており、国内業務部門の資金調達勘定の平均残高は241百万円増加し、利息が10百万円減少し、利回りは0.00%低下しております。

3. 有価証券の平均残高について当連結会計年度より集計方法を変更し、投資事業組合等出資金を控除して集計しております。この変更により、前連結会計年度の利回りを再計算しており、海外業務部門の資金運用勘定(うち有価証券)の平均残高は20,081百万円(20,081百万円)減少し、利回りは0.15%(0.20%)上昇しております。また、資金調達勘定に関し、当連結会計年度より集計方法を変更し、リース債務を加えて集計しております。この変更により、前連結会計年度の利回りを再計算しており、海外業務部門の資金調達勘定の平均残高と利息はそれぞれ300百万円、10百万円増加し、利回りは3.49%上昇しております。

II. 参考情報

(2) 貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高)(連結)

(単位:百万円)

業種別	前連結会計年度末 (2021年3月末)		当連結会計年度末 (2022年3月末)	
	貸出金残高		貸出金残高	
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	14,683,489	(100.00%)	14,281,926	(100.00%)
製造業	3,068,500	(20.90%)	2,827,481	(19.80%)
農業、林業	8	(0.00%)	405	(0.00%)
漁業	20	(0.00%)	—	(—)
鉱業、採石業、砂利採取業	191,113	(1.30%)	180,869	(1.27%)
建設業	51,652	(0.35%)	47,048	(0.33%)
電気・ガス・熱供給・水道業	3,132,796	(21.34%)	3,029,859	(21.21%)
情報通信業	251,239	(1.71%)	208,938	(1.46%)
運輸業、郵便業	3,178,211	(21.64%)	3,205,902	(22.45%)
卸売業、小売業	994,097	(6.77%)	997,855	(6.99%)
金融業、保険業	474,839	(3.23%)	470,821	(3.30%)
不動産業、物品賃貸業	3,008,569	(20.49%)	2,881,142	(20.17%)
各種サービス業	318,884	(2.17%)	418,830	(2.93%)
地方公共団体	13,432	(0.09%)	12,769	(0.09%)
その他	122	(0.00%)	0	(0.00%)
海外及び特別国際金融取引勘定分	73,641	(100.00%)	64,261	(100.00%)
政府等	—	(—)	—	(—)
金融機関	—	(—)	—	(—)
その他	73,641	(100.00%)	64,261	(100.00%)
合計	14,757,131	(—)	14,346,188	(—)

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。

3. ()内は構成比。

② 地方公共団体の出資または拠出に係る法人(第三セクター)への融資について(連結)

当行は、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人(いわゆる「第三セクター」については、明確な定義がありませんが、以下では地方公共団体が出資又は拠出を行っている法人(但し、上場企業は除く)として整理しております)が行う鉄軌道事業、空港ターミナル事業、CATV事業、地下駐車場、再開発・国際会議場等の都市開発事業等の公共性・公益性の高いプロジェクトを対象として、投融資等を行っております。これらの事業には、投資回収に長期を要するものが多く、民間事業者では実施が困難なものが含まれております。

これらの法人への当連結会計年度末の債権残高は1,907億円(うちリスク管理債権は128億円、貸出金残高比率6.72%、なお当行全体<連結>のリスク管理債権比率は0.73%)です。

第三セクターに対するリスク管理債権

(単位:百万円)

債権の区分	前連結会計年度末 (2021年3月末)		当連結会計年度末 (2022年3月末)	
	金額		金額	
破綻先債権	—		—	
延滞債権	6,930		9,150	
3ヵ月以上延滞債権	—		—	
貸出条件緩和債権	3,790		3,667	
合計	10,721		12,817	

第三セクター向け貸出債権に占めるリスク管理債権の割合が高くなっているのは、第三セクターが行う事業が公共性・公益性が高く、一般的に投資回収に長期を要すること等の理由によるものです。

(3) 借入金等の状況

① 借入金等平均残高(単体)

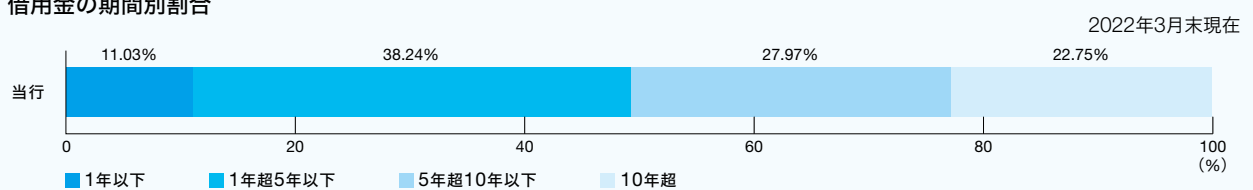
(単位: 百万円)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
	金額	金額
債券	3,451,674	3,436,968
借入金	9,379,932	10,338,159
社債	2,591,034	2,874,809

(注) 1. 借入金等は、借入金、債券及び社債を指します。

2. 平均残高は、日々の残高の平均に基づき算出しております。

② 借入金の期間別割合



③ 自行債券の発行残高(単体)

(単位: 百万円)

	前事業年度 (2021年3月末)	当事業年度 (2022年3月末)
政府保証債(国内)	1,720,939	1,315,596
政府保証債(海外)	1,685,658	1,946,527
財投機関債(国内)	74,972	74,974
財投機関債(海外)	2,000	2,000
社債(国内)	1,949,001	2,117,903
社債(海外)	785,777	930,233
短期社債	0	0
合計	6,218,350	6,387,235

④ 自行債券の期間別残高(単体)

(単位: 百万円)

前事業年度末 (2021年3月末)	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超
政府保証債(国内)	450,171	480,186	310,167	300,412	160,000	20,000
政府保証債(海外)	55,276	401,568	469,272	322,295	437,245	—
財投機関債(国内)	—	—	—	19,998	—	54,974
財投機関債(海外)	—	2,000	—	—	—	—
社債(国内)	248,600	566,201	287,200	223,200	374,800	249,000
社債(海外)	85,943	245,394	312,453	48,181	52,192	41,612
短期社債	—	—	—	—	—	—
合計	839,991	1,695,351	1,379,093	914,088	1,024,238	365,586

当事業年度末 (2022年3月末)	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超
政府保証債(国内)	240,031	410,169	290,164	230,231	120,000	25,000
政府保証債(海外)	227,370	381,230	542,891	317,436	477,599	—
財投機関債(国内)	—	—	—	19,998	—	54,975
財投機関債(海外)	—	2,000	—	—	—	—
社債(国内)	245,600	601,703	409,200	200,200	397,200	264,000
社債(海外)	140,547	461,201	214,832	44,230	24,439	44,983
短期社債	—	—	—	—	—	—
合計	853,549	1,856,305	1,457,088	812,096	1,019,238	388,958

II. 参考情報

(4) 損益の状況

① 損益の概要(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
業務粗利益	126,519	140,571
経費(除く臨時処理分)	△52,982	△54,154
人件費	△20,881	△21,374
物件費	△24,685	△24,963
税金	△7,414	△7,816
業務純益(一般貸倒引当金繰入・ のれん償却前)	73,537	86,417
のれん償却額	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	73,537	86,417
一般貸倒引当金繰入額	△9,754	△1,680
業務純益	63,782	84,737
うち債券関係損益	△111	—
臨時損益	6,460	△2,580
不良債権関連処理額	△15,619	△33,571
貸出金償却	△1,400	△10
個別貸倒引当金繰入額	△14,231	△33,218
その他の債券売却損等	12	△342
貸倒引当金戻入益・取立益等	423	3,052
投資関係損益	24,629	25,224
株式等関係損益	15,215	△34,129
ファンド関連損益	9,414	59,354
その他	△2,972	2,713
経常利益	70,243	82,156
特別損益	384	△100
うち固定資産処分損益	384	△100
税引前当期純利益	70,628	82,056
法人税、住民税及び事業税	△29,010	△36,330
法人税等調整額	6,616	11,106
法人税等合計	△22,393	△25,223
当期純利益	48,234	56,832

(注) 1. その他の債券売却損益等 偶発損失引当金繰入+貸出債権売却損益(その他経常損益分)
2. うち固定資産処分損益 うち固定資産処分益+うち固定資産処分損・減損損失

② 営業経費の内訳(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
給与・手当	16,573	16,983
退職給付費用	2,257	2,262
福利厚生費	2,732	2,879
減価償却費	5,388	5,361
土地建物機械賃借料	2,410	2,392
営繕費	3,719	3,978
消耗品費	670	591
給水光熱費	279	284
旅費	246	293
通信費	361	390
広告宣伝費	35	23
租税公課	7,414	7,816
その他	10,891	10,895
合計	52,982	54,154

(注) その他 その他+諸会費・寄附金・交際費

II. 参考情報

③ 部門別損益の内訳(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)			当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用収支	106,740	—	106,740	129,791	—	129,791
資金運用収益	160,461	—	160,461	174,261	—	174,261
資金調達費用	53,720	—	53,720	44,470	—	44,470
役務取引等収支	14,584	—	14,584	9,677	—	9,677
役務取引等収益	15,026	—	15,026	10,368	—	10,368
役務取引等費用	442	—	442	691	—	691
その他業務収支	5,194	—	5,194	1,102	—	1,102
その他業務収益	14,095	—	14,095	15,035	—	15,035
その他業務費用	8,901	—	8,901	13,933	—	13,933
業務粗利益	126,519	—	126,519	140,571	—	140,571
業務粗利益率	0.73%	—	0.73%	0.78%	—	0.78%

(注) 1. 「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。

2. 業務粗利益率 業務粗利益/資金運用勘定平均残高

④ 資金運用勘定・調達勘定の分析(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)			当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用勘定						
平均残高	17,342,246	—	17,342,246	17,934,921	—	17,934,921
利息	160,461	—	160,461	174,261	—	174,261
利回り	0.93%	—	0.93%	0.97%	—	0.97%
うち貸出金						
平均残高	14,258,798	—	14,258,798	14,520,930	—	14,520,930
利息	132,477	—	132,477	128,163	—	128,163
利回り	0.93%	—	0.93%	0.88%	—	0.88%
うち有価証券						
平均残高	2,543,494	—	2,543,494	2,743,010	—	2,743,010
利息	22,324	—	22,324	41,401	—	41,401
利回り	0.88%	—	0.88%	1.51%	—	1.51%
うち預け金						
平均残高	44,356	—	44,356	49,452	—	49,452
利息	38	—	38	57	—	57
利回り	0.09%	—	0.09%	0.12%	—	0.12%
資金調達勘定						
平均残高	15,746,640	—	15,746,640	17,263,949	—	17,263,949
利息	53,720	—	53,720	44,470	—	44,470
利回り	0.34%	—	0.34%	0.26%	—	0.26%
うち債券・社債						
平均残高	6,042,709	—	6,042,709	6,311,778	—	6,311,778
利息	26,234	—	26,234	22,806	—	22,806
利回り	0.43%	—	0.43%	0.36%	—	0.36%
うち借入金						
平均残高	9,379,932	—	9,379,932	10,338,159	—	10,338,159
利息	27,606	—	27,606	21,961	—	21,961
利回り	0.29%	—	0.29%	0.21%	—	0.21%

(注) 1. 「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。

2. 預け金平均残高 預け金-(当座預け金+日銀預け金)

II. 参考情報

⑤ 役務取引等収支の内訳(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)			当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
役務取引等収益	15,026	—	15,026	10,368	—	10,368
うち預金・貸出業務	13,149	—	13,149	7,872	—	7,872
役務取引等費用	442	—	442	691	—	691
うち為替業務	—	—	—	—	—	—
役務取引等収支	14,584	—	14,584	9,677	—	9,677

(注) 1. 「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。

2. うち預金・貸出業務 出融資事務手数料+出融資約諾手数料

⑥ その他業務収支の内訳(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)			当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
その他業務収支	5,194	—	5,194	1,102	—	1,102
外国為替売買損益	△6,587	—	△6,587	15,035	—	15,035
国債等債券損益	△111	—	△111	—	—	—
その他	11,893	—	11,893	△13,933	—	△13,933

(注) 1. 「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。

2. 外国為替売買損益 外国為替売買益-外国為替売買損
国債等債券損益 国債等債券売却益+同償還益-同売却損-同償還損-同償却
その他 上記以外(差額計算)

(5) 諸比率等

① 利鞘(単体)

(単位:%)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)		当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	
	(1) 資金運用利回①	0.93		0.97
(イ) 貸出金利回	0.93		0.88	
(ロ) 有価証券利回	0.88		1.51	
(2) 資金調達原価②	0.69		0.58	
(イ) 預金等利回	—		—	
(ロ) 外部負債利回	0.36		0.27	
(3) 総資金利鞘①-②	0.23		0.39	

(注) 外部負債 = 債券+コールマネー+借入金+短期社債+社債

② 1株当たり情報(単体)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)		当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	
	1株当たり純資産額	63,652.12円		64,581.04円
1株当たり当期純利益金額	935.69//		1,364.19//	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)		当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	
	当期純利益	48,234百万円		56,832百万円
普通株主に帰属しない金額 (特定投資業務に係る当期 純利益のうち国庫に帰属 すべき額に相当する金額)	7,408 //		△2,690 //	
普通株式に係る当期純利益	40,826 //		59,523 //	
普通株式の期中平均株式数	43,632千株		43,632千株	

II. 参考情報

③ 利益率(単体)

(単位: %)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)		当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	
	ROA			
総資產業務純利益率 (一般貸倒引当金繰入前)		0.38		0.40
総資産経常利益率		0.36		0.38
総資産当期純利益率		0.25		0.27
ROE				
自己資本業務純利益率 (一般貸倒引当金繰入前)		2.15		2.40
自己資本経常利益率		2.05		2.28
自己資本当期純利益率		1.41		1.58

(注) ROA分母は資産の部の平均残高
ROE分母は純資産の部の平均残高

④ 支払承諾の残高内訳(単体)

種類	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)		当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
保証	82	446,616	64	557,127

⑤ 1店舗当たり貸出金(単体)

(単位: 百万円)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
1店舗当たり貸出金	1,348,883	1,317,341

⑥ 職員1人当たり貸出金(単体)

(単位: 百万円)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
職員1人当たり貸出金	12,063	11,528

⑦ 中小企業等貸出金(単体)

		前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
中小企業等貸出金残高①	百万円	974,006	957,864
総貸出金残高②	百万円	14,837,718	14,490,759
中小企業等貸出金比率①/②	%	6.56	6.61
中小企業等貸出先件数③	件	839	825
総貸出先件数④	件	2,378	2,302
中小企業等貸出先件数比率③/④	%	35.28	35.84

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、サービス業は100人、小売業は50人)以下の企業等であります。

II. 参考情報

2. 金融再生法開示債権の状況(単体)

金融再生法開示債権(部分直接償却実施後)

(単位:百万円)

	前事業年度末 (2021年3月末)	当事業年度末 (2022年3月末)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	34,543	6,368
危険債権	47,047	72,913
要管理債権	30,999	25,213
小計	112,590	104,495
正常債権	15,192,612	14,963,176
合計	15,305,202	15,067,672

(単位:百万円)

	前事業年度末 (2021年3月末)	当事業年度末 (2022年3月末)
部分直接償却実施額	13,226	7,134

開示債権合計残高(未残、部分直接償却実施後)に対する比率

(単位:%)

	前事業年度末 (2021年3月末)	当事業年度末 (2022年3月末)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.23	0.04
危険債権	0.31	0.48
要管理債権	0.20	0.17
正常債権	99.26	99.31

保全状況

(単位:%)

	前事業年度末 (2021年3月末)	当事業年度末 (2022年3月末)
保全率(部分直接償却実施後)		
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権	100.0	100.0
危険債権	100.0	100.0
要管理債権	100.0	95.6
信用部分に対する引当率 (部分直接償却実施後)		
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権	100.0	100.0
危険債権	100.0	100.0
要管理債権	100.0	93.1
その他の債権に対する引当率 (部分直接償却実施後)		
要管理債権以外の要注意先債権	1.0	0.9
正常先債権	0.1	0.1

3. リスク管理債権の状況(連結)

リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況

(単位: 億円)

	前連結会計年度末 (2021年3月末)	当連結会計年度末 (2022年3月末)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	345	63
危険債権	470	729
要管理債権	309	252
うち三月以上延滞債権	—	—
うち貸出条件緩和債権	309	252
合計	1,125	1,044
正常債権	151,118	148,184

業種別リスク管理債権

(単位: 億円)

	前連結会計年度末 (2021年3月末)	当連結会計年度末 (2022年3月末)
製造業	92	462
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	42	—
電気・ガス・熱供給・水道業	110	118
情報通信業	—	0
運輸業、郵便業	18	15
卸売業、小売業	79	78
金融業、保険業	54	38
不動産業、物品賃貸業	627	258
各種サービス業	99	73
地方公共団体	—	0
その他	—	0
合計	1,124	1,044

(注)各年度のリスク管理債権の定義に基づく

4. 自己資本比率の状況

自己資本比率の状況につきましては、III.自己資本充実の状況(P164~176)に記載しております。

II. 参考情報

5. 特定投資業務に係る業務別収支計算書(単体)

当事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位:百万円)

科目	特定投資業務	特定投資業務以外の業務	合計
経常収益	28,028	252,179	280,207
資金運用収益	22,286	151,974	174,261
役務取引等収益	1,543	8,825	10,368
その他業務収益	—	15,035	15,035
その他経常収益	4,197	76,343	80,541
経常費用	38,357	159,693	198,050
資金調達費用	—	44,470	44,470
役務取引等費用	32	659	691
その他業務費用	—	13,933	13,933
営業経費	2,819	51,334	54,154
その他経常費用	35,505	49,295	84,801
経常利益又は経常損失(△)	△10,329	92,486	82,156
特別利益	—	30	30
特別損失	—	131	131
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△10,329	92,385	82,056
法人税等合計	△4,595	29,819	25,223
当期純利益又は当期純損失(△)	△5,734	62,566	56,832

(注記)

1. 業務別収支計算書及び注記の作成の基礎

業務別収支計算書及び注記は、株式会社日本政策投資銀行が、株式会社日本政策投資銀行法(以下「法」という。)附則第2条の19の規定により、特定投資業務と特定投資業務以外の業務の区分ごとの収支の状況及び、当該事業年度の末日において特定投資業務に係る利益又は損失としてその他利益剰余金を特定投資剰余金に振り替える額の算定の過程を記載した書類を財務大臣に提出するとともに、これを公表するために、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令附則第2条第1項に準拠し、作成している。

業務別収支計算書及び注記の作成に当たり採用した重要な会計方針は、以下の「2.重要な会計方針」のとおりである。

2. 重要な会計方針

(整理方法)

(1)次に掲げる収益又は費用は、次の方法により法附則第2条の19各号に掲げる業務に整理。

(i)貸倒引当金戻入益及び貸倒引当金繰入額のうち一般貸倒引当金の繰入額及び取崩額 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る貸出金の額のうちそれぞれ一般貸倒引当金の計上対象となるものの期首及び期末の平均残高の額の比率により配分。

(ii)営業経費 特定投資業務に係る貸出金、有価証券(ただし国債は除く。)及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権(貸出金及び有価証券を除く。)の額の合計額の期首及び期末の平均残高の額に株式会社日本政策投資銀行の平均営業経費の額(当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額を平均したものをいう。)を株式会社日本政策投資銀行の平均投融資残高の額(当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の貸出金、有価証券(ただし国債は除く。)及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権(貸出金及び有価証券を除く。)の額の合計額の期首及び期末の平均残高の額を平均したものをいう。)で除して得た比率を乗じて得た額(小数点以下を四捨五入するものとする。)を特定投資業務に係る営業経費の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る営業経費の額に整理。

II. 参考情報

(iii) その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするものとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。)に係る営業経費及びこれに類する費用 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券(ただし国債は除く。)及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権(貸出金及び有価証券を除く。)の額の合計額の当該事業者における期首及び期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理。

(iv) その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするものとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。)に係る収益(特定投資業務に直接整理できるものを除く。) 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券(ただし国債は除く。)及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権(貸出金及び有価証券を除く。)の額の合計額の当該事業者における期首及び期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理。

(v) 法人税等合計 特定投資業務に係る税引前当期純利益又は税引前当期純損失の額に、特定投資業務に係る法人税法(昭和40年法律第34号)第23条第1項に規定する配当等の額及び同法第23条の2第1項に規定する剰余金の配当等の額を減少した額に法定実効税率を乗じて得た額を特定投資業務に係る法人税等合計の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の法人税等合計の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る法人税等合計の額に整理。

(vi) 外貨建資産に係る為替差損益 特定投資業務のうち外貨建てで資産を計上しているものについては、当該業務に関する為替差損益を特定投資業務以外の業務に整理。

(2) (1)に掲げる収益又は費用以外のものは、法附則第2条の19各号に掲げる業務に直接整理。

III. 自己資本充実の状況

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に基づき、自己資本比率を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

(参考)

当行及び当行グループは、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出において標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出において基礎的手法を採用しております。また、当行及び当行グループはマーケット・リスク規制を導入しておりません。

また、自己資本比率の補完的指標であるレバレッジ比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準」(平成31年金融庁告示第11号)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

[1] 自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成に関する開示事項(連結)

(単位：百万円、%)

項目	2021年3月31日	2022年3月31日	国際様式の 該当番号
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目(1)			
普通株式に係る株主資本の額	2,024,471	1,977,060	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	1,336,890	1,242,506	1a
うち、利益剰余金の額	695,696	750,174	2
うち、自己株式の額(△)	—	—	1c
うち、社外流出予定額(△)	8,115	15,620	26
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
普通株式に係る新株予約権の額	—	—	1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	1,655,075	1,823,412	3
普通株式等Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—	5
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,679,548	3,800,473	6
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目(2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	34,893	32,942	8+9
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	22,673	20,852	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	12,219	12,090	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	2,319	224	10
繰延ヘッジ損益の額	13,271	10,798	11
適格引当金不足額	—	—	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	14
退職給付に係る資産の額	1,105	1,799	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	21

III. 自己資本充実の状況

項目	2021年3月31日	2022年3月31日	(単位：百万円、%)	
			国際株式の 該当番号	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	22	
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	23	
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	24	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	25	
その他Tier1 資本不足額	—	—	27	
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額 (口)	51,590	45,766	28	
普通株式等Tier1 資本				
普通株式等Tier1 資本の額((イ)-(口)) (ハ)	3,627,957	3,754,707	29	
その他Tier1 資本に係る基礎項目(3)				
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—		31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	30	31b
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—	—		32
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	—	—		
その他Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	1,875	1,757	34-35	
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	33+35	
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—	—	33	
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	—	—	35	
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	1,875	1,757	36	
その他Tier1 資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	—	—	37	
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	38	
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	39	
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	17	19	40	
Tier2 資本不足額	—	—	42	
その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	17	19	43	
その他Tier1 資本				
その他Tier1 資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)	1,858	1,738	44	
Tier1 資本				
Tier1 資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	3,629,815	3,756,445	45	
Tier2 資本に係る基礎項目(4)				
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—		
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—		46
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	—	—		
特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	—	—		
Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	441	382	48-49	
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	47+49	
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—	—	47	
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	—	—	49	
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	29,098	30,675	50	
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	29,098	30,675	50a	
うち、適格引当金Tier2 算入額	—	—	50b	
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	29,539	31,057	51	

III. 自己資本充実の状況

(単位：百万円、%)

項目	2021年3月31日	2022年3月31日	国際様式の 該当番号
Tier2 資本に係る調整項目(5)			
自己保有Tier2 資本調達手段の額	—	—	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額及び その他外部TLAC関連調達手段の額	—	—	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段及び その他外部TLAC関連調達手段の額	—	—	54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段及び その他外部TLAC関連調達手段の額	—	—	55
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	—	—	57
Tier2 資本			
Tier2 資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	29,539	31,057	58
総自己資本			
総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	3,659,354	3,787,502	59
リスク・アセット(6)			
リスク・アセットの額 (ヲ)	21,787,451	22,112,712	60
連結自己資本比率(7)			
連結普通株式等Tier1 比率((ハ)/(ヲ))	16.65%	16.97%	61
連結Tier1 比率((ト)/(ヲ))	16.66%	16.98%	62
連結総自己資本比率((ル)/(ヲ))	16.79%	17.12%	63
調整項目に係る参考事項(8)			
少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額	106,410	114,899	72
その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る 調整項目不算入額	3,538	3,803	73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。) に係る調整項目不算入額	—	—	74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	6,394	18,752	75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項(9)			
一般貸倒引当金の額	29,098	30,675	76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	269,591	273,422	77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向け エクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の 合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—	—	78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	—	—	79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項(10)			
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—	—	82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入 上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—	—	83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	—	—	84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入 上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—	—	85

【2】定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 告示第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下、「連結グループ」)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき連結の範囲(以下、「会計連結範囲」)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因 相違はありません。</p> <p>(2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容 連結子会社 45社 主要な連結子会社 P177(『グループ会社』欄)をご参照ください。</p> <p>(3) 告示第9条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融関連業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容 該当ありません。</p> <p>(4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額ならびに主要な業務の名称 該当ありません。</p> <p>(5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要 該当ありません。</p>
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	P68～72(『リスク管理』の『統合リスク管理』欄)をご参照ください。
3. 連結グループ全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	P68～73(『リスク管理』)をご参照ください。
4. 信用リスクに関する事項	<p>イ. リスク管理の方針及び手続の概要 P68～69(『リスク管理』の『統合リスク管理 信用リスク』欄)をご参照ください。</p> <p>ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等 リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは実施しておりません。 (株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)</p>
5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	<p>当行では、与信先の信用力の高低により必要に応じて担保・保証を取得しており、その取得にあたっては担保物件の処分により回収が確実と見込まれる金額の多寡や保証人の信用力等の観点から個々に有効性を判断しております。</p> <p>担保評価等は、原則として投融資部店からの依頼に基づき、審査部が実施しております。投融資部店及び審査部はこの結果に基づき信用リスク管理を行っており、また原則全ての担保物件について年1～2回の評価の見直しを実施して、担保物件の最新の状況を把握しております。</p>
6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	<p>当行は、取引相手の格付や与信額の規模等を定期的に参照して、取引開始の可否の決定や既存取引のリスク把握を実施しています。</p>

III. 自己資本充実の状況

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当行が保有している証券化エクスポージャーは、その多くが内部格付手法における「特定貸付債権」(自己資本比率告示第1条第47号)に該当しており、それらのエクスポージャーについては通常の企業向け与信に適用される行内格付とは異なる、特定貸付債権の特性により適した評点制度に基づき格付を付与し、その高低に応じたリスク管理を実施しております。なお、当該格付はエクスポージャーの新規取得時に付与するのみならず、その後も定期的に見直しを行っております。

また、当行は主に投資家として証券化取引及び再証券化取引に取り組んでおり、取得したエクスポージャーについては満期までの保有を原則としております。

ロ. 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

当行では信用リスク管理の枠組みの中で必要な体制の整備を構築しております。すなわち、営業担当部署においては信用リスク管理の一環として包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時把握するよう努めており、信用力に変動が生じていないかどうかについてモニタリングを行っております。また、斯かる情報については審査部にも提供され、審査部は必要に応じてかかる情報に基づき債務者格付の変更等を随時実施しております。

ハ. 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化を行った場合の当該証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等及び関連法人のうち、当該連結グループが行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称

該当ありません。

ニ. 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称及び当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響

該当ありません。

ホ. 証券化取引に関する会計方針

投資家として証券化取引を行っております。当該取引に対する会計処理に関しては、「金融商品に関する会計基準」等に従って適正な処理を行っております。

ヘ. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ(S&P)。

マーケット・リスク相当額に係る額を算入しておりません。

8. マーケット・リスクに関する事項

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

P72(『リスク管理』の『統合リスク管理 オペレーショナル・リスク』欄)をご参照ください。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

基礎的手法を採用しております。

10. 出資又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

P70(『リスク管理』の『統合リスク管理 投資リスク』欄)をご参照ください。

11. 金利リスクに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

P71(『リスク管理』の『統合リスク管理 市場リスク 金利リスク』欄)をご参照ください。

ロ. 金利リスクの算定手法の概要

定量的な開示事項である Δ EVE及び Δ NIIは、平成26年金融庁告示第7号にて定められている金利ショックに対する経済価値変動額及び期間収益変動額を通貨別に計測した上で、 Δ EVEは変動額が損失となる通貨についてのみの単純合算、 Δ NIIは変動額の単純合算により、算定しております。

また、当行では、以下の方法により金利リスクを算定しております。

- ①VaR: 保有期間1年、観測期間10年、信頼区間99.9%、分散・共分散法により計測
- ②BPV: 金利が平行移動(パラレルシフト)した場合の経済価値変動額を計測

III. 自己資本充実の状況

【3】定量的な開示事項

定量的な開示事項(連結)

1. リスク・アセットの概要

(単位：百万円)

	リスク・アセット		所要自己資本	
	2021年3月31日	2022年3月31日	2021年3月31日	2022年3月31日
信用リスク	12,220,757	11,786,801	977,660	942,943
うち、標準的手法適用分	11,759,354	11,212,568	940,748	897,005
その他	461,403	574,233	36,912	45,938
カウンターパーティ信用リスク	168,745	122,550	13,498	9,802
うち、カレント・エクスポージャー方式適用分	44,178	30,098	3,534	2,407
うち、CVAリスク	124,286	92,198	9,942	7,375
うち、中央清算機関関連エクスポージャー	281	254	22	20
その他	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(ルック・スルー方式)	1,711,562	1,862,240	136,924	148,979
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(マンドート方式)	2,091,820	2,473,435	167,345	197,874
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(蓋然性方式250%)	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(蓋然性方式400%)	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(フォールバック方式1.250%)	1,348,517	1,749,545	107,881	139,963
未決済取引	—	—	—	—
信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー	4,001,100	3,822,811	320,086	305,824
うち、外部格付準拠方式適用分	31,984	30,738	2,558	2,459
うち、標準的手法準拠方式適用分	1,187,906	1,115,585	95,032	89,246
うち、1.250%のリスク・ウェイト適用分	2,781,210	2,676,488	222,496	214,119
オペレーショナル・リスク	220,111	238,935	17,608	19,114
うち、基礎的手法適用分	220,111	238,935	17,608	19,114
特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	24,833	56,390	1,986	4,511
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
合計	21,787,451	22,112,712	1,742,988	1,769,010

III. 自己資本充実の状況

2. 信用リスクに関する事項

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち次に掲げる区分ごとの額

(1) 地域別

(単位：百万円)

	2022年3月31日
国内	19,946,845
海外	109,503
合計	20,056,349

(注) 「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。

(2) 業種別又は取引相手別

(単位：百万円)

	2022年3月31日
製造業	4,045,647
農業、林業	606
漁業	0
鉱業、採石業、砂利採取業	177,643
建設業	62,333
電気・ガス・熱供給・水道業	2,942,341
情報通信業	216,260
運輸業、郵便業	3,260,440
卸売業、小売業	1,173,467
金融業、保険業	3,533,494
不動産業、物品賃貸業	2,744,407
各種サービス業	476,165
地方公共団体	12,771
その他	1,410,767
合計	20,056,349

(3) 残存期間別

(単位：百万円)

	2022年3月31日
5年以下	10,611,629
5年超10年以下	4,934,996
10年超15年以下	1,461,928
15年超	1,385,018
期間のないもの等	1,662,776
合計	20,056,349

ロ. 信用リスク削減手法

(単位：百万円)

	2022年3月31日				
	非保全 エクスポージャー	保全された エクスポージャー	担保で保全された エクスポージャー	保証で保全された エクスポージャー	クレジット・ デリバティブで 保全された エクスポージャー
貸出金	12,318,137	1,054,757	—	921,274	—
有価証券(負債性のもの)	1,351,675	12,394	—	12,394	—
その他オン・バランスシートの資産 (負債性のもの)	705,013	—	—	—	—
合計	14,374,825	1,067,151	—	933,668	—
うちデフォルトしたもの	59	—	—	—	—

III. 自己資本充実の状況

八. 標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー

(単位：百万円)

資産クラス/リスク・ウェイト	2022年3月31日								
	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)								
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	250%	1,250%	合計
現金	2	—	—	—	—	—	—	—	2
日本国政府及び日本銀行向け	1,609,101	—	—	—	—	—	—	—	1,604,462
外国の中央政府及び 中央銀行向け	244,753	—	—	—	—	—	—	—	244,753
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	12,771	—	—	—	—	—	—	—	12,771
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	500	—	—	—	—	—	500
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関及び 第一種金融商品取引業者向け	—	—	1,486,905	12,982	4,010	—	—	—	1,508,536
法人等向け	36,320	211,083	1,216,657	7,757,122	4,891,847	—	—	—	14,113,029
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	898,927	—	—	—	898,927
三月以上延滞等 (抵当権付住宅ローンを除く。)	—	—	—	—	—	59	—	—	59
抵当権付住宅ローンに係る 三月以上延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—
出資等(重要な出資を除く。)	—	—	—	—	970,721	—	—	—	970,721
合計	1,902,947	211,083	2,704,062	7,770,104	6,765,505	59	—	—	19,353,760

III. 自己資本充実の状況

3. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

イ. カウンターパーティ信用リスクに関する事項

(1) 手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額

(単位：百万円)

	2022年3月31日	
	信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額
カレント・エクスポージャー方式	113,676	30,098

(2) 業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー

(単位：百万円)

	2022年3月31日								
	与信相当額(信用リスク削減効果勘案後)								
	0%	10%	20%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
日本国政府及び日本銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2	—	—	—	—	—	—	—	2
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	103,605	—	—	—	—	—	103,605
法人等向け	—	—	109	1,207	—	8,734	—	—	10,050
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	17	—	—	17
合計	2	—	103,714	1,207	—	8,751	—	—	113,674

ロ. CVAリスクに対する資本賦課

(単位：百万円)

	2022年3月31日	
	信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で除して得た額)
標準的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計	113,845	92,198

III. 自己資本充実の状況

八. 担保の内訳

(単位:百万円)

	2022年3月31日					
	派生商品取引で使用される担保				レポ形式の取引で使用される担保	
	受入担保の公正価値		差入担保の公正価値		受入担保の 公正価値	差入担保の 公正価値
	分別管理 されている	分別管理 されていない	分別管理 されている	分別管理 されていない		
現金(国内通貨)	—	—	—	—	—	—
現金(外国通貨)	—	—	—	—	—	—
国内ソブリン債	—	—	—	—	—	—
その他ソブリン債	—	—	—	—	—	—
政府関係機関債	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—
その他担保	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

二. クレジット・デリバティブ取引のエクスポージャー

(単位:百万円)

	2022年3月31日	
	購入した プロテクション	提供した プロテクション
想定元本		
シングルネーム・クレジット・デフォルト・スワップ	—	—
インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ	—	—
トータル・リターン・スワップ	—	—
クレジットオプション	—	—
その他のクレジット・デリバティブ	—	—
想定元本合計	—	—
公正価値		
プラスの公正価値(資産)	—	—
マイナスの公正価値(負債)	—	—

ホ. 中央清算機関向けエクスポージャー

(単位:百万円)

	2022年3月31日	
	中央清算機関向け エクスポージャー (信用リスク削減手法 適用後)	リスク・アセットの額
適格中央清算機関へのエクスポージャー(合計)	/	254
適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー (当初証拠金を除く。)	12,745	254
(i) 派生商品取引(上場以外)	12,745	254
(ii) 派生商品取引(上場)	—	—
(iii) レポ形式の取引	—	—
(iv) クロスプロダクト・ネットティングが承認された場合の ネットティング・セット	—	—
分別管理されている当初証拠金	32,000	/
分別管理されていない当初証拠金	—	—
事前拠出された清算基金	—	—
未拠出の清算基金	—	—

III. 自己資本充実の状況

4. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 原資産の種類別の証券化エクスポージャー(信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。)

(単位:百万円)

	2022年3月31日				
	自金融機関が オリジネーター	自金融機関が スポンサー	自金融機関が投資家		小計
			資産譲渡型 証券化取引	合成型 証券化取引	
リテール(合計)	—	—	—	—	—
ホールセール(合計)	—	—	1,404,589	—	1,404,589
ストラクチャード・ファイナンス	—	—	1,404,589	—	1,404,589
その他	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—

(2) 信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本

(単位:百万円)

	2022年3月31日
エクスポージャーの額(リスク・ウェイト区分別)	
20%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	60,983
20%超50%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	1,835
50%超100%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	1,119,224
100%超1,250%未満のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	8,427
1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	214,119
所要自己資本の額(算出方法別)	
外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	2,459
標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	89,246
1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	214,119

5. 金利リスク(単体)

(単位:億円)

	2021年3月31日		2022年3月31日	
	ΔEVE	ΔNII	ΔEVE	ΔNII
上方パラレルシフト	3	94	—	138
下方パラレルシフト	1,157	Δ225	815	Δ260
スティープ化	13	/	21	/
フラット化	811	/	577	/
短期金利上昇	125	/	98	/
短期金利低下	20	/	31	/
最大値	1,157	94	815	138
	2021年3月31日		2022年3月31日	
Tier1資本の額	36,125		37,322	

III. 自己資本充実の状況

連結レバレッジ比率の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項目	2021年 3月31日	2022年 3月31日	国際様式 (表2)の 該当番号	国際様式 (表1)の 該当番号
オン・バランス資産の額(1)				
調整項目控除前のオン・バランス資産の額	19,358,916	19,542,439	1	
連結貸借対照表における総資産の額	19,895,296	20,195,666	1a	1
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率の範囲に 含まれない子法人等の資産の額(△)	—	—	1b	2
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率の範囲に 含まれる子会社の資産の額 (連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。)	—	—	1c	7
連結貸借対照表における総資産の額から控除される 調整項目以外の資産の額(△)	536,380	653,227	1d	3
Tier1資本に係る調整項目の額(△)	38,336	34,986	2	7
オン・バランス資産の額 (イ)	19,320,579	19,507,453	3	
デリバティブ取引等に関する額(2)				
デリバティブ取引等に関するRCの額に1.4を乗じた額	—	—	4	
デリバティブ取引等に関する再構築コストの額	135,643	70,324		
デリバティブ取引等に関するPFEの額に1.4を乗じた額	—	—	5	
デリバティブ取引等に関するアドオンの額	78,693	73,069		
デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額	13,326	40,465		
連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に 関連して差し入れた担保の対価の額	—	—	6	
連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に 関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額	—	—		
デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の 対価の額のうち控除する額(△)	—	—	7	
清算会員である銀行又は銀行持株会社が補償を義務づけられて いない顧客とのトレード・エクスポージャーの額(△)	—	—	8	
クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合に おける調整後想定元本の額	—	—	9	
クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合に おける調整後想定元本の額から控除した額(△)	—	—	10	
デリバティブ取引等に関する額 (ロ)	227,662	183,859	11	4
レボ取引等に関する額(3)				
レボ取引等に関する資産の額	—	—	12	
レボ取引等に関する資産の額から控除した額(△)	—	—	13	
レボ取引等に関するカウンターパーティ・リスクの エクスポージャーの額	—	—	14	
代理取引のエクスポージャーの額	—	—	15	
レボ取引等に関する額 (ハ)	—	—	16	5
オフ・バランス取引の額(4)				
オフ・バランス取引の想定元本の額	1,695,244	1,748,435	17	
オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への 変換調整の額(△)	510,137	598,850	18	
オフ・バランス取引の額 (ニ)	1,185,107	1,149,585	19	6
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率(5)				
資本の額 (ホ)	3,629,815	3,756,446	20	
総エクスポージャーの額((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)) (ヘ)	20,733,349	20,840,898	21	8
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率((ホ)/(ヘ))	17.50%	18.02%	22	

III. 自己資本充実の状況

(単位：百万円)

項目	2021年 3月31日	2022年 3月31日	国際様式 (表2)の 該当番号	国際様式 (表1)の 該当番号
日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率 (6)				
総エクスポージャーの額 (ヘ)	20,733,349	20,840,898		
日本銀行に対する預け金の額	1,326,532	1,312,924		
日本銀行に対する預け金を算入する場合の 総エクスポージャーの額 (ヘ')	22,059,881	22,153,823		
日本銀行に対する預け金を算入する場合の 連結レバレッジ比率 ((ホ)／(ヘ'))	16.45%	16.95%		

主要な指標(連結)

(単位：百万円、%)

	2021年3月31日	2021年9月30日	2022年3月31日
資本			
普通株式等Tier1資本の額	3,627,957	3,714,491	3,754,707
Tier1資本の額	3,629,815	3,716,197	3,756,446
総自己資本の額	3,659,355	3,738,895	3,787,503
リスク・アセット			
リスク・アセットの額	21,787,451	21,811,569	22,112,712
自己資本比率			
連結普通株式等Tier1比率	16.65%	17.02%	16.97%
連結Tier1比率	16.66%	17.03%	16.98%
連結総自己資本比率	16.79%	17.14%	17.12%
連結レバレッジ比率			
総エクスポージャーの額	20,733,349	20,400,241	20,840,898
連結レバレッジ比率	17.50%	18.21%	18.02%

会社情報

商号	株式会社日本政策投資銀行
設立	2008年10月
本店所在地	〒100-8178 東京都千代田区大手町1丁目9番6号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー Tel: 03-3270-3211
資本金	1兆4億24百万円
従業員数	1,809名(単体1,257名)

(2022年3月末時点)




グループ会社

DBJグループはお客様のニーズにあわせて多様なサービスを提供しています。



海外拠点

DBJ Singapore Limited	シンガポールに拠点を置く現地法人子会社。主にアジア・太平洋地域における投融資サポート業務やアドバイザーサービス業務、現地情報の収集・発信を実施しています。
DBJ Europe Limited	英国ロンドンに拠点を置く現地法人子会社。主に欧州における投融資のサポート業務を展開しているほか、現地情報の収集・発信を実施しています。
政投銀投資諮詢(北京)有限公司	北京・上海に拠点を置く現地法人子会社。主に中国における投融資のサポート業務を展開しているほか、現地情報の収集・発信を実施しています。
DBJ Americas Inc.	米国ニューヨークに拠点を置く現地法人子会社。主に米州における投融資サポート業務を展開しているほか、現地情報の調査・発信を実施しています。




投資/証券/アセットマネジメント

DBJキャピタル株式会社	DBJグループのベンチャーキャピタル。主にアーリーステージのベンチャー企業に対するエクイティ投資とハンズオンによる成長支援を行っています。	 DBJキャピタル株式会社 日本政策投資銀行グループ
DBJ証券株式会社	DBJグループの投融資機能を補完する証券子会社。オルタナティブ商品分野を中心に最適な資金調達をサポート、資金運用機会を提供し、多様なニーズに柔軟に対応します。	 DBJ証券株式会社 日本政策投資銀行グループ
DBJアセットマネジメント株式会社	不動産、PE、インフラ投資専門の投資運用会社。DBJグループの総合的な金融力を背景としながら、投資家に対し良質な投資機会を提供しています。	 DBJアセットマネジメント 日本政策投資銀行グループ

調査/コンサルティング

株式会社日本経済研究所	調査・コンサルティングを主とする総合シンクタンク。パブリック、ソリューション、国際の3つの調査分野のシナジー効果を活かし、総合的な観点からお客様のニーズに応えます。	 株式会社日本経済研究所 Japan Economic Research Institute Inc.
株式会社価値総合研究所	先進的技術知見や独自の経済モデルを用いた分析に強みを有する総合シンクタンク。広範な政策課題にテラーメードのソリューションを提供しています。	 株式会社価値総合研究所 日本政策投資銀行グループ

不動産管理/ITサービス/シェアードサービス

DBJリアルエステート株式会社	DBJグループの管財機能を担う会社として、オフィスビルの賃貸、貸会議室、ビジネスライブラリー等の事業を行っています。	 DBJリアルエステート株式会社 日本政策投資銀行グループ
株式会社コンシスト	ITに関するコンサルティングから開発、保守・運用までワンストップで提供し、社会の課題をITの視点と技術で解決します。	 consist 株式会社コンシスト
DBJビジネスサポート株式会社	DBJグループのシェアードサービス事業等を行っており、事務の集約化・効率化等を通じて、DBJグループの事業をサポートする役割を担います。	 DBJビジネスサポート株式会社 日本政策投資銀行グループ



<https://www.dbj.jp>



本誌はFSC®認証紙を使用し、「Non-VOCインキ」を使い、環境に配慮して印刷しています。

Printed in Japan